

# 阿見町議会会議録

平成23年第2回定例会

(平成23年6月14日～6月24日)

阿見町議会

## 平成23年第2回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	17
◎会期日程	18
◎第1号（6月14日）	21
○出席，欠席議員	21
○出席説明員及び会議書記	21
○議事日程第1号	23
○開 会	24
・会議録署名議員の指名	24
・会期の決定	24
・諸般の報告	25
・議案第41号から議案第42号（上程，説明，質疑，討論，採決）	27
・議案第43号から議案第45号（上程，説明，質疑，討論，委員会付託）	33
・議案第46号から議案第53号（上程，説明，質疑，委員会付託）	35
・議案第54号（上程，説明，質疑，委員会付託）	40
・議案第55号（上程，説明，質疑，委員会付託）	41
○散 会	42
◎第2号（6月15日）	43
○出席，欠席議員	43
○出席説明員及び会議書記	43
○議事日程第2号	45
○一般質問通告事項一覧	46
○開 議	47
・一般質問	47
藤井 孝幸	47
平岡 博	72
細田 正幸	77
石井 早苗	86
柴原 成一	91
浅野 栄子	98

○散 会	114
◎第3号（6月16日）	115
○出席，欠席議員	115
○出席説明員及び会議書記	115
○議事日程第3号	117
○一般質問通告事項一覧	118
○開 議	119
・一般質問	119
難波 千香子	119
紙井 和美	132
川畑 秀慈	147
久保谷 充	163
・休会の件	169
○散 会	169
◎第4号（6月24日）	171
○出席，欠席議員	171
○出席説明員及び会議書記	171
○議事日程第4号	173
○開 議	174
・議案第43号から議案第45号（委員長報告，討論，採決）	174
・議案第46号から議案第53号（委員長報告，討論，採決）	176
・議案第54号（委員長報告，討論，採決）	191
・議案第55号（委員長報告，討論，採決）	192
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査 について	193
○閉 会	193

## 第 2 回 定例会

阿見町告示第118号

平成23年第2回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年6月7日

阿見町長 天 田 富司男

- 1 期 日 平成23年6月14日
- 2 場 所 阿見町議会議場

平成23年第2回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第1日	6月14日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・議案上程</li> <li>・提案理由の説明</li> <li>・質疑</li> <li>・委員会付託</li> </ul>
第2日	6月15日	(水)	午前10時	本会議	・一般質問（6名）
第3日	6月16日	(木)	午前10時	本会議	・一般質問（4名）
第4日	6月17日	(金)	午前10時	委員会	・総務（議案審査）
			午後2時	委員会	・民生教育（議案審査）
第5日	6月18日	(土)	休 会		・議案調査
第6日	6月19日	(日)	休 会		・議案調査
第7日	6月20日	(月)	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第8日	6月21日	(火)	休 会		・議案調査
第9日	6月22日	(水)	休 会		・議案調査
第10日	6月23日	(木)	休 会		・議案調査

第11日	6月24日	(金)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"><li>・委員長報告</li><li>・討論</li><li>・採決</li><li>・閉会</li></ul>
------	-------	-----	-------	-----	--

第 1 号

[ 6 月 14 日 ]

## 平成23年第2回阿見町議会定例会会議録（第1号）

平成23年6月14日（第1日）

### ○出席議員

1番	佐藤幸明君
2番	平岡博君
3番	川畑秀慈君
4番	難波千香子君
5番	紙井和美君
6番	久保谷充君
7番	石井早苗君
8番	柴原成一君
9番	浅野栄子君
10番	藤井孝幸君
11番	久保谷実君
12番	吉田憲市君
13番	小松沢秀幸君
14番	倉持松雄君
15番	大野孝志君
16番	櫛田豊君
17番	諏訪原実君
18番	細田正幸君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君
教	育	長 青山壽々子君
消	防	長 川村忠男君
総	務	部 長 坪田匡弘君

民 生 部 長	横 田 健 一 君
生 活 産 業 部 長	篠 崎 慎 一 君
都 市 整 備 部 長	横 田 充 新 君
教 育 次 長	竿 留 一 美 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	宮 本 寛 則 君
総 務 課 長	篠 原 尚 彦 君
企 画 財 政 課 長	湯 原 幸 徳 君
税 務 課 長	吉 田 衛 君
社 会 福 祉 課 長 兼 福 祉 セ ン タ ー 所 長	岡 田 稔 君
児 童 福 祉 課 長	高 須 徹 君
国 保 年 金 課 長	野 口 静 男 君
道 路 公 園 整 備 課 長	湯 原 一 博 君
水 道 課 長	坪 田 博 君
学 校 教 育 課 長	黒 井 寛 君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	小 口 勝 美
書 記	大 竹 久

## 平成23年第2回阿見町議会定例会

### 議事日程第1号

平成23年6月14日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）
- 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例の一部改正について）
- 日程第5 議案第43号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 議案第44号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第45号 阿見町災害弔慰金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第46号 平成23年度阿見町一般会計補正予算（第1号）
- 議案第47号 平成23年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第48号 平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第49号 平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第50号 平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第51号 平成23年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第52号 平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第53号 平成23年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第54号 土地の取得について
- 日程第8 議案第55号 町の区域の設定について

午前10時00分開会

○議長（佐藤幸明君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成23年第2回阿見町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤幸明君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

13番 小松沢 秀 幸 君

14番 倉 持 松 雄 君

を指名いたします。

---

会期の決定について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題にします。

本件については、去る6月7日、議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長諏訪原実君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長諏訪原実君登壇〕

○議会運営委員会委員長（諏訪原実君） おはようございます。それでは、会期の決定の件について御報告申し上げます。

平成23年第2回定例会につきまして、去る6月7日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は6名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から6月24日までの11日間で、日程につきましては、本日本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、6月15日は午前10時から本会議で一般質問、6名。

3日目、6月16日は午前10時から本会議で一般質問、4名。

4日目、6月17日は委員会で、午前10時から総務常任委員会。午後2時から民生教育常任委員会。

5日目から6日目までは休会で議案調査。

7日目、6月20日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

8日目から10日目までは休会で議案調査。

11日目、6月24日は最終日となりますが、午前10時から本会議で委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。各議員の御協力をよろしくお願いいたしまして、報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から6月24日までの11日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月24日までの11日間と決定しました。

---

#### 諸般の報告

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

町長より報告事項の申し入れがありますので、これを許します。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。本日は、平成23年第2回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私ともご多用の折にもかかわらずご出席をいただきまして、ここに定例会が開会されますことを心から感謝申し上げます。

また、このたびの東日本大震災により多くの尊い命が失われましたことに、心より哀悼の意を表しますとともに、被災されました皆様及びその家族の方々に謹んでお見舞いを申し上げます。本当に東日本大震災の以前と以後では、日本人の心、一人ひとりの心が随分変わってきたのかなと思います。本当に人間がこんなに優しくなれるんだなという思いを新聞等、またテレビ等でもよくされております。すばらしいなと、日本人はすばらしいなと、そういう感じを受けました。

早速ですが、報告事項を申し上げます。

初めに、平成22年度繰越明許について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告いたします。

平成22年度の事業施行に当たり、諸般の事情により年度内に事業完成並びに支出が困難となったため、予算の定めるところにより平成23年度に繰り越した事業は、お手元に配付しました平成22年度繰越明許費繰越計算書のとおりであります。

次に、平成22年度事故繰越について、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告いたします。

平成22年度の事業施行に当たり、震災の影響等避けがたい事故のため、年度内での事業完成並びに支出が困難となり、平成23年度に事故繰越をした事業は、お手元に配付いたしました平成22年度事故繰越繰越計算書のとおりであります。

次に、平成22年度水道事業予算の繰り越しについて、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告いたします。

平成22年度の水道事業施行に当たり、避けがたい事故のため、年度内での事業完成並びに支出が困難となり、平成23年度に繰り越した事業は、お手元に配付いたしました平成22年度水道事業予算繰越計算書のとおりであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第41号から議案第55号の15件であります。

次に、本日までに受理した陳情等は、大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める陳情書の1件です。内容はお手元に配付した参考資料のとおりです。

次に、監査委員から平成23年3月分から4月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、平成23年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、6月10日付で町長から報告がありました。内容はお手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

次に、平成22年度阿見町土地開発公社決算書及び平成23年度阿見町土地開発公社事業計画書の提出がありましたので、報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）

議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例の一部改正について）

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第4、議案第41号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）、議案第42号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例の一部改正について）、以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第41号及び議案第42号の専決処分の承認を求める議案について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第41号について申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布されたことに伴い、この改正を反映した国民健康保険税条例を4月1日より施行するため、3月31日をもって専決処分を行ったものであります。

主な改正内容としましては、中間所得層への配慮など、被保険者間の税負担の公平を図る観点から、国民健康保険税における基礎課税額の賦課限度額「50万円」を「51万円」に、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を「13万円」を「14万円」に、介護納付金課税額の賦課限度額「10万円」を「12万円」に、それぞれ引き上げたものであります。

なお、この案件につきましては、町国民健康保険運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添えます。

次に、議案第42号について申し上げます。

本案は、東日本大震災の被災者等の負担軽減を図るため、地方税法の一部を改正する法律が国会で本年4月27日可決成立されたことを受け、町税条例においても当該改正を4月27日より施行するため、同日をもって専決処分を行ったものであります。

主な改正内容としましては、個人町民税関係で、当該震災により受けた資産の損失の金額について、納税義務者の選択により平成22年において生じた損失の金額として、平成23年度分の個人町民税の雑損控除を適用することができることとされたものであります。

また、住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅が、居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き住宅借入金等特別税額控除を適用することができることとされたものであります。

固定資産税関係では、当該大震災により滅失又は損壊した家屋の敷地に供されていた土地で、住宅用地に係る課税標準の特例措置が適用されている場合においては、平成24年度から平成33年度まで住宅用地とみなして課税標準の特例措置を適用することができるため、その適用を受けようとする者がすべき申告等について規定したものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） あの、健康、41号健康保険税の上限が改正されたと。改正されたといいよりも値上げされたというふうに思いますけれども、阿見町において1万からそれぞれ2万上がっているわけですが、健康保険税はこれを値上げするとどんなふうに推移するのか。

あと、今まででも3年前ですか、4年前ですか、健康保険税が赤字になるっつうことで値上げ、これは大幅だと思んですけど、その後、健康保険の赤字が解消されて、年間6,000万ぐらい余剰金が出ていると思んですけど、それらの関係はどうなるのか説明をお願いしたい。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。まず1点目の、今回の限度額の引き上げによって、どのように推移していくのかというようなご質問でございますが、今回、基礎課税分で1万、後期高齢支援金の分で1万、介護納付金のほうで2万ということで4万の限度額の引き上げでございます。それによって、現段階では23年度の推測というのは、22年度の12月末現在の課税ベースで申し上げますと、基礎課税分医療分では143世帯、この方が引き上げに該当するというふうに想定しております。それによって140万円ほどの増額というようなことでございます。それと後期高齢支援金の課税分では424世帯、これによって440万程度の増額というようなことでございます。それと介護納付金の課税分、これにつきましては63世帯、それで150万円ほどの増収ということで、これが3つを合わせますと730万円ほどの増収というように見込まれるということでございます。

2点目の、増収が見込まれて税率の、余剰金があるということで税率の改正はないのかというようなことではあります。22年度の決算見込み、これは歳入歳出の差し引き額では4億7,400万ほどを見込んでおまして、21年度では3億6,200万円ということで、約1億1,100万円程度の繰り越しというように見込まれているところでございます。

この点につきましては、歳入の国庫負担金や支払基金からの交付金などの収入が多く交付されたということが大きな原因となっております。これは実績額の交付ということではな

く、概算額の交付ということで、翌年度に精算時には補助金返還ということが想定されております。また、歳出の後期高齢者支援金、老人保健拠出金、介護納付金など、当該年度分の概算払いのため、これは2年後の精算ということになりますので、毎年毎年差引額の増減が生じるというようなこととなります。

特に歳入における国庫負担金では、国保事業に係る経営が特に良好であるという場合に認められている、いわゆる特々調というような特別調整交付金——これが町では毎年認められておりまして、22年度実績では6,600万ほどの交付金を受けているところでございます。これらの交付金は、税率を抑制する貴重な財源ということになっておりますが、今年は今回の東日本大震災というような影響もありまして、この特々調の予算枠を大幅に減額するというような通達があったところでございます。ということで、23年度はこのような収入が見込めないということが考えられますので、これらを含んで繰越金としては1億4,200万円と基金取り崩しの3,000万円、合わせて1億7,200万円を差し引いて、残り4億1,000万——これが23年度中における医療費の急増に伴う給付費を補てんする意味での財源というようなことになっておりますが、現時点ではこの財源で十分といえないような状況でございますので、この税率を引き下げるといったことは現時点では考えられないということです。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

11番久保谷実君。

○11番（久保谷実君） 42号の22条関係のことなんですけども、この中に平成22年度において生じた損失の金額とありますよね。それが雑損控除できるということなんですけども、この生じた損失の金額というのは、具体的にだれがどのように決めてどのような数字になるのかということをお聞きします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。税務課長吉田衛君。

○税務課長（吉田衛君） それでは第22条関係でお答えいたします。今回の税条例改正につきましては、本来の雑損控除といえ、今回の大震災で23年の3月に発生したものですから、24年度の住民税で雑損控除が適用されるということになります。ただ、今回につきましては地方税法の改正がありましたので、さかのぼって23年度の既に確定されます住民税において雑損控除の適用ができるということになります。この場合には更正の申告ということで、所得税のほうで、つまり税務署さんのほうで申告をしていただいて、その結果を住民税に反映させるということになります。

この場合ですね、今月6月29日に税務署さんのほうで説明会を実施しますので、その時点でどういうものが雑損控除に適用になるのか、あるいは申告はどのようにやったらいいのかとい

うことの説明を受けることができます。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 11番久保谷実君。

○11番（久保谷実君） それは、受けることができるというのは、町民が直接受けることができるのか、あるいは役場の職員が受けることができ、それを町民に説明するのか。そこはどう……。結局、阿見町全体で1,700軒ぐらゐの家屋の一部破壊があったと。また、ブロック塀なども531件と。そんなことがあって、これは補償についてはいろんな、マスコミでもいろいろありますよね。阿見町は被害が少ないですけども、その辺のところ、町民が直接聞くのか、それとも税務課が行って聞いてそれを町民に説明するのか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。税務課長吉田衛君。

○税務課長（吉田衛君） 言葉足らずで大変申しわけなかったんですけども、今月の阿見広報6月10日発行分になりますけども、お知らせ版の中で町民の皆様にお知らせをするということで掲載しております。この中で、6月29日に本郷ふれあいセンターにおきまして、竜ヶ崎税務署の職員が来られて説明会を実施するということになります。ということは、町民の皆様もぜひ御参加いただいて控除できる内容を伺っていただいて、今後の申告に対応していただきたいと、このように思います。

○議長（佐藤幸明君） 11番久保谷実君。

○11番（久保谷実君） それはお知らせ版、どうも済みませんでした。そういうことが出ていたということなんですけども、いろいろな被害についてはいろんな、受けられるのか受けられないのかとか、そんな問題がありますんで、受けてそれをもう一回町民に知らせるとか、そんな方法は考えていませんか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。税務課長吉田衛君。

○税務課長（吉田衛君） 私ども税務課の職員も数名その説明会におじゃまして、皆様と一緒に、町民の皆様と一緒にその内容を伺って、できることであれば皆様にわかりやすい形で広報等でお流しはしたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 11番久保谷実君。

○11番（久保谷実君） だいたい答弁を聞いて非常に安心をした。ぜひ、まだまだ屋根にブルーシートもたくさんあるし、直したくても直せないと、経済的なこともあってね。そういう町民もたくさんいると思うんですよ。ぜひ、被害を受けた方にそういうことをお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 議案第42号の被災者の減税の法律だと思うんですけども、今の執行部の説明では、具体的に何が適用されて、どんなふうに減税されるのかつつうの見当つかないんですけども、もう少し平たく説明してもらいたい。例えば、阿見町ではどういう……、震災被害を受けているわけですけども、一番多いのは住宅の一部損壊ですよ。あとその次に外構ですか。1,672と530と、あと全壊が2件ですか、1件か。そうなんですけども、そのうちこの条例はどこが適用されるのか、ちょっと説明をお願いしたい。今までの説明では何が何だかさっぱりわかんないんだよね。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。税務課長吉田衛君。

○税務課長（吉田衛君） はい、お答えいたします。雑損控除と言いまして、納税者御本人、あるいは生計を一にする配偶者の方とか親族の方が保有する生活に通常必要とされる資産に損害があった場合に、この雑損控除の適用が受けられるということになります。この雑損控除というのは基本的に所得税の確定申告をしていただいて、その結果が住民税にも反映されるということになります。

この場合は雑損控除ですので、所得……、経費、収入から経費を差し引きました所得からその雑損分を控除できるということになりますので、今の時点で私どものほうから答えられる内容につきましては、まだ税務署さんの説明会を受けておりませんので、細かいところをちょっと申し上げることはできませんけれども、先ほど久保谷議員の御質問にもありましたけども、今後わかることが私どもにありましたら、その内容を町民の皆様にお渡ししたいというふうに考えております。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 今の課長の説明でもはっきりしないんですけども、要するに2,000件ですか。件数は1戸当たりになればそれよりは少ないと思うんですけども。そのうち例えば塀を修理した、それから家の屋根を修理したと、そういう場合に塀でも雑損控除になるのか、それとも家の屋根がわらを修理した経費も雑損控除になるのか、お答え願いたい。

あと、恐らく屋根が直るまでには3年ぐらいかかると思うんですけども、その場合、屋根を直したお金が雑損控除になると思うんですけども、見積もりだけではなるのかならないのか、その辺もちょっと説明をお願いしたい。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。税務課長吉田衛君。

○税務課長（吉田衛君） 先ほどもお答え申し上げたんですけども、現時点におきましてどの辺までの資産が該当するとか、あるいは修理が数年に渡った場合の対応とかというのは、ちょっとはっきりしたことが申し上げられませんので、今後、税務署の説明会を聞いてみて、その結果を町民の方にお知らせしたいというふうに考えております。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 既に専決処分をしたわけでしょう。専決処分したんだから、もうこの法律が適用されるわけだよね。で、適用されるのに内容がわかんねえっつうのは、幾らなんでもおかしいんじゃないの。そんな法律あるの。だって、国で法律決めたんだから基準があるわけでしょうよ。阿見町役場では何の質問もしなかったの、その竜ヶ崎税務署へ。だって正式の議会を出して専決処分をしておいて、内容がわかならいって、そんなばかな話ないでしょうよ。そう思いませんか。ちょっともう一度答弁願います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。税務課長吉田衛君。

○税務課長（吉田衛君） はい、お答えいたします。この雑損控除につきましては、所得税の確定申告が基本となりますので、まだ私どもは国税庁から税務署を通しての細かい説明を受けておりませんので、その申告の運用する段階においてケースバイケースで異なる場合があるかと思っておりますので、そういう細かいことをまず説明会において聞いて、その後の対応を考えていきたいと思っております。これは当町のみならず、どこの市町村も同様の対応をとっているところでございます。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

○18番（細田正幸君） 法律つくってにおいて何で減額になるんだかわかんねえって、そんなばかな法律あんめえよ。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第41号から議案第42号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 議案第41号と42号について、そうですね……、41号は値上げになりますので、国民健康保険税の値上げについては反対をしたい。あと42号については、ちょっと法律をつくってね、その対象物件がわからないっつう法律はないっつうふうに思いますので、これもちょっとお粗末だなと。これは反対討論というよりも、出すのにはきちんと内容をわかって出してもらいたい、そういうふうに注文をつけておきます。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 御異議、反対討論がありますので、順次採決いたします。

初めに、議案第41号を採決いたします。

議案第41号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり承認することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤幸明君） 起立多数であります。

よって議案第41号は、原案どおり承認することに決しました。

○議長（佐藤幸明君） 次に、議案第42号を採決いたします。

議案第42号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第42号は、原案どおり承認することに決しました。

---

議案第43号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第44号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第45号 阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第5、議案第43号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第44号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第45号、阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、以上3件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第43号から議案第45号までの条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第43号の阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、新設保育所の設置、運営の主体を民間にゆだね、推進するに当たり、その主体となる法人等の選考を公平、適正に行うことを目的として、学識経験者等外部からの人材も含めた阿見町保育所設置・運営法人選考委員会を設置するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第44号の阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部改正について申し上げます。

本案は、議案第43号に関連して、保育所設置・運営法人選考委員会委員の報酬及び費用弁償について定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第45号の阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律及び同法の関係政令が平成23年5月2日に公布されたことに伴い、阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例について所要の改正を行うものであります。

主な改正内容としましては、東日本大震災により著しい被害を受けた方に対する災害援護資金の貸し付けに関し、償還期間を延長するとともに、その利率を引き下げる特例を設けるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案3件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 震災に関係するやつですけども、議案第45号、阿見町災害弔慰金の支給等に関する一部改正ですね。今回の東日本大震災により著しい被害を受けた者というふうに文章ではなっておりますけれども、阿見町に置きかえるとどういふ方がこの条例に該当するのか質問いたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。この弔慰金支給に該当する被害といたしますのは、家屋で半壊以上ということでございます。阿見町においては5月末現在で12棟が該当するというようなことでございます。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 半壊以上だから該当が少ないわけですけども、以前の全協では半壊2棟という説明を受けましたけども、その後12棟に増えたんですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。災害が起きた後、罹災証明を総務課のほうで発行しておりますが、その罹災証明を発行するに当たって、現地を再び確認して12棟というように、罹災証明を発行している半壊以上が12棟というようにございます。

今後、その再調査というようなことも予定されておりますので、今後その数は増える可能性があるというようなことでございます。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号から議案第45号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月24日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第46号 平成23年度阿見町一般会計補正予算（第1号）

議案第47号 平成23年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第48号 平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第49号 平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第50号 平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第51号 平成23年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第52号 平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第53号 平成23年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第6、議案第46号、平成23年度阿見町一般会計補正予算（第1号）、議案第47号、平成23年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第48号、平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第49号、平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第50号、平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第51号、平成23年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第52号、平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第53号、平成23年度阿見町水道事業特別会計補正予算（第1号）、以上8件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第46号から議案第53号までの補正予算について提案理由を申し上げます。

まず、議案第46号、一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額に1億5,610万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ136億9,221万9,000円とするものであります。

2ページの第1表・歳入歳出予算補正の歳入の主なものから申し上げます。

第15款、国庫支出金では、がん検診推進事業の財源として、がん検診推進事業費補助金を、町道等の災害復旧事業の財源として都市災害復旧事業費補助金を新規計上いたしました。

第16款、県支出金では、道の駅交通量調査の財源として緊急雇用創出事業補助金を新規計上、肝炎ウィルス検査推進事業の財源として健康増進事業費補助金を増額。

第19款、繰入金では、財源を調整するため、財政調整基金繰入金を増額。

第21款、諸収入では、東日本大震災に係る災害見舞金等として、茨城県市町村振興協会及び全国町村議会議長会からの災害対策支援金を新規計上。

第22款、町債では、災害復旧事業債を新規計上するものであります。

次に、3ページからの歳出について、主なものを申し上げます。

第1款、議会費から、第9款、教育費まで、人事異動等に伴う職員給与関係経費の補正があるほか、第2款、総務費では、企画費で道の駅交通量調査委託料を、町民活動推進費で地区集会施設の修理事業補助金等を新規計上。

第3款、民生費では、社会福祉総務費で職員給与関係経費を補正するための財源として、国民健康保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金及び介護保険特別会計繰出金を増額するほか、保育所費で民間保育所を誘致するための土地購入費等を新規計上するものであります。

第4款、衛生費では、健康増進費で肝炎ウィルス検査及び大腸がん検診推進のための経費を増額。

第7款、土木費では、街路事業費で福田工業団地線整備事業を実施するための経費を新規計上。公共下水道費で、職員給与関係経費及び管渠維持管理費を補正するための財源として、公共下水道事業特別会計繰出金を減額するものであります。

第9款、教育費では、学校給食費で、給食センター整備事業を実施するための経費を新規計上。

第10款、災害復旧費では、公共土木施設災害復旧費で、震災で損壊した道路等の復旧工事を実施するための経費を新規計上するものであります。

次に、5ページの第2表、債務負担行為補正については、阿見町土地開発公社に先行取得を

委託する道路用地の購入費について、その期間と限度額を追加設定するものであります。

6 ページの第3表、地方債補正については、災害復旧事業債を追加するものであります。

次に、議案第47号から議案第52号までにつきましては、それぞれの特別会計において、主に人事異動等に伴う職員給与関係経費を補正するもので、議案第47号、国民健康保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に627万5,000円を追加、歳入歳出それぞれ49億8,827万5,000円とし、その財源については、一般会計繰入金を充てるものであります。

次に、議案第48号、公共下水道事業特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に3,756万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ15億4,456万4,000円とするものであります。

その内容としましては、職員給与関係経費を補正するほか、一般管理費で下水道使用料改定支援業務委託料を、維持管理費で下水道災害復旧工事を実施するための経費を新規計上、その財源については、下水道国庫補助金及び公共下水道事業債を充てるとともに、一般会計繰入金を減額するものであります。

3 ページの第2表、地方債補正につきましては、災害復旧に係る公共下水道事業の起債限度額を変更するものであります。

次に、議案第49号、土地区画整理事業特別会計補正予算につきましては、既定の予算額から1万6,000円を減額、歳入歳出それぞれ4億1,898万4,000円とし、その財源については、本郷第一土地区画整理事業保留地処分金を減額するものであります。

次に、議案第50号、農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、既定の予定額から177万7,000円を減額、歳入歳出それぞれ1億4,922万3,000円とするものであります。

その内容としましては、職員給与関係経費を補正するほか、農業集落排水事業費で、実穀上長地区農業集落排水事業に要する経費を増額するもので、その財源については一般会計繰入金を減額するものであります。

次に、議案第51号、介護保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に143万5,000円を追加、歳入歳出それぞれ21億4,943万5,000円とし、その財源については、事務費等一般会計繰入金を充てるものであります。

次に、議案第52号、後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に807万3,000円を追加、歳入歳出それぞれ6億3,607万3,000円とし、その財源については、一般会計繰入金を充てるものであります。

次に、議案第53号、水道事業会計補正予算について申し上げます。

本案は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出について、それぞれ32万6,000円を増額するものであります。

その内容としましては、給料、職員手当、法定福利費を増額するものであります。

また、水道事業会計予算第4条に定めた資本的支出については、9,100万円を増額するものであります。

その内容としましては、配水施設拡張費の工事請負費等を増額するものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する4億7,222万4,000円は、減債積立金から8,381万2,000円、建設改良積立金から1億9,100万円、過年度分損益勘定留保資金からの1億9,741万2,000円で補てんをいたします。

以上、提案理由を申し上げます。慎重審議の上、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案8件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） 私のほうからは、平成23年度阿見町一般会計補正予算（第1号）の中の学校給食費の給食センター整備事業、この件に関してちょっとお伺いしたいと思います。

ここで4,863万1,000円と出ておりますが、新しい給食センターと——建てる予定の給食センターと、現状の給食センターとの設備の違いにより消費電力が大きくまた違ってくるのではないかと思います。今、現実原発の問題もありまして、エネルギー問題、また省エネという方向で世の中全体が動いておりますが、まずこの消費電力の差はどのくらいの差があるのか、見積もっているのか、それをちょっと1点お聞きしたいと。

それともう一点が、以前PFIで計画を進めてきたこの場合の業者選定のときに、実際に建設に携わる業者、そこにはPFIとこの公設民営とで、どちらが地元の業者がそこに参入して携わることができるのか、その辺の2点をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。川畑議員の質問にお答えします。1点目の今現在の給食センターと新給食センターの電気代の、どのくらい違うのだろうかちゅうことかと思ひます。

現在、給食センターの熱源については、1つは電気、それから重油、プロパンガスを利用しております。22年度決算で申しますと、電気代については年額422万5,000円。これは月平均にしますと1万5,524キロワットになっております。それから重油代、これについては884万7,000円、9,500リットル使用しております。プロパンガス代については158万5,000円、324立米、これは月平均になっておひまして、合計しますと1,465万7,000円になっておひます。

新給食センターについて熱源を申しますと、1つは太陽光発電システム、それから夜間電力蓄熱式蒸気源システム、オール電化システム、LED照明等の採用について、今回補正の基本

計画実施計画に検討してまいりたいと思いますので、現在どの程度の使用になるかは、これから計画しますので比較できない状況にあります。ただ、今後積極的に、川畑議員がおっしゃるとおり、省エネルギー機器を取り入れますので御理解のほどよろしく願いいたします。

また、今月の1日でございますが、結城市にあります学校給食センターを町長、教育長以下6名で視察してまいりました。結城市においては、これはすべてオール電化というシステムを採用しておりまして、聞いたところによりますと、年間の電気代は、今現存の阿見町役場の給食センターより約100万多い1,589万3,000円となっております。月平均にしますと、電気代――これは9万4,176キロワットちゅうな形になっておりまして、阿見町としても結城市と同規模程度になろうかと思いますが、この熱源については結城市以下に抑えたいと思っておりますので、さまざまな形で新エネルギーを考えていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

2点目のPFIと公設民営ちゅうということでございましてですね、どちらも給食センターをつくるのは一緒なんですね。内容も一緒なんです。ただ、民間のお金を17年先まで債務負担行為をするちゅうような部分がある。それから公設はやっぱり責任ありますんで、通常債務負担行為ちゅうのは3年ぐらいなんですね。そういうことで、PFIについては数社程度しか見込めなかったちゅう部分があります。公設民営ですと当然分離分割発注していますんで、地元の業者も当然参入してくるかと思えます。当然種目によっては地元は10者ちゅうわけにもいかないでしょうけど、いろんなさまざまな業者から10者以上でちゅうようなことで考えておりますんで、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） ありがとうございます。今の点に対してちょっと注文があるんですが、どちらにしても建設するとなると大きな金額が動いていく。その金額がやはり地元の業者、また、阿見町にお金が回転していくような、できればそういう形が一番好ましいと思いますので、よろしく願いしたいと思えます。

今、震災で復興事業をやっておりますが、これは一例ですけども、例えば瓦れきの回収をやっている。そうすると地元の人たちが仕事がないのに専門の業者にやらせて地元の人たちは何の仕事もない。漁師をやるわけにはいかない。船は出せない。また、大工さんであっても何も仕事がないままそこにいる。で、現実にはああいう避難所を建てるにしても大手のメーカーが来て全部建ててしまう。本来であればそういうところを全部地元の人たちに仕事をあげれば、そこから前に進む夢と希望がわいてくるかと思えます。現実、非常に経済状況も厳しい中でもありますので、こういうものはぜひ地元優先というわけにはなかなかいかないかもしれません

が、地元をよく見ていただいて、お金も、また人もよく回転するようにお願いしたいと、こう思います。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号から議案第53号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月24日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

#### 議案第54号 土地の取得について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第7、議案第54号、土地の取得についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第54号の土地の取得について提案理由を申し上げます。

本案は、社会資本整備総合交付金の採択を受け、整備を実施している都市計画道路荒川沖寺子線及び都市計画道路中郷寺子線の事業用地を取得するものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 予定価格と面積。予定価格が2億2,400万、面積が2万3,000平米。そうすると、平米当たり幾らか、坪当たり幾らの計算になっているのか質問いたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。ここに書いてある面積を単純に割りかえますと、坪単価3万1,990円、3万2,000円ほどになるかと思えます。お手元に図面等も行ってるかと思いますが、ほとんど調整区域でございますので、そういう単価になります。以上です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第54号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月24日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

#### 議案第55号 町の区域の設定について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第8、議案第55号、町の区域の設定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第55号の町の区域の設定について提案理由を申し上げます。

本案は、本郷第一土地区画整理事業の実施に伴い、大字荒川本郷及び荒川沖の一部を本郷一丁目から三丁目及びうずら野四丁目に区域及び名称の変更をする必要が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により、町の区域の設定を行うものであります。

当該区域は、本郷第一土地区画整理地内で、本事業の実施により本郷地区がわかりやすい町名地番になるものであります。

なお、事業実施日は、土地区画整理事業の換地処分公告のあった日の翌日となり、来年2月以降を予定しております。

以上、提案理由を申し上げます。慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月24日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

#### 散会の宣告

○議長（佐藤幸明君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前11時10分散会

第 2 号

[ 6 月 15 日 ]

## 平成23年第2回阿見町議会定例会会議録（第2号）

平成23年6月15日（第2日）

### ○出席議員

1番	佐藤幸明君
2番	平岡博君
3番	川畑秀慈君
4番	難波千香子君
5番	紙井和美君
6番	久保谷充君
7番	石井早苗君
8番	柴原成一君
9番	浅野栄子君
10番	藤井孝幸君
11番	久保谷実君
12番	吉田憲市君
13番	小松沢秀幸君
14番	倉持松雄君
15番	大野孝志君
16番	櫛田豊君
17番	諏訪原実君
18番	細田正幸君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君		
教	育	長	青山壽々子君	
消	防	長	川村忠男君	
総	務	部	長	坪田匡弘君

民 生 部 長	横 田 健 一 君
生 活 産 業 部 長	篠 崎 慎 一 君
都 市 整 備 部 長	横 田 充 新 君
教 育 次 長	竿 留 一 美 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	宮 本 寛 則 君
総 務 課 長	篠 原 尚 彦 君
企 画 財 政 課 長	湯 原 幸 徳 君
秘 書 課 長	佐 藤 吉 一 君
管 財 課 長	朝 日 良 一 君
社 会 福 祉 課 長 兼 福 祉 セ ン タ ー 所 長	岡 田 稔 君
児 童 福 祉 課 長	高 須 徹 君
障 害 福 祉 課 長	柴 山 義 一 君
環 境 政 策 課 長	大 野 利 明 君
町 民 活 動 推 進 課 長	飯 野 利 明 君
都 市 施 設 管 理 課 長	柳 生 典 昭 君
学 校 教 育 課 長	黒 井 寛 君
指 導 室 長	富 田 耕 大 郎 君
生 涯 学 習 課 長	建 石 智 久 君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	小 口 勝 美
書 記	大 竹 久

平成23年第2回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成23年6月15日 午前10時開議

日程第1 一般質問

## 一般質問通告事項一覧

平成23年第2回定例会

一般質問1日目（平成23年6月15日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 藤井 孝幸	1. 阿見町の防災（危機管理）体制について	町長・教育長
2. 平岡 博	1. 東日本大震災の復興支援及び防災対策に関わる阿見町の推進プログラムの検討について	町 長
3. 細田 正幸	1. 震災被害者に住宅リフォーム助成制度の創設を 2. 放射能被害から子供達を守るために、校庭・保育所庭・公園の土壌調査の実施を	町 長 町 長
4. 石井 早苗	1. 「ふれあい電話訪問」用電話増設について	町 長
5. 柴原 成一	1. 新給食センター整備事業について	町 長
6. 浅野 栄子	1. 国際友好都市交流について 2. 子ども政策について	町 長 町 長

午前10時00分開議

○議長（佐藤幸明君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

一般質問

○議長（佐藤幸明君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、10番藤井孝幸君の一般質問を行います。

10番藤井孝幸君の質問を許します。登壇願います。

〔10番藤井孝幸君登壇〕

○10番（藤井孝幸君） 皆さん、おはようございます。通告に従い質問をいたします。

去る3月11日午後2時46分、東日本大震災が発生をいたしました。およそ死者1万5,000人、行方不明者8,000人、避難者9万人、これは未曾有の大災害であります。お亡くなりになられた方々の御冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、今なお過酷な環境での避難生活を余儀なくされている皆様への衷心よりお見舞いを申し上げます。

この震災に対しまして、我々議員が何ができるかを考え、3月26日・27日の土曜・日曜日にマルエツ等の3カ所で議員会主催による街頭募金活動を行いました。町民の善意69万円の義援金が集まりました。この町民の善意を久保谷議員会長、副会長の櫛田議員が直接県内の被災地北茨城市へお届けをいたしました。また、議員各人も義援金を出し合い東北の広野町に、そしてまた中島運送の自発的好意により支援物資を東北の被災地にお届けしたことも御承知のとおりでございます。一度限りで終わることなく、町民の善意をこれからもお届けできればいいなというふうに思う次第であります。

今回の震災では、我が町にも軽症者1名、家屋半壊12棟、屋根がわらの崩壊等1,673棟、ブロック塀等の倒れが531件、その他道路被害、水道被害等発生いたしました。人身にさしたる被害もなかったことが何よりの救いでありました。

町執行部も震災発生直後直ちに災害対策本部を開設し、その対応に全力を尽くしたことは評

働いたしますが、新防災計画に準拠した対応ができたかという点、まだまだ不十分な点があったのではないかとこのように思います。執行部は、町民の生命・財産を守ることが最大の役割であり、そのかなめとなるのが防災計画とその運用であります。この防災計画に不備があり、運用に問題があれば、人災となるおそれがあります。

つまり、役場職員・町長以下がどれだけ防災計画を自分のものにし、平素どれだけ準備しているかが町民の生命・財産を守る最大のポイントであるというふうに思います。備えあれば憂いなし、ことわざとおりでございます。

そこで質問いたします。町の防災計画・危機管理体制はどのようになっているのか。これが大きな質問の1つでございます。この防災計画・危機管理体制はどのようにあるべきかをお尋ねいたします。

私は、過去町の防災計画・危機管理について三度質問をしております。16年の12月、17年の12月、20年の6月、そして12年ぶりにやっと21年度に新防災計画の見直しができ、その検証をしないまま今回の震災を迎えました。そこで新計画に基づき、防災対応はどうあるべきかについて議論をしたいと思っております。

まず初めに、阿見町に近い将来大災害が起こると認識しているか否か。この認識がすべての対応の基本であります。2つ目、東日本大震災の対応についての中で、その1つ、発生以来町はどのような対応をしたか。2番目に対応に改善すべき事項はなかったか。3番目に被災者への対応に何が欠けていたか。

大きな項目の3番目です。阿見町の防災計画について今回の震災・原発事故を踏まえまして、防災会議はいつ開催され、その審議内容はどうか。2番目、防災計画の検証と災害対策本部のあり方について細かく質問させていただきます。まず1つに組織・場所・人員等改善するところはないか。2番目に担当部署は現行でよいのか。3番目に専門職の防災担当官・危機管理官の配置は必要ではないのか。4番目に防災対策本部の設備・装備品等でさらに必要なものはないか。5番目に備蓄品の品目・数量の現状はどうなっているか。不足分はないか。次に、災害対策本部の意思を町民に伝達する手段に改善点はないのか。次に防災協定、町の防災協定の現状はどうなっているのか。追加・改善する点はないか。こういうことでございます。

次の質問、(3)番目の質問ですが、災害弱者の救出方法について。その中の1番目に災害弱者の名簿作成は必要ないのか。2番目、個人情報保護法の過剰反応を克服するにはどうすればいいのか。それから3番目に地域への名簿公表と消防団との連携はいかにあるべきか。それから、ボランティアセンターのあり方をいかにすべきか。これ、現計画でいいのかどうかです。それから5番目に、防災訓練の地域ごとの実施の必要性はないのか。図上訓練を実施して、必要であればその要領はどうされるのか。それから6番目に、平素自衛隊・警察との防災関係者

との連携はいかにしているか。次7番目、学校の防災体制は万全か。改善すべき点は何か。その1つに震災後の学校の防災教育をどのようにしたか。それから2番目に教室内に防災グッズは備えているのか。それはどういうものなのか。3番目に学校の防災計画はどのようなものがあるのか。8番目、役場職員の緊急対処部隊——これ消防署員以外ですが、編成をいかに。日中役場には若い職員が多く、即戦力として活動できるというふうに私は考えております。この役場職員の緊急対処部隊の必要性はないのかと。

4番目——大きな4番目ですが、この夏、町役場の節電対策はどのようにするのか。

5番目に福島原発事故に係る町の対応について。阿見町に放射能汚染はないか。その根拠は。次に、原発事故に対し、町民に安心・安全の伝達方法をいかにすべきか。

6番目——大きな6番目です。阿見町国民保護対策本部及び緊急事態対策本部の条例の実態について。その1つに、条例に示されている内容の具体的進捗状況はどうなっているのか。2番目に町民への周知徹底は、及びその方法はどのようにしているのか。

以上、細かいことを多く質問いたしました。事前に質問書を提出しておりますので、明快かつ丁寧な答弁を期待するものであります。

以上で、この場の質問は終わります。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

第一問、藤井議員の質問にお答えいたします。

非常にいろんな面での、防災に対してすべて網羅されてるような質問でありますので、非常に長くなると思いますがよろしく願いいたします。

それでは、阿見町の防災体制についてお答えいたしますが、3点目の学校の防災体制につきましては、教育長より答弁をしていただきたいと思います。

最初に、「阿見町には近い将来大災害が起こると認識しているか否や」ですが、3月11日の東北地方太平洋沖地震以降、長野県北部に続き、静岡県東部でも最大震度6強の地震が起きました。また、余震は岩手県沖から茨城県沖にかけて活発な活動が見られており、引き続き注意が必要な状況であります。その他の天災についても、近年の地球温暖化の影響により、異常気象が世界各地で起き、なおかつ、ゲリラ豪雨や竜巻などの被害が近隣市町村で発生しております。そのような状況から阿見町においても災害が起こると想定しなければならないと考えております。

次に、2点目の東北地方太平洋沖地震の対応についてお答えいたします。

1点目の「発災以来、町としてどのように対応してきたか」ですが、地震発生直後直ちに、町災害対策本部を設置し、町民の安全確保を最優先とし、町内の被害状況調査と町施設の安全点検を行い、また、避難者のために一時避難所を開設するとともに、自衛隊への支援要請、上水道などのライフライン復旧、災害相談窓口の設置、災害廃棄物への対応、給水対応、東京電力計画停電への対応、東北地方への救援物資援助、福島県からの避難者への対応等順次行ってまいりました。

次に2点目に、「対応に改善すべき事項はなかったか」と、3点目の「被災者への対応で何が欠けていたのか」については関連がありますので、合わせて答えさせていただきます。

今回の大震災により災害への対応に対する課題が数多く浮き彫りになりました。職員マニュアルには記載されておりますが、マニュアルどおりには初動体制が十分機能しませんでした。特に、町民への情報伝達のあり方、初動時の対応、避難所の運営、要援護者対策など十分な対応ができなかった点がありました。現在、全職員を対象に地域防災計画の反省点、改善点を提出してもらい、地域防災計画や職員マニュアルの改定に活かしていきたいと考えております。

次に、3点目の阿見町防災計画についてをお答えいたします。

1点目、「防災会議はいつ開催され、その審議内容」ですが、防災会議については平成22年4月に地域防災計画の見直しのため開催し、以降は開催しておりません。防災会議の所掌事務には、地域防災計画の作成等のほか、災害が発生した場合に災害に関する情報収集がありますが、今回の大震災への対応などのように、会議を招集する暇がないときなどは、町防災会議運営規定により災害に関する情報の収集、関係機関との連絡調整、災害対策本部の設置等については、会長が専決処分でできるとなっておりますので、そうした対応を行いました。なお、この専決処分については、次回の会議で報告することとなっております。今後、改めて地域防災計画の見直しを行い、防災会議を開催していく予定であります。

次に、2点目の防災計画の検証と災害対策本部のあり方についての「(ア) 組織・場所・人員等改善点がないか」と「(イ) 担当部署は現行でよいか」と「(ウ) 防災担当官の設置は必要ではないか」は関連がありますので、合わせてお答えさせていただきます。防災担当部署についてですが、危機管理官を配置し、町の中核部署に危機管理室を設け、適正な人員を配置することが理想だと考えておりますが、町の行政組織の規模で限られた職員数により難しい状況にあります。

次に、(エ)の「庁舎内の設備・装備品でさらに必要なものは何か」についてお答えいたします。今回の大震災は、長時間にわたり停電いたしました。町災害対策本部も真っ暗になってしまい、なおかつ、機器等が動かなくなり、情報が入りにくい状態となってしまいました。そのため、自家用発電機の必要性を改めて考えさせられました。また、会議を行う場所で、今回

は町民活動推進課前のホールに机等備品を設置し会議を行いました。本来は、会議室を設け、専用の電話回線を設置し、テレビやラジオ等情報が常に入る状況が望ましいと考えております。

次に、(オ)の「備蓄品の品目・数量の現状と不足分はないか」についてお答えいたします。現在の主な備蓄状況につきましては、アルファ米やパン等の主食が約4,300食、クラッカー等が約2,700食、フリーズドライスープを1,600食備蓄しております。また、今月中に主食を約2,300食発注する予定です。毛布につきましては、約1,900枚備蓄しております。今回の震災におきましては、電気・水道等の復旧が早かったため、品目・数量について、特に不足は生じませんでした。大規模災害に備え、今後も備蓄品の充実を図ってまいります。

次に、「(カ)災害対策本部の意思を町民に伝達する手段を改善する点はないか」ですが、今回の対応といたしまして、広報車の活用や新聞折り込み、町ホームページに掲載を行いました。町民全体へ十分に周知することができませんでした。町民へ情報を伝達する手段の確保は重要でありますので、早急に情報通信設備基本調査を発注し最良な防災情報通信システムを構築するための調査を実施して、整備に向けて取り組んで行く予定です。

次に、「(キ)町防災協定締結の現状はどうなっているのか。追加改善策は何か」についてですが、平成23年1月から2月にかけて、災害時の福祉避難所としての協定を結ぶために町内の特別養護老人ホーム、老人保健施設、ゴルフ場へ出向き、内諾を得て、3月中に協定の締結式を行う予定でしたが、震災の影響により延期となっております。今後も災害時の応援体制や食糧等を確保するためにさまざまな企業や自治体間との災害協定を考えております。

次に、(3)災害弱者の救出方法についてにお答えいたします。

まず、「(ア)名簿の作成の必要性はないか」についてですが、今回の震災では実際に要援護者を避難所等に避難させるような事態にはならなかったものの、災害時要援護者の名簿の必要性を十分認識しており、要援護者の避難支援プランの策定が急務であると考えております。策定に当たりましては、国の災害時要援護者の避難対策に関する検討会で示された、災害時要援護者の避難支援ガイドラインを参考に、阿見町災害時要援護者避難支援プラン全体計画に基づき策定してまいります。

この計画では、災害時要援護者の名簿登録申請について住民へ広報・周知を行い、手上げ方式及び同意方式を用いることで災害時要援護者情報を収集し、要援護者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するために、あらかじめ、要援護者一人ひとりについて、だれが支援して、どこに避難場所に避難させるかを定めるものであります。策定に当たりましては、自主防災組織、民生委員、児童委員等の実際に避難支援に携わる関係者と要援護者に関する基本的な情報を共有した上で、これらの関係者が中心となって、要援護者本人と具体的に話し合いながら作成していきたいと考えております。

次に、「(イ) 個人情報保護法の過剰反応を克服することができないか」についてですが、手上げ方式及び同意方式による個人情報の収集にあたりましては、情報が外部に漏れることのないよう細心の注意を払い、個別計画では、要援護者本人、その他家族及び町役場の必要最小限の関係部署のほか、避難支援者本人が同意した者に配布してまいります。その際には誓約書等の提出により守秘義務を確保いたします。

次に、「(ウ) 地域への名簿公表・消防団との連携はいかにあるべきか」についてですが、個人情報の収集により、同意を得たものにつきましては、要援護者への支援が円滑に実施できるよう、地域及び消防団等と連携を図っていきたいと考えております。

次に4点目、「ボランティアセンターのあり方についていかにすべきか。現計画は可か」についてですが、近年の災害発生時等には、災害ボランティア活動が大きな力を発揮し、ボランティア活動が果たす大きな役割の1つとなっております。災害救護ボランティア活動には大きな期待が寄せられています。

地域防災計画では、大規模な災害等によって、災害救護専門ボランティアとともに、一般の災害ボランティアの協力が必要な場合には町社会福祉協議会がボランティアセンターを開設し、災害ボランティア全般の受け入れを行うこととなっております。

今後、いつ起こるかわからない災害に備え、平常時から災害に対する関心を持ち、災害が起きた場合の対応や支援活動ができる体制を整えるため防災ボランティア研修や、今回の教訓を活かした防災訓練等を実施するなど、実戦に即したボランティアセンターの運営ができる体制づくりを考えてまいります。

次に、「防災訓練の地域ごとの実施の必要性はないか。図上訓練の実施」についてですが、防災訓練は、その目的と方法により分かります。1つとして実技・実働訓練になります。想定される災害の発生場所や季節、時間をより実際に合わせ、多数の訓練参加者がそれぞれ防災資機材・機器を取り扱い、実際に活動する訓練になり、今年も町全体で行う総合防災訓練を文化会館建設予定地を会場に計画しております。

そして、2つ目として議員御指摘の図上型防災訓練になります。こちらは、訓練参加者にさまざまなシナリオのもとでの災害対応を促すことで、災害時の意思決定を実施したり、役割行動を確認・検証するなどの訓練になります。災害時においては、事前に作成した計画やマニュアルどおりに事態が進行することはありません。そのことから、今後、地域防災力の担い手である地域住民や関係機関と町が連携し、災害対応能力の向上を図ることを目的に図上型防災訓練を実施することは必要であると考えております。

次に6点目ですが、「平素の自衛隊・警察との防災関係者の連携をいかにしているか」です。防災訓練の打ち合わせ等を通じて連携をとっております。また、今年度も総合防災訓練に自衛

隊の協力をいただきたいと思いますと考えております。

次に8点目、「役場職員の緊急対処部隊の編成はいかに」ですが、地震災害や風水害が発生し、または発生するおそれがある場合で、災害応急対策を実施する必要があると判断された場合には、警戒配備職員で備えられる警戒配備体制から全職員をもって被害に対処する第3非常配備体制まで緊急初動体制により決められております。

次に4点目の、「今夏の町役場の節電対策をどうするか。町民には何を求めるか」についてお答えいたします。

まず、町有公共施設の節電に関しては、国において設置された電力需給緊急対策本部の5月13日公表の指針を受け、各施設ごとに、対前年度比15%以上の削減を目標とし、7月1日～9月30日までの期間、取り組む方針としたところであります。

町節電基本方針により、節電行動計画を各施設ごとに作成し、6月の1カ月間、試行期間として検証しながら目標値を達成したいと考えております。具体的な取り組みとしては、照明の間引き、パソコンなどのOA機器の省エネモードの活用、クールビズの期間の拡大、冷房温度時の室温を28度に設定、職員の時間外勤務の縮減及びノー残業デーの拡大などを含め、各施設の運営に即した節電を実施したいと考えております。

ちなみに、役場庁舎については、こうした取り組みにより4月の電力使用量が昨年度比18%程度の削減となっており、さらに冷房が運転される6月のデータを分析しながら、この夏の節電に対処してまいります。

次に、節電対策として町民に何を求めるかということについては、町民にも各家庭で一人ひとりが積極的に取り組んでいただきたいと思いますので、節電に対しての啓発を行っていきたいと考えております。

例えば、町広報6月号において、「節電に努めましょう」と題して、建物内の温度上昇を抑えることによりエアコンの使用を抑え、節電効果のある「緑のカーテン」の効果を紹介しております。なお、緑のカーテンについては、今年度も実施例として役場庁舎、さわやかセンター、舟島ふれあいセンターにおいて見本として、さらに施設の実際の省エネ手段として実施していきます。

また、同じく6月号においては、「阿見町第2期地球温暖化対策実行計画」に基づき、町施設がエコオフィス活動に積極的に取り組んだ結果、平成21年度においては平成12年度と比較して、温室効果ガスの排出量が17.1%削減できたことを報告させていただくとともに、町としてはさらに節電に取り組んでいくので、町施設によっては照明の部分消灯などによる一層の節電についての御理解と御協力をお願いしております。

震災からの復興に対して、私たち一人ひとりがすぐに支援・協力できることの1つが節電で

ありますから、このような町の姿勢を今後も積極的に見せることで、町民に協力を求めていると思っております。

5点目の「福島原発事故にかかわる町の対応について」、「阿見町には汚染はないのか、その根拠は何か」という御質問にお答えいたします。

これは、6月6日の全員協議会でも御説明したところでありますが、空間放射線量については、5月25日から6月2日にかけて町内施設を測定した結果、町内施設41か所の屋外平均については、地上50センチが0.371マイクロシーベルト毎時、地上1メートルが0.351マイクロシーベルト毎時であり、町内施設33か所の屋内平均については、床上50センチが0.109マイクロシーベルト毎時、床上1メートルが0.111マイクロシーベルト毎時であります。

これは、4月19日に文部科学省が示した暫定的考え方である屋外3.8マイクロシーベルト毎時、屋内1.52マイクロシーベルト毎時、いずれも大きく下回る数値であり、約10分の1程度となっているとともに、5月27日に文部科学省が発表した「学校で子どもたちが受ける放射線量を今年度は当面、年間1ミリシーベルト以下を目指す」という内容をも下回る数値となっております。

次に、「町民への安心・安全の伝達方法はいかに」という質問についてですが、町では、3月27日に新聞折り込みにて「お知らせ」により、町の水道水の検査結果について、暫定規制値を超えていないことを、町民の皆様にお知らせいたしました。その後の情報については、町ホームページにて順次お知らせするとともに、県等のホームページとリンクできるように設定いたしました。

5月30日には、町ホームページに町内施設の放射線量の測定結果を公表したところですが、これについては、今後も定期的に測定を継続し、順次、情報を更新してまいります。また、ネットを閲覧できる環境にない家庭のために、6月10日には、測定結果表を全戸回覧させていただいたところです。

以上のように、町としては、町民の皆様の安心・安全のために早く情報を伝達できる方法にて、今後も情報提供を行ってまいります。

次に6点目の「阿見町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の実態について」の（1）の「条例に示されている内容の具体的進捗状況は」と、（2）の「町民への周知の程度及びその方法は」については関連がありますので、合わせてお答えいたします。

この条例は、武力攻撃等をうけた際の対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めたものです。町では、平成19年3月に大規模テロや武力攻撃事態等が発生した場合に、町民の生命・身体及び財産を保護し、町民の安全を確保するため、阿見町国民保護計画を策定し、町ホームページに掲載するとともに、区長会役員研修会や自主防災組織リーダー研修会時

等に国民保護に関するリーフレットを配布し、啓発を図っております。

なお、この計画につきましては、県の計画変更等を踏まえ、今年度「阿見町国民保護協議会」を開催し、見直しを行ってまいります。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ただいま16番櫛田豊君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は18名です。

次に、教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 初めに、「震災後の学校の防災教育はどのようにしたか」の質問にお答えいたします。

阿見町の小中学校では、学校安全年間計画に基づき火災を想定した避難訓練、地震を想定した避難訓練、さらに不審者などに対応するための保護者への引き渡し訓練と、年に3回の訓練を実施しております。特に1学期には、学校施設の中での避難する経路を覚えるということを目的として、地震や火災を想定した避難訓練を実施しています。

教育委員会では、今回の地震時の教訓から4月、5月の校長会や教頭会で、次の4点について指示をしております。

1点目は、教育委員会等との電話連絡ができないときには、校長・教頭のリーダーシップのもとで判断してもらいたいということ。

2点目は、校舎から校庭への避難経路は、1通りだけではなく、複数考え臨機応変に対応してほしいということ。

3点目は、担任教師は常に危機管理意識を持ってほしいということ。

4点目は、家庭との連携です。今回のように家庭と電話連絡がとれない場合は、児童生徒を学校内にとどめ、保護者への引き渡しを原則とする。またこのことについて保護者に理解協力してもらおうということです。

現在学校では、これらの指示により、学校の危機管理マニュアルを改定し、新しいマニュアルに従い避難訓練等を実施しています。

次に、「教室内に防災グッズは、備えているか。それは、何か」という質問にお答えします。

小中学校の教室には特に防災用品を常備しておりませんが、避難訓練の際には帽子や座布団・ハンカチなどの身の回りの物を使って安全を確保するという方法について指導しております。

最後に、学校防災計画はどのようなものかという質問にお答えします。

阿見町の小中学校では、危機管理マニュアルが作成されております。その中に防災計画も含

まれており、火災・地震・不審者対応などの非常事態に対処するため、職員の役割分担や行動計画が記載されております。そして全校で避難訓練等を実施し、危機管理マニュアルの共通理解、共通実践ができるようにしております。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 長々と大変懇切丁寧にお答えいただきましたことお礼を言います。

まずですね、阿見町に近い将来大災害が起こるかということ認識してるか否かということ、当然認識をしておるということでもございましたが、これね、絵そらごとが多いんですよ。何でもかちゅうと、私が過去3回こういうことで質問してるんですよ。そしたら危機管理意識は持ってる持ってるとは言うなり準備はほとんどしてないんですよ。だから、私はまたあえてこういう質問をしたんですね。

これがまず基本ですから。準備をどれだけしてるか。計画はある。まあ、当初計画は全然なかったんですけど、12年ぶりに計画をつくって計画はあるけれども、その計画に基づいた準備がほとんどなされてないということなんですよ。

それについて、今から質問をさせていただきますけれども、まずですね、この防災計画で、防災計画持ってますか、担当者は。94ページに、ちょっとこういう図があるんです。全体フォローというのがね。これは聞いている人はちょっとわからないと思うんで申しわけないんですけども、この全体フォローをね、の順番が間違ってますよ。これ、もう。どこの順番を間違ってるかちゅうと、風水害が——これ地震のときも同じですけども、発生をしてすぐ配備体制をつくるようになってるでしょう。配備体制。これはだれがするのかちゅう順番が間違ってる。町長がその右側に出て、町長判断となっているから、風水害が発生したらすぐ町長が判断をするということにないと、これは体制を配備した後、決定した後、町長が判断する、災害対策本部を設置するというふうになってるわけですね。この順番をもう一度考え直してください。

それと生活産業部長、今度の災害に対して、あなたはどのような体制をいつきましたか。

まず質問します。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。震災発生時の対応ということでよろしいでしょうか。はい。

3時にですね、災害対策本部を設置いたしまして、その対応に当たりました。で、その後はですね、まず避難状況、失礼しました、被災状況の把握ですとか、そういったマニュアルにのっとりまして、そういった業務を行ったものでございます。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 部長は、この計画から行くかどうかという立場にあるんですか。何をし

なければならぬんですか。いつ、私がいつどういう体制を発令したか聞いてるんですよ。いきなり災害対策本部じゃないでしょう。この計画からいってみて。計画にのっとって話してみてください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。防災計画にはですね、震災発生時、地震ですね、で、先ほどの風水害のお話なんですけども、風水害と震災ではその配備体制が異なっております。それで、震災のときはですね、そういった震度によりまして配備体制が決まっております。で、今回は震度5強の地震でしたので、第2非常配備体制ということで、職員のおおむね2分の1をもって体制を整えるというようなそういったマニュアルになっておりますので、そういったことで対処しました。

当日は、勤務時間内であったものですから、全職員が対応できたということでございます。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） そういうことなんです。部長はね、町長にどのような体制をとります。いいでしょうかという承認を得るようになってるのね。でしょう。そして、非常体制を発令をする。本来ならば、何月何日何時何分をもって第3非常体制に入るという宣言をまずして、そして職員に知らしめて、そして対策本部を開くと。これが順序でしょう。でしょう。

それで、そういう順序なのよ。で、そういうこともせずに、有象無象で集まってきて対策本部を設置するという事は——有象ちゅうか三々五々集まってきてね、三々五々集まってきてという、そういう何時何分で何々体制に入るということをしっかりと明言しないと、マニュアルを持っててもどういう体制になるのかちゅうのが職員はわからないわけですよ。現実ですね。

だから、当初の一日、二日は右往左往するわけですよ。これは当然ね、右往左往するのはもうしょうがない、これは計画ができたばかりで職員がそれなりに意思疎通もできてないしね、演練もしてないから。それはわかるんですけども、すくなくとも部長は、そういう体制を、おれはどういう立場で何をしなきゃならないちゅうのは、しっかりと認識する必要があると私は思います。

で、次行きます。非常にですね、水道なんかの復旧は早かったんでね、この水道の担当者ちゅうのは非常に私も敬意を表します。水道はもう非常に早かった。阿見町の一部は、住吉地区を除いてね。あっこは土浦からもらってるから随分おくれましたけども、これは本当に敬意を表します。

それで、町のこの防災計画でね、防災会議はいつ開催されたという質問をしましたが、まあまあ4月の28日にやってんですけども、この防災会議ね、10時5分から始まって11時15分に終わってんですよ。で、ほとんどの質問はなかったんですけども、この防災会議の運営規定に

町長が欠のときには、だれがその防災会議の会長になるかというふうに書いてますかね。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい。当町の防災会議運営規定の中にですね、会長に事故あるときは委員である副町長がその職務を代理するというふうになっております。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） まあ、職員が持つてる防災マニュアルには何ち書いているか知りませんが、こういうのも早目にちゃんと徹底をしとかなないと、副町長がないんだから。こういうのがかなめなんですよ。だれが指揮をとるちゅうのが。これがうやむやにして、町長がいなくなったらだれが指揮とるんですか、ここ。ね。そこも書いてないわけですよ、ね。だから、そういうところはしっかりとしとってくださいね。

それと次に、組織・場所・人員に改善点はないか。この計画ね。ないかという、一番目、二番目、三番……。町長が欠のときにはだれ、決まってますよね。まず教育長、知ってますか。町長がいなるときには教育長ですからね、次は。防災本部の指揮をとるのは。

〔「総務部長だと」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） 違います。ちゃんと防災計画見てくださいよ。優先順位は教育長、次に生活産業部長。本当は、副町長、教育長、生活産業部長になってるんですよ。だから、こういうことで教育長自身も御存じない。だから、指揮官がだれかわからないんですよ。これの防災になるとね。

まあ、教育長はこんな防災計画なんか読む暇がないかもしれないけども、少なくとも教育長は、副町長——まあ、いないんだけど、副町長がないから教育長ですからね、次は。対策本部のね。しっかりと読んでてくださいよ。

では、そういうことで教育長も知らなかったんですけども、そういうことでですね、指揮系統が本当にそういう教育長でいいのかということをおは提案したいんですよ。疑問を投げかけたい。

教育長は学校教育の専門で、教育長が指揮なんかとれるわけがない。平素、人・物・金を掌握してるのは教育長じゃないから、町の組織の中で。そう思いませんか。思いますね。そういう人に……。

○議長（佐藤幸明君） 個々のやりとりはやめてください。

○10番（藤井孝幸君） え。

○議長（佐藤幸明君） 個々のやりとりはやめてください。

○10番（藤井孝幸君） ああ。ごめんなさい、済みません。

そういう人に責任、対策本部長なんかちゅうの任せられないんですよ。平素から人・物・金

を握ってる人ではないと掌握できないんですよ。指揮はとれない。だからこれも、私言うこと  
改正することは次に言いますからね。これも改正してくださいね。

それに、指揮所の場所。指揮所の場所は301会議室になっていますよね。今回指揮所の場所  
301じゃなくて廊下にありますね。簡単に机並べてね。あれって、計画には301会議室で書いて  
る。それで2番目には消防本部。3番目には水道事務所と。本庁が使えないときよ。使えな  
いときちゅうか、使えないときには消防本部、3番目は水道事務所となってる。これでいいの  
かという疑問です。

指揮所が使えないときちゅうのは、まずさっき言いましたけど停電のときとかね、いろいろ  
あると思いますよ。それを電気のあることを想定して移してるわけですよ。倒壊をしたとこだ  
けじゃなくてね。倒れたことは想定してるかもしれないけども、電気のないのに指揮所なんか  
運営できませんからね。

で、私が提案するのは、その駐車場でもどこでも指揮本部の天幕を張って、そして自家発  
電機で電気をとるといような必要もあると思いますので、これは提案しときます。今のまま  
では、この計画では必ず大災害のときには指揮所は開設できません。ということです。

それとですね、担当部署はこれでいいのか。ということですが、担当部署、今、住民活動課  
ですよ。先ほども言ったように、担当部署ちゅうのは、要はかなめの組織なんです。この  
防災のね。このかなめの組織が住民活動課でいいのかということですよ。

〔「町民活動推進課」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） ああ、ごめんなさい。町民活動課ね。町民活動推進課でいいのか。  
町民活動推進課というのは、平素町民の活力を行政に活用したいという、この課なんです。よ。  
町民が被災したら町民の活動とか活性化は期待できませんよ。

それで、提案します。こういうのを平素、人・物・金を握ってる総務部に置いたらどうかと  
いう提案なんです。どうでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい。ただいまの御提案ですが、町長の答弁にもありました  
ように、確かに中枢である総務部にですね、例えば危機管理室というのを設けて、それで適正  
な人員を配置するということが確かに理想かと思います。ただし、やはり自治体の規模ですと  
かそういった問題がありますので、今の段階……。現在、町民活動推進課に担当が移ったとい  
いますのはそういった防犯・防災も含めた中で町民活動もあわせてやるというようなことでな  
ったものでございます。

ただ、今後ですね、消防のほうがですね、広域合併等になってきますと、そういった消防団  
とかそういった活動が町長部局のほうになってまいりますので、その辺を含めましてまた機構

改革のほうにつきましては、見直しが必要となろうかと思えます。とりあえず現時点ではこういった体制で行かざるを得ないというふうには考えております。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） そういう悠長なことは言っておれないんですよ。とりあえずとかね。一番いい方法を即決断することが大切なことなんです。防災というのはね。とりあえず今はこんな状態だからこうしなきゃならんじゃなくて、こうあるべきを追求するんですよ。

だって、この組織図、あなたとこの——あなたとこ言ったら悪い。役場の機構組織図見てくださいよ。町民活動推進課の中に3つ。だって防災なんち書いてないじゃないですか。安全、町民の安全しか書いてないんですよ。そんな片手間なわけ。書くこと、組織図そのものが。町民の安全ちゅうたら交通とかね、あるでしょう。もちろん災害も含むでしょう。だけど、交通とかそんなことはあっても、防災は本当の係の隅、隅ちゅうか主目的、主業務じゃないんですよ。そうでしょう。

だったら係だって目の前の仕事に追われちゃって防災なんか考えませんよ、大体。だから12年も見直されなかったわけでしょう。美浦とか合併するとか、国民保護条例ができてからとかいろいろ言いながら12年間何にも手をつけてなかった。そういう状態がまた続くんですか。こんなことではね、町民の生命・財産守れませんよ。

だから、ぴしゃっと一番人・物・金を平素使ってるところが指揮をとる。担当する。ね、そこをもうしっかりと見直してください。

町長は後から質問しますから、町長には……。町長の答弁を求めておりませんよ。

○議長（佐藤幸明君） はい、町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 町民活動推進課、やはり安全ということは、やっぱり防犯とか防災これは当たり前ですよ。やはり指揮をとるのは、十分町民活動推進課で今後もやっていきたい。特にこれは区長さんとかね、そういうとこのつながりがありますから。何がどうのこのより、今本気になってね、今回の防災も、この大地震もね、やっぱり役場職員は一生懸命やりましたよ。

確かにこういう有事のときですから、すべてがね、マニュアルどおりに進むなんていうことは、これは国だって何だっていないわけだから。だけどやっぱり、一生懸命やったことをね、やっぱりきちんと理解しないでね、ただこれがどうだあれはどうだって、そういう何かつついたようなんじゃないで、もう少し前向きな話をしてくださいよ。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 前向きな話。町長はいつもね、職員は一生懸命やってるよと言うけどね、これは結果責任なんです。結果責任。だから職員が一生懸命やろうがやるまいが、結

果が悪ければそれは評価されないわけですよ。

○町長（天田富司男君） 結果悪くないでしょう。

〔「藤井さんの方が悪いんじゃないの」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） だって……。うるせえな、おまえは。議長、それでね、質問をしない人には手挙げさせないで。後でまとめてやらせますから。ね。まあ、共産党のやじはいつでもいいんだけど、要は、要はね、要は、あるべき姿に早くやってくれっちゅうんです。ずっとそうやって私が言ってきたんだから。

それでいつもだれができたなら、何ができたなら何をやります。今はこれでやります。本当にいいと思っていないんだから、現場の職員はそれで。できるわけないんだもん。町民活動推進課では、現実に。だから片手間になっちゃうわけですよ。交通安全とかそんなと同じレベルにしてほしくないということなんですよ。

だから、防災担当官とか危機管理官を設置する必要はないのかと言ってるわけですよ。全国の市町村はそういう防災担当官・危機管理官を設置してるんですよ。し始めてるんですよ、どんどん。

〔「言葉を選んで」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） ね、そこはちゃんとね、全国の趨勢を見ながらちゃんと対応してください。町民の生命・財産だから。守るのは。

それとですね、庁舎内の設備・装備品に必要なものはないかというふうに、まあいろいろ言ってきました。非常用発電機とかね。ただ、この防災計画の最大の欠点はいつ・何を準備するかが載っていないんですよ。当然です。計画だから。それはいいんですよ。必要なものは——はい、非常用発電機だ、無線機だ、何とかかんとかって、いろいろ必要なものは書いてるんですよ。じゃあ、この計画に基づいて、何を・いつ・どのような経費をかけて準備するかというのがどこにも書いてないのよ。書いてますか、民生部長。あ、民生部長じゃない。生活産業部長。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、防災計画にはですね、必要なものは書いておりますが、その辺の配備の年次計画、そういったものについては触れておりません。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） だから、この計画はあって準備することはわかりましたと、じゃあいつやるんだという、その平行してですよ、この計画と平行して装備品、施設の整備計画をつくるのが普通なんですよ。そしてこの計画が生きるんですよ。こんなものが必要です。災对本部にはこれが必要ですよ。だから、この非常用発電機は本部庁舎でも同じです。非常用発電機はいつつけますと。

こういう無線機でも何でも必要な備品を優先順位をつけて、もちろん金があるから——一遍に全部準備できれば一番いいですよ、それはできないから、優先順位をつけて年度ごと発電機をいつやります、無線機をいつやります、というようなことが必要なんですよ。どうですか、これ整備計画をつくる必要性があるかないか。教えてください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、議員おっしゃるとおりであると思います。それで、今年度これから防災計画見直しを行いますので、それに合わせまして、そういった整備計画につきましては3カ年実施計画等で財源の裏づけといたしますか、その辺を確保していきたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） それで、ちょっと皮肉言うですけども、準備する、準備するち言っとして補正予算にも計上してないし、23年度の予算にも計上してないし、第二次補正予算にも計上してないわけですよ。だから、こういう災害が起こったら、ぴんと来てそういうことをやらなきゃならないということは、もう発想しないと、いつまでたってもね、これ同じなんですよ。計画、絵にかいたもち。その点は、しっかりとした設備計画をつくってください。お願いします。

次にですね、ちょっと前後しますけども、町民に危機を知らせる方法。今、広報——いろいろやりましたね、広報車でやるとか、ここに書いています。消防署のサイレンとか何とか、無線とか書いていますけども、今回のやつで車が、広報車が出ました。給水所がここですよとかね。出ましたけども、地域によっては全然聞こえない。そりゃそうですよ。広報車はね、スピードがあったり風向きがあったりして、ずっと道路ぐるぐる回ったって聞こえないことが通るのは当たり前なんです。それでは町民の命は救えないんですよ。

だから、一斉に、一斉に意思を、災害対策本部の意思を伝える方法がないといかんです。その方法としてはもう防災無線しかないんですね。非常電源を備えた。

それで、これも提案です。各地区に4方向のスピーカーをつけて、町の意思を——これも予算のかかることです。だけど町民の命を守るのなら少々の予算はしようがないです。必要です。各行政区に4方向のスピーカーをつけること。それで、稲敷地方、稲敷市、それとかはもうつけてるんですよ。18年にね。そして携帯の何ていうの、無線機か、ラジオちゅうのか、それも各家庭に渡してるんですよ。ここ近隣でないのは美浦と阿見だけなんです。その防災何とかスピーカーちゅうの。

だから、町民に一斉にそういうことを伝達するという、どこどこは……。まあ、平素からね、そうやって訓練して避難所はどこだ、給水所はどこだとわかってればいいんですけども、ただ

それだけじゃなくて、緊急な伝達することがあると思いますよ。それをちゃんと伝える方法。それは一斉にサイレンとかちゅうか、各行政区に防災無線をつけることしかないですね。スピーカーを。というふうに私、提案します。

それで次にですね、災害者の救出方法。要援護者の名簿の作成は必要ないかということなんですけども、必要性はあるということはお答えいただきました。ただ、これもね、前々から言ってるんですよ。名簿をつくって要援護者を救助する方法を考えてくださいよとずっと言い続けてきてるんですよ。だけど国民保護条例がどうのこうのってずっとやってない。そして今、民生委員さんがやってる。何でその名簿ができないのか。ちょっとそれを私はお伺いしたいです。

それで、民生部長にちょっとお伺いしますけども、要援護者の避難支援プランというのを読んだことがありますかね。それには、そのときに名簿はどういうふうにつくるて書いていますか。教えてください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、民生部長がちょっとお答えする前にですね、防災無線のお話なんですけど、遅まきながら昨年の3カ年計画で防災無線の設置に向けて取り組んでまして、今年度にはですね、その防災無線の基本計画を当初予算で位置づけておりました。

この防災無線の、何ていうんですかね、だけではなくてですね、それを補ういろいろなものも含めましてその辺の評価をすると同時にですね、あわせて概算事業費等でこれから進めていこうというふうなことで、この基本計画につきましては今月中に発注する予定でですね、今入札手続のほうを進めている状況でございます。それだけちょっと申し添えたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） 民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい。災害時要援護者の避難支援プランの策定方法ということでございます。こちらにつきましては、先ほど町長の答弁にもありましたように、作成に当たりましてはその要援護者の本人と避難を支援する人、それとそれに伴う避難場所、避難経路、避難の方法、情報の伝達方法、これらについて具体的にその関係者が集まって話し合っただけで策定していくというようなことでございます。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 現実に今その避難支援訓練……。いやいや、ここにですね、多分民生部局のことを言ってると思うんですけども、災害時要援護者避難支援プランを策定するというふうに書いてるわけですね。これはないわけですよ、今。名簿もない。名簿は民生委員さんがつくってますよね。これは民生委員さんがつくるんじゃないんですよ。

このプランを読むと、ガイドラインを読むと、町当局が名簿をちゃんと作成をして、住民基

本台帳から作成をして、要援護者を特定をして、その名簿に基づいて民生委員、消防団等が訪ねて、そして足が悪い、寝たきりだというのを全部把握して、そして名簿をつくるんですよ。そのようにガイドラインには書いてるわけ。それはもう、これは昨日・今日始まったものじゃないんですよ、もう。ずっと前からできてるんだから。そして、やりますやりますって一向にやらないというその危機管理のなさに私が怒ってるわけですよ。

ねえ。だからこれは本当に大切なことなんです。福祉課長、あなたは避難支援班を組織して、避難支援班の人員を出すようになっていきますよね。社会福祉課から。何名を出すんですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。社会福祉課長岡田稔君。

○社会福祉課長（岡田稔君） はい。ちょっと藤井さんの質問にちょっと確認したいんですけど、避難プランとしてうちのほうも今年の7月から集めて作成予定なんですけど、今藤井さん、ちょっと言われたことの意味等がちょっと読み込めないんで、もう一度おっしゃっていただけますか。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 私がこの防災について質問して、福祉のことに質問することは当然でわかってるでしょう、そんなこと。あなたは、避難支援班の社会福祉課で編成をして、そして1種、第1非常配備体制で、第1、第2、第3のときに何名出せて決められてるんですよ、これ。それぐらいの勉強はしとってくださいよ。ねえ。あなたのとこから9名出すようになってんですよ。

それで、名簿をつくるのも社会福祉課が率先してつくらないと、これ民生部長がつくるわけじゃないんですよ。名簿ができない理由を教えてください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。社会福祉課長岡田稔君。

○社会福祉課長（岡田稔君） はい、それではお答えします。名簿の作成につきましては、大変おくれるのは本当に申しわけないんですが、今回ですね、予定としましてうちのほうで考えてるところでは、7月に関係各課ですね、消防署、町民活動推進課、障害福祉課、児童福祉課と打ち合わせを行いまして、8月に民生委員さん、そして区長さん等にでもですね、説明させていただきまして、10月にはそういったことで先ほどの手上げ方式、同意方式に基づきまして、その名簿の整理のほうを進めてまいりたいと考えております。

まあ、年度内のこういった支援プランの作成を予定しておるところでございますが、作成の時期については来年の5月等にずれ込む可能性もあるかなと思いますが、そういったところで進める予定で今準備しておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○10番（藤井孝幸君） 先延ばし、先延ばしで悠長なことを言っておればいいんですけどね、いつ起こるかわからないんですよ。で、この今の名簿をつくるのに、行政がちゃんと名簿

をつくれるようになってんですからね。災害保護法、個人情報保護法でもちゃんと生命・財産に関係のあるところは、個人情報保護法は関係ないち書いてんですよ。例外規定で。町の保護条例にもそうなるでしょう。生命・財産にかかわるものについては個人情報保護条例は適用除外になってるわけですよ。

だから、このガイドラインを読むと、ちゃんと名簿を作成してこれに基づいて民生委員さん、消防団員さん、ちゃんと調べてくださいということができるようですよ。だって、このガイドラインを読むといっぱい積極的にやってる市町村があるじゃないですか。やれるんですよ、それ。やろうと思えば。そうでしょう。それで今あなたが、何、手上げ方式、同意方式、こんなことで人が救えますか。

あのね、このガイドラインを読むと、読んでないですな。手上げ方式ちゅうのは対象者の1割しか救えないち書いてるんですよ。このガイドラインには。だから何がいいかち書いてると、関係機関共有方式と同意方式を一緒にして、3つほどあるのよね。関係機関共有方式、手上げ方式、同意方式と3つあるんだけど、手上げ方式が最悪なのよ。対象者救えないち書いてるから。ガイドラインに。それを阿見町が選んでどうするんですか。

関係機関共有方式と同意方式をミックスしてやりなさい。ガイドライン書いてるんです。その手上げ方式は見直したほうがいいです。もう一度このガイドライン読んで。よろしくお願ひしますよ。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。社会福祉課長岡田稔君。

○社会福祉課長（岡田稔君） はい、お答えします。こちらが今現在民生委員・児童委員のほうで一人も見逃さない運動という形で、620名ほどの要援護者の数をつかんでいるところでございます。それにプラスしましてやっぱり手上げ方式、同意方式を取り入れまして活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） ちょっと時間がない。全然わかってない。いいかい。手上げ方式…。民生委員が名簿をつくるんじゃないち言ってるでしょう。民生委員が名簿つくってるからしれをもらって、はい、それにプラス手上げ方式と、同意方式でやるて、そうじゃないちゅうのよ。町が主体となって民生委員さんや区長さんをお願いするようにガイドラインは書いてるわけ。ね。だから、民生委員さん頼みじゃないのよ。民生委員さんは協力者なの、区長とかは。あなたたちが主体にならないと。社会福祉課が。もう一度ガイドラインをよく読んでください。時間がないから。

それと、ボランティアセンターのあり方。これ、私もずっと前から言ってます。町長も窓口

を1つにするというふうに答えております。ずっと前にね。ボランティア連絡協議会の総会で。ほんで、今社会福祉協議会が防災のボランティアセンターになってますけども、そういう機能も認識もないですよ。これもう前々から言ってる。このボランティアセンターというのは、こうあるべきだということを提示して、それでできたのが住民活動やないで、マルエツの3階にあるやつね。住民活動センターちゅうのか。

これに移るはずだったんだけども、そういう機能が今全然なし。で、社会福祉協議会に防災計画ではやってるんですけども、社会福祉協議会には私はそういう能力は、組織になっておりません。そこに無理やりに任務を付与したってできるわけがないです。その点は防災計画を見直すときに、ついでに見直すときにもう一度考えてください。

次にですね、消防団との関係——今回の地域の名簿公表とか消防団の関係ね、これはもう先ほど言いましたように、社会福祉課が名簿をつくって民生委員やら消防団にちゃんとかうやって連絡をとってください、詳細を——体寝たきりだとか何とかちゅうのはちゃんと知らせる。今回の震災のときでも消防団は一部は何も聞いてない、連絡はなかったというような話も聞いております。だからやっぱりこういう非常災害のときには、消防団を大いに連絡を密にして、連絡をとってくださいよ。

それと、防災訓練の地域ごとの実施の必要性はないかということですね。町長は図上訓練は必要だろうというふうに言っておりましたけども、これはぜひやっていただきたいことがあります。なぜならば、この防災計画では液状化はここです、河川のはんらん場所はここです、土砂崩れはここですというようにおおむね地域に指定してるわけですね、地域。そしたら、今みたいな防災訓練であれば、地域でただ初期消火をやる、御飯を炊く、乾パンを食べるではね、防災訓練、実践的な訓練じゃないんですよ。

だから、牛久がやっているように、牛久は18年からやってんですよ。地域ごとに町が見積もった防災マップで、あなたのところの地区は液状化が激しいですよ。あなたところは河川のはんらんが予想されますよ。そういう地区ごとに図上訓練をやるんですよ。じゃあ区長、あなたところはこういう状態ですので、どういう対応をしたらいいですかというようなことをやる必要があるんですよ。

でないと今みたいな防災訓練、総合防災訓練ではね、何にも——何にもとは言いませんけども、実践的ではないです。これも一言やる必要があるというふうに言いましたんでね、そういう具体的にどのようにするかはちゃんとやってください。

それと、学校の防災訓練。学校に移ります。学校にはですね、教育長、集団避難計画をつくるようになっていきますけどもありますか。学校。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 先ほど申し上げました避難訓練は、集団避難訓練です。学校全体でやっております。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 集団避難訓練ちゅうのは、避難訓練というよりね、避難計画を、計画をつくらないけんとなってるのね。集団避難計画。

○議長（佐藤幸明君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 計画をつくって、その計画を実践して、共通実践・共通理解を図っております。それで反省をして手直しをするということを毎年やっております。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） そうなんですよ。これはね、教育……。防災に限らず計画をして教育をして訓練をするというのが、これの繰り返しをやるのが命を守る最大のポイントなんですよ。だから、それを今それをやってるということで、私も文部科学省がつくった、何ですかね、防災に充実するちゅうようなのがありましたね。指針が。文科省の。学校の防災体制についての充実というのが。充実についてという、出てます。これに基づいて学校は詳細につくっております。防災計画をね。

これは非常にいいと思うんですけども、ただ、ここの計画担当者に聞いてくださいね。学校の防災計画には、計画ち、防災計画とは言わないんだけど、緊急マニュアルになってるんですけども、原発事故が載ってるわけですよ。原発事故のときにはどうするか。で、こっちの防災計画には、原発事故にまつわることは何も書いてないわけですね。これ、どうですか。つくる必要あると思いませんか。どうでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。原発事故の対策等につきましては、防災計画そのものがですね、国の計画、それから県の計画、それと市町村の計画というふうに整合性が会って初めて成立してるものですから、この県の議会の中でですね、知事がその防災計画の見直しをというような発言をされまして、その中には東海の原発事故も想定の見直しもしなければならないというような、そういった発言もありましたので、その辺が県の計画に盛り込まれてくると思います。それに整合をとるような形で町の防災計画につきましても見直ししていきたいと考えています。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） あのね、県の防災の原発事故に関する計画はずっとあるわけですよ。それは今、これは見直すと書いてる。だけど、うちはずっとないのよ。だから、県とか何とかじゃなくて、県の結論を得るんじゃないかと、なくてはならないんじゃないか。もうないことは

わかったから、今早急につくる必要があるんじゃないかて言ってるわけ。そうでしょう。だから、必要性があるのかないのかですよ。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい。福島でこれだけの、何ていいますかね、事態になっておりますので、当然これはつくる必要があると思います。ただ、今申し上げましたのは、県の計画との整合性を申し上げたものですので、そちらと調整するためにそちらを待って一緒に見直していくというようなことでございます。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） そういうことなんです。必要があるなら見直します。追加しますなら追加します。で、追加するには県のを参考にしながらやるちゅうのは、これはそれでいいですよ。そうしてください、お願いします。

で、もう1つね、学校に町の防災計画と学校の緊急マニュアルとの矛盾点があるわけ。例えば学校ではね、ガイドライン指導指針ちゅうのか、文科省の。その指針には在校中に地震があった場合、それから登下校中に災害があった場合、それとか体育館におる場合、運動場におる場合ち細かく分けての対処要領を書いてるわけですよ。そして、学校におるときには、このうちの防災計画はどういうふうになっていると思います。学校におるとき。示してるんですよ、これ。

まあ、時間がないからおれが言うけど、学校におるときには直ちに帰宅させるち書いてるのよ。原則として。こちらはそうじゃないよ。保護者が来るまで渡さないんですよ。これえらい違いだからね。直ちに……。これちちょっと読んでみますか。「災害が発生、またはそのおそれがあるときは、園児・児童・生徒については学校・園長の判断により教職員の指導のもと全員を直ちに帰宅させることが原則とする」と。直ちに帰宅させるという。原則とすれば、先生たちはこれを見ると「あ、帰宅させないけんだ」と思うよ。

だけど、学校は賢いんですよ。帰宅させないのよ。ちゃんと預かるの。ほれで保護者が来るまで渡さない。それは当然ですよ。どうですか、これ。これも見直しの必要性。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。状況状況によって当然その対処方法っていうのは、その場面で変わってくると思いますので、そこまで細かくこの防災計画で規定するのではなく、学校には学校の対応というような形でその辺は見直した中で文言のほうを整理していきたいと思います。

○10番（藤井孝幸君） わかりました。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） はい、済みません。学校のほうもいろんなやっぱり過去の震災とかで、反省事項があるんですね。例えば非常電源を確保するとか。校内一斉に電源がないときに校内に一斉に伝達する方法とか。これ、あるんですよ。そういうのも、ちょっと参考にして後で読んでみてくださいね。学校のほうは大体できてるようには、気はします。

それから次にですね、原発事故なんですけども、これは先ほど言いましたように原発事故に対してはちゃんと計画を修正するということになりましたけども、原発事故を加えるということで私も認識をしました。それでいいですよ。

それで、その原発事故でね、放射能の濃度をちゃんと回覧板でしましたね。これはまあ、それで本当にいいと思います。ただ、あいまいなのが基準をね、次のページにこう、何ちゅうのかな、どここの基準はこうなってますちゅうけども、安全安心を伝えるためにはやっぱりね、その基準を一番先にば一つと書いて、そして「ああ、おれのところは安心なんだな」というようなことを伝達する文言の書き方ですけどね。町民に安全安心を与える書き方を、この基準により阿見町は安全ですよということを最初にもって行って、地域の安全はこうですよというふうにしてあげたほうが町民は安心すると思います。

ただ、問題は基準値より高いときに、これ町としてどうするか。高い値が出たときに。これも計画がないからちょっと難しいけども、今は計画あるなし言っておるわけじゃないから。必ず県も今はちゃんと放射能のレベルを書いています。濃度を発表しています。町も発表してる。で、基準値を超えたときにどうするかのを体制を整えるべきだと思いますが、基準値を超えたときにはどうするんですかね。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、まず1点目の広報誌につきましての表現といたしますか、レイアウトにつきましてはその辺はわかりやすいように検討していきたいと思っております。

それから、基準値を超えた場合っていうようなお話ですが、今福島県の基準がですね、国のほうで出されておりますので、それに準じてやっていかざるを得ないと思います。県内の基準がない以上は福島県に準じてという、今それしか基準っていうのがないっていうようなことで、それに基づいてやっていくというようなことでございます。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） はい、わかりました。次にですね、基準値は、そこをよくお互いに勉強して、どう行動するかをやっぱり考えておきましょうよ。平素ね。

それからですね、町の役場の節電対策について質問いたします。この節電対策は細々とずっと書いております。それも私勉強資料でいただきました。それで、私がちょっと気になったのはね、ワークスタイルの変換。ワークスタイルの。働く形態の変革というふう書いてあると

ころで、関係職員の一斉休暇取得を推進する。年次休暇、夏季休暇の取得を強力に推進するというのがワークスタイルの変革に書いてるのね。これって本当。この非常時に休暇の取得を強力に推進するの。休ませたら節電になる。そんなことよりも私が心配なのは、サービスに低下がねえのか。もしその休暇をとる余力があるんだったら、被災地で困ってるところに行ってる所いっぱいありますよ。役場の職員が支援してるのが。

休暇をとることを強力に推進するんじゃないで、もしその余力があるのであれば、被災地に行って、被災地の役場——役場ごと流されたところに行って、支援をする。阿見町の役場にもボランティア休暇ってあるじゃないですか。とったことはほとんどないらしいんですけど。そういうところに行って支援をするという気持ちにならないで、この中によって休暇の取得を強力に推進するなんて私はちょっと考えられないんですけども、どうですかね、町長これ。

ごめんなさい、町長。急に言って。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えします。御説明しました町の節電対策、幾つかありますけれども、すぐにできる対策ということで、もうすぐ始めてるものと、このワークスタイルの変革というのは2段階の次の段階ということで、できるものは列記したということでございます。で、まだこの挙げたものを詳しく検証して実施できるかどうかということまでは、検証してなくて、挙げた——ただ列記したということでございます。

この節電の対策、町の対策の実施に当たりましては、まずサービスの低下をしない、させないことで取り組むということですので、そこら辺の関係でまだ詳しい検証はしていないということで御理解をいただければと思います。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 理解なんかしません。だって節電対策で職員の休暇所得を強力に推進するなんて発想が私はよくわからない。職員がいなかったら当然町民に迷惑かけることはわかっているじゃないですか。サービスが低下することは。それでなくても現在でも、私にでもですよ、行ったら担当者がいませんので、担当者が今日休みですて言うところが結構あるんですよ。これ、一斉に休暇とったら町民が来たときにいませんという話になっちゃうじゃないですか。この節電対策、私ちょっとね、本当に疑問を持っています。これはちょっと善処するなら善処してください。そんな暇があったら被災地に行き応援してやってくださいよ。

それとですね、次に国民保護対策ね、これは今テロとか、ミサイル攻撃とかにはまず考えられないんで、これを私は急げとは言いません。ただ条例とかですね、に規則されとるもんで、危機管理という意味から平素準備をしておいてくださいよと。これはもう何にもしてないんですよ。だから、準備をしておいてくださいよという程度にとどめておきます。ね、これこそ暇が

あればやってほしい。今まで言ったことは即、即やってほしいことなんですけども、これは町民の生命・財産守る一環ですからね、近い将来、遠い将来起こるかどうかわかりませんが、準備しておく上にはないでしょう。

そこで、町長。このね、今までのやりとりを聞いてて、町の防災体制は点数ちゅったらいかなんでしょうけども、体制は万全なのか。まだまだいろんな整備をしなきゃならんことがあるのか、どういう思いますか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 防災とかね、防犯そういうものは100%はないんですよ。これはどんなふうにしてもね。それこそ設備でも何でももう何から何までやるということになったら、どんな金額が出るかっていうのはもう、これはもう皆さんわかってるとおりでね。ただ、やはり不備があったっていうことはもう答弁の中でも言ってるわけですから、藤井議員のいろんな質問の中でね、取り入れられるものは取り入れて、取り入れられないものは取り入れられないということでしょうけど、そういう面でね、取り入れられるものを、というのをやはり把握しながらやはり防災計画の見直してっていうのは、これはもう早急にやっていきたいという思っています。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 町長ね、町長の口から100%できないというのは、これはだれも望んでおりませんよ。ただ口から100%はできないよというようなことは言うべきではありませんよ。いいですか。やはり、やれるだけのことはぴしゃっとやって万全を期しますと。初めからできませんという話じゃないですよ。ね。

だから、要はですね、この本計画に——先ほど言いましたけど、本計画に基づいた整備計画をつくって予算を計上して、2次でも1次でも3次でもいいですよ。予算を計上して、年度でもいい、計上して、やるべきところは必ずやるというそういう姿勢が必要だと思います。

それでまだ備蓄品のものもね、備蓄品の何かも、この計画では備蓄品の数量・品目は検討しますと書いてるだけなんです。いつやって何品目必要だと、何品目どのようなものが必要だということは書いてないんですよ。ただ検討しますで終わってるわけね。それから、その検討しますならいいんですけども、いついつまでにしっかりと決めますというようなこともしてないと、計画をする職員だって——まあだれが計画するか知りませんが、いつやればいんだっていう話になるわけですよ。だから、年度の工程表をつくってしっかりとした防災計画にしてほしいんですよ。

そんで私は、話はちょっと変わりますが、この防災って、人の生命・財産を守るというのは最優先すべきだと思うんですよ。最優先、可能な限り。だから今回の給食センターの建設

も必要でしょう。建設も必要でしょうけども、それはちょっと凍結していただいて、こっちのほうに防災のほうに金を回していただいて、そしてお互いに議員も調査をするし、何が一番、給食センターを建てるのに一番いいのかを検討……。議員も、我々も勉強して、お互いに意見を交換するという期間を設けて、そんで防災のほうに……。

〔「そっちへ持ってくるの」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） 防災のほうに金を投じて、町民の生命・財産に金を投じてほしいという私の願いを込めて、まだ10分もありますけども、質問を終わります。石井さんから早く終われと言われたから。10分ぐらい。

○議長（佐藤幸明君） これで、10番藤井孝幸君の質問を終わります。

○10番（藤井孝幸君） また、これはいつかまた質問します。進捗状況を。

○議長（佐藤幸明君） 次に、2番平岡博君の一般質問を行います。

2番平岡博君の質問を許します。登壇願います。

〔2番平岡博君登壇〕

○2番（平岡博君） こんにちは、通告に従いまして、6月定例会における質問をさせていただきます。

まず高いところから恐縮ですが、このたびの東日本大震災で被災された皆様方へお見舞いを申し上げます。

さて、災害発生の3月11日から早いものでもう3カ月がたちました。3カ月がたってもなお福島第一原発の事故に収束の気配が見えないなど、落ちついたとはいえ、決して言えない状況ですが、それでも復興にむけた歩みは確実に踏み出されたように見えます。私たちも被災地に向けた熱い思いをこの3カ月間で絶やすことなく息の長い支援をずっと続けなければなりません。町会議員だからといって自分の町のことばかり考えているのではだめです。町会議員だからこそわかる地方自治体の悩みや苦労を共有していきながら、復興のお手伝いをしていきたいと思うのです。

そこで、今回の質問は東日本大震災の復興支援及び防災対策にかかわる阿見町の推進プログラムの検討と、東日本大震災に対しての阿見町長の対応対策についてというテーマにさせていただきました。

執行部に検討を求める項目としては、次の3点あります。第1点は被災者支援で定住型の受け入れ先として阿見町が名乗りを上げられないかということであり、第2点は福島第一原発の放射線被曝で地域のきめ細かい情報収集と提供体制を構築できないかということであり、第3点は東日本大震災において阿見町長のとった対応策についてであります。

まず第1点について、私は阿見町というとても暮らしやすい、特に家庭生活を送るのに大変

快適な土地だということを常々誇りに思っております。これは単なる身びいきではなく自然環境や産業基盤、教育、医療を初めとする福祉の充実など、客観的な指標に裏打ちされた主張だと思います。この主張は、すなわち被災者を家族単位で受け入れるのに最もよい地域だということのアピールにつなげたいと思うんです。

津波や放射線被曝の問題に加え、就業や子育て環境の問題もあって、残念ながら被災地での生活をあきらめなくてはならない家族が今後相当数出てくると思います。一時的に避難や疎開ではなく、定住先を求めての転居・移住という選択です。そこで阿見町は、職住に保育、教育環境をセットした定住型生活再建プログラムをつくって、被災者家族を率先して受け入れできないかという提案をしたいのです。

阿見町には区画整理事業地などの宅地の供給力も十分あり、移住には国の制度等も利用して助成策を講じます。さらに企業立地の見込める工業団地で雇用を開拓するほか、充実した医療機関というのは福祉ばかりか雇用にも効果が大きいです。何なら私ら農家が新規就農者の受け入れに手を挙げてもいいです。そうした取り組みをすることで、阿見町ならではの定住プログラムが被災者家族に提示できると思うのです。

ただ、問題は福島第一原発での事故の影響です。放射線被曝がここまで深刻になると、もう福島も茨城も関係ないというのが世間一般の見方です。科学的見地だろうが風評被害だろうが、そのように思い込んだものを改めるとするのは容易ではありません。実際、福島の梅から規制値以上のセシウムが検出されたというニュースを聞いたときには少し私もどきっとしました。収穫時を迎えた私どもの梅づくりにも影響をかなり与えました。

そこで提案の2点は、福島第一原発の放射線被害の対策として、地域レベルでのきめの細かい情報の収集と提供の体制構築を求めるものです。実際問題、放射線管理とか除染とか被害対策は町の手にも余るものでしょう。原子力や被曝に詳しい職員はいないでしょうし、仮におったとしてもその説明は私にはほとんど理解できません。農産物の補償問題で役場の出番はあるでしょうけど、梅が出荷できるかできないかのそこに関心が集中しているときに、直ちに影響はないなんて結論を出されたら怒り心頭に発しますよ。

と、まあ冗談はさておき、農業者というより生活者として地域レベルでのきめ細かい情報やデータを出してほしいと思います。大気や土壌について、例えば学校の校庭や農作物の選果場などで線量計を置いて時間ごと、場所ごとのデータを収集し、オープンに情報を提供することが切実に求められていると思います。

5月からは阿見町ホームページで町内小中学校、幼稚園、保育所等、また水道水の放射線量測定結果が公表されています。学校関係では校庭と室内の2種類の測定結果が出ていて、おおむね1時間当たり0.4マイクロシーベルト前後になっています。国の基準では1時間3.8マイク

ロシーベルト未満の空間線量としていますから大体10分の1、ほとんど影響ない数値だそうです。

ただ、放射線は累積つまり足し算していった上での値が問題になりまして、今度文部科学省が1年間1ミリシーベルト以下を目指すなんてことを急に決めたのもこの累積値があります。校庭や校舎といった学校内ばかりでなく、登下校時あるいは外に遊びに行ったときとかの浴びた線量の値を合算すべき、合算して記述しなければならないわけでありまして。当然すべての子供にいつも線量計を持たせるというわけにはいきませんから、保護者には心配が尽きません。

こうした不安にきめ細かに答えるのが地方行政のあるべき姿だと思うんです。放射線量の測定結果の数値を公表したからそれでいいというのではなく、今日は1時間3.8マイクロシーベルトを超えそうだとか。超えた場合どうしたらいいといった情報を出す。ホームページ以外でも出すということが必要ではないでしょうか。町にその体制はなくても阿見町には幸い茨城大学農学部、県立医療大学や東京医大がある。自衛隊があるということです。これこそが阿見町の地の利じゃないですか。私たちが誇ることの1つです。

特に茨城大学は東海村で長年放射線研究の実績があり、その研究実績は農業面にも及んでいるということです。阿見町にはこうした機関との産学官連携協定があるはずだと思いますが、放射線についても測定監視の体制を構築・模索すべきと考えます。そして、何より町民にわかりやすい情報提供をお願いしたい。私にもわかる原子力、今後これをお願いしたいと思います。

第3点は、余りにも先ほど質問した藤井議員と類似していますので、これは取り下げたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 平岡議員の質問にお答えいたします。非常に今回の質問、平岡議員の人間性っていうか、やっぱり人の優しさっていうか、そういうものが出ている質問かなっていう思いをしております。

まず1点目の「職住に保育・教育環境をセットした、阿見町ならではの定住型生活再建プログラムを作成し、被災者家族に提示することで受け入れを促進する」についてであります。

まず初めに、当町への避難者の状況について申し上げます。当町におきましては、5月末まで福祉センターまほろばにおいて避難所を開設しておりましたが、避難世帯2世帯の了解を得て、今月より町で借り上げた民間住宅に入居していただいたところであります。

現在国では、こうした被災者の方々が、一刻も早く安定した生活を確保することができるよう「復興構想会議」を設置し、住居の再建や雇用の確保など、失われた生活基盤の回復に向け

て、復興の指針策定を行っているところであります。当会議における基本方針としては、被災者の方々のふるさとへの思いが強いことから、被災地主体の復興を基本とした計画策定を進めているところであります。また、住宅などを再建するためには、現在の被災者生活再建支援法では十分でないことから、新たな財源を確保して支援を拡大することを検討しております。

被災者の生活再建の考え方については、このような国の方針を踏まえた中で、当面、被災者の被災地における迅速な生活再建が前提であるとともに、被災地の持続性ある地域経済や社会環境の再構築につなげていくことが必要であると考えております。

議員提案の町独自の定住型生活再建プログラムの作成につきましては、被災者のニーズや意向等を見きわめながら、国や県、他自治体の動向も踏まえて検討されるべきものと考えております。

次に、2点目の「大学等と連携した放射能の測定・監視体制の構築と情報提供の推進を求める」についてであります。このたびの福島第一原子力発電所の事故による放射線被害は、広範囲に影響を及ぼしており、議員が申されるとおり、町レベルではその対策に手に余るものがあると感じておりますが、町レベルだからこそできる対応というものがありますので、そのことについてお答えいたします。

当町における関係機関との連携については、町と地域連携協力協定を締結している県立医療大学との共催により、4月24日に「日常生活における放射線について考えよう」と題し、地域住民を対象とした公開講座を実施したところであります。その中で、現状のデータからは大学周辺において特別な対策を必要とする根拠はなく、ふだんどおりの日常生活を送って差し支えないということ、また、今後も周辺の状況を引き続き監視し、状況の変化に即応できるような体制を準備中であるということ、町民の皆様にはわかりやすく説明していただきました。

さらに、当町自体の取り組みでは、これまで大気放射線の影響については、県、国関連の研究所及び県立医療大学の公表データを参考にまいりましたが、5月23日に県から大気中の放射線を測定する機器が配布されたことにより、地域レベルのきめ細かい情報収集として、5月25日から6月2日にかけて保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・主な公園の測定を行ったところであります。

また、それに伴う情報提供として測定結果を5月30日から町ホームページに順次掲載し、6月10日には回覧にて町民に情報提供を行ったところであります。なお、学校等の測定結果については、藤井議員の質問にお答えしたとおりであります。

次に、土壌の汚染については、現在、町では土壌中における放射能濃度の調査は行っておりませんが、過日の全員協議会の町有公共施設の放射能測定結果を公表した際に、6月6日に県内市町村の担当者を集めた学校における放射能線量の説明会があることとお話いたしました。

その説明会では、文部科学省が福島第一原子力発電所から100キロ圏内の土壌検査を実施する予定であるとのこと。内容については、80キロまでは2キロメッシュで、80キロを超え100キロまでは10キロメッシュで合計100ポイントを行い、8月中を目途に放射線マップを作成する、と説明しております。なお、100キロ圏内でありますと、茨城県においては日立市、大子町あたりまでが対象となるとのことであります。まあ、阿見町は170キロ圏内ぐらい。

そのようなことから、現在のところ土壌中の放射能濃度については、国から測定方法及び安全基準が示されておられませんので、調査結果が発表された時点で、町ホームページ等で公表し、情報提供をしていくとともに、国等の指示・方針に従い対策を立てていきたいと考えております。

以上のように、町としては、今後とも国・県・大学・研究所等との連携協力による測定・監視体制を維持し、地域レベルのきめ細かい情報収集と情報提供を推進してまいります。

○議長（佐藤幸明君） 2番平岡博君。

○2番（平岡博君） 丁重なる答弁、ありがとうございました。

第1点目の質問の中でですね、2世帯が町借り上げの住居に入居したということを町長おっしゃいましたけども、この方たちのあれではなくて、もう少し、もう一歩進んでですね、定住型というふうな感じで私はプログラムしていただきたいと思ひまして、第1点目は提案したんですが、今後とも検討をですね、して、よりきめの細かいですね、阿見町ならではのそういうふうなことをしていただいたほうが「いや、茨城の阿見町はすごいな」と、「こういうことまでしてんだ」というふうなことで、町長の株もずっと上がると思うんですよ。その点をよろしくお願いしまして第1点目は終わりたいと思ひます。

それで、第2点目ですが、もう少し国、県レベルじゃなくてですね、阿見町独自のですね、放射線量を測定したりですね、情報を提供することはできないかということなんです、こんなことを言っちゃあ本当に国、県の方に怒られるかもしれないけど、「あんたたち、今まで何やってんの、国、県」。県は、このごろ文科省さておいて、海水浴場の測定なんかはしましたよね。やっぱりそういうことだと思ひますよ。上からもう下がってきたことをやってたんじゃ遅いんですよ、もう。

まあ、時間もそろそろありましたんで、その辺をお願いしましてですね、第2点を終わりたいと思ひます。

私、余りにも藤井議員とちょっと類似してますんで、最後に一言ですね、町長にお願いをしましてですね、簡単ですが終わりたいと思ひます。

先ほど来、藤井議員から引き続いて皆さんの答弁聞いてると、要するに県がどうだから、国がどうだから。「おいおい、住民はそういう話は聞いてねえんだよ。もっとちゃんとやってよ。

至急だよ」というふうなことだと思っんですよ。ですから、阿見町から、地域からですね、もう、ならではこの発想っていうかね、その町長として、ここに私書いてきましたけど即効即使、間髪を入れずに実行です。前回は熟慮断行ということを行いましたけど、今回は即効即使、間髪を入れずに実行を、やっぱり町長としてのですね、裁量を見せていただきたいと思います。余りにもちょっと簡単かもしれないですけど、これで私の質問を終わりたいと思います。

本日はありがとうございました。

○議長（佐藤幸明君） これで、2番平岡博君の質問を終わります。

それではここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後1時からとします。

午前11時58分休憩

---

午後1時00分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま13番小松沢秀幸君が退席しました。したがって、ただいまの出席議員は17名です。

次に、18番細田正幸君の一般質問を行います。

18番細田正幸君の質問を許します。登壇願います。

〔18番細田正幸君登壇〕

○18番（細田正幸君） 私は、通告いたしました2点について質問したいと思います。

1点目は、震災被害者に住宅リフォーム助成制度の創設を。2点目は、放射能被害から子供たちを守るために校庭、保育所庭、公園の土壌調査の実施を。2点目は自席で質問したいと思います。

1点目の、震災被害者に住宅リフォーム助成制度の創設を。この件については、去る3月の議会でちょうど震災が始まる前に震災に関係なく阿見町で住宅リフォーム制度を創設してはどうかという提案をいたしました。その直後に、3月11日東日本の大震災が起きたわけですが、私は今回はこの東日本大震災に対して震災のための住宅リフォーム制度を設けたらどうかということで質問したいと思います。

既に、東日本大震災から3カ月が経過をいたしました。復興についてはいまだ放射能の被害もあり、遅々として進んでおりません。茨城県内でも、震災の支援について具体的に支援を行う自治体が3月11日以降出てまいりました。特に目立つのは県北の常陸太田市、それから日立市、高萩市などが独自に震災被害支援制度を創設し、住宅・物置・外構などに1件当たり——1世帯ですね、20万円から10万円の助成を行う制度を実施しております。また最近では、お隣の土浦市でも震災のための住宅支援制度を設けるという話も聞いております。

このように、震災以後それぞれの市町村で実際に市町村独自の住宅支援制度が進んでおります。この阿見町でも支援制度を創設し、町民の困難を少しでも軽減したらどうなのかというふうに思います。

で、阿見町の被害状況ですけれども、既に住宅の一部損壊ですね、1,673件ですか、それから住宅の全壊が1件、あと住宅の半壊がこの前までは2世帯というふうに発表されましたが、せんだっての全協で12世帯に増えております。この全壊と半壊については、国の支援制度がございます。しかし、住宅の一部損壊については国、県の支援制度はございません。さきに言いましたように、市町村独自、阿見町独自でつくりたい限りこの支援制度は成立しないわけでございます。

特に天田町長は民主党推薦の町長として当選されております。今、阿見町町内を歩きますと民主党のポスターが張ってあります。「国民の生活が第一」だと。で、それを阿見町に言いかえれば、私は「町民の生活が第一」だというふうにとれるのではないかというふうに思います。そういう観点からも、阿見町でも独自の震災被害者に住宅リフォーム制度をつくる必要があるのではないかというふうに思います。

質問の資料で、常陸太田市の資料を添付しましたがけれども、これは申請が1枚の用紙で一番簡単でございます。震災前の住宅リフォーム制度については1件につきこういう書類を、例えば神栖市なんかでは3枚ぐらい出すしかないわけですよ。それだとなかなか申請が大変だっつう声が出ております。このように東日本大震災対策、常陸太田市のように1枚の申請書で住宅支援制度、支援金が、小規模では3分の1・上限20万円、それが支援されるということは、被害にあった家庭にとっては大きな助けになるというふうに思います。

で、この被害の見舞いについては、阿見町は何ら具体的な対応しておりませんが、既に農協では、農協の住宅の共済制度に入ってる家には被害が起きなくても一戸当たり1万円の見舞金を支給しております。

そういうことを考えれば、阿見町は一般会計135億からの税金ですよ、これはほとんど税金なわけですから、税金を国から交付税としてもらう、あと町民からは60億から70億の税金をいただいているわけですから、こういう未曾有な震災のときには町民に返していくと。で、町民の困難を少しでも緩和するということが望まれているのではないかというふうに思います。

で、私は具体的に財源についてもあるということを主張したいというふうに思います。これは霞クリーンセンターの談合違約金3億円。この振り返ってみますと、霞クリーンセンターが約60億円できたわけですが、これは平成6年の6月議会で議決されております。前の川田町長が当選してまもなくの入札だったというふうに思っております。そのとき役場では60億はしょうがないんだと、当たり前の金額だっつう答弁をしてたわけですが、私はそのと

きに3年前にほかの広域の町村で阿見町よりもいわゆる立派な、それから日常の処理量も多くて、45億円できたところを視察して、60億円は高過ぎるということを指摘しておいたわけです。

そのとき、町長はそれが相場だっていう答弁をもらっておりますけれども、結果的には10年経過して、それが談合で引き上げられたということが今わかって、60億円の5%・3億円が阿見町へ返ってくるわけです。これは町も、その当時の執行部も恐らく予想してなかった額ではないかというふうに思います。

また阿見町では、財政調整資金10億円あります。その10%、1億9,000万円を活用すれば、財源的には4億9,000万の財源になります。で、今阿見町で震災被害1,670戸、それから塀の壊れたのが530戸ありますけれども、恐らく世帯数にすればそれよりも少なくなるというふうに思いますので、実際はそれだけの金を一度に出さなくても、恐らく屋根壊れた人は直るのに3年ぐらいかかるんじゃないかということをおっしゃっております。実際、かわらがない、職人がいないということですので、そのお金は今後3年間、4年間の間に支出するようになると思いますので、当然阿見町としても近隣の市町村、県北の市町村のように最高限度3分の1で20万円ぐらいの支援金は1世帯当たりに出せるんじゃないかなというふうに思っております。

東日本大震災、これは100年に1度、一説では1,000年に1度の災害だというふうに言われております。このようなときに阿見町の行政が何もやらなかったということは、後世に悔いを残すことだというふうに思います。私は、当然町民の困難に対しては、町が支援するということが当然だと思いますので、ここで改めて町民の苦難を救うべきだということを発言の記録に残しておきたいというふうに思います。

で、この制度についても、役場の職員は町長の顔色を見て、町長がやるつもりなんかなければ、担当者は何のアイデアも出さないというふうに思います。で、常陸太田市、日立市、そのほかのところを聞いてみても、どこでも町長が決断して実行したと。土浦でも聞いてみましたら、町長が決断してそれを設けるというふうに言っております。阿見町でもこの未曾有の災害に実際に阿見町があったわけですから、町長が決断して町民の困難を救済するというのは町長としての、また政治家としての責任であると。また、我々議員としての責任でもあるというふうに思います。

この点について、町長が決断して町民の苦難を救う方法をとるつもりがあるのかどうなのか質問をいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、細田議員の質問にお答えいたします。

「震災被害者に住宅リフォーム助成制度の創設を」についてお答えいたします。

阿見町の被災状況は、先ほど細田議員も述べられましたが、平成23年度今日現在ですと、家の損壊割合が20%から50%になる半壊の災害を受けた家屋等が14件に増えました。そのうち、被害の大きい40%から50%の大規模半壊の被害を受けた家屋等は3件であります。

町では、半壊以上の被災者の方々を対象にした支援策として、阿見町災害見舞金支給条例に基づき、半壊の場合には、町からの災害見舞金として5万円が支給されます。また、被災者生活再建支援法に基づき、大規模半壊又は半壊で解体した場合に上乗せ支援の対象になります。基礎支援金が大規模半壊では50万円、解体した場合は100万円と住宅の再建方法に応じて加算支援金がそれぞれ支給される予定であります。

そのほかに、義援金が被害状況に応じ配分され、半壊災害の場合は18万円と県の上乗せ分7万円が加わり25万円が支給される予定です。

質問の住宅リフォーム助成制度につきましては、東日本大震災で被災した家屋等の修繕工事費に対し10%から30%かつ上限10万から20万円程度を助成する、各自治体独自の制度であります。

現在、県内においては、県北地域の4自治体がこの制度を実施している状況です。先ほども細田議員が言われたとおり、ここ土浦が創設に向けた準備を行っているようですが、その他、牛久市、龍ヶ崎市、つくば市、美浦村では現在のところ実施予定はないと伺っております。

当町におきましても、先ほど申し上げた災害見舞金、義援金等で対応していることから、現時点ではさらなる助成制度の創設については慎重にならざるを得ません。

現段階では、国・県の制度、町の条例規則に基づき、やはり対応していきたい。そう思っております。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 今、前段で質問したように、町長が決断しなければできないわけですね。いわゆる住民の生活が大事だというスローガンのもとに天田町長は当選してるわけですから、2,000カ所以上ですね、件以上の被害が現実には起きたわけですね。今の答弁では、慎重にならざるを得ないということはやらないということだと思んですが、なぜ慎重になる必要があるんですか。ほかでやってるのに。私は救済するのが当然だっていうふうに思っております。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 私としては、今こういう状況の中でやればそれで1つの人気者になるかわかりませんが、この財源をね、使うことは今は必要ないんじゃないかなと。また別の形の中で、今回細田議員がこういう形で助成制度の創設ということで述べられておりますが、そ

ういう財源をもう少し町民全体に渡るような形でお金を使っていきたいと、そう思っております。

いい質問をしていただいたことによってですね、ほかの施策が少し進むかなと、私が思っているものは進んでいるのかなと、そういう思いをしております。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 町長が結局消極的だから、私は役場の職員はだれも、思っても提案しないと思うんですよね。町長がトップですから。で、ほかの自治体では、役場の職員が考えたのじゃなくて、やっぱりトップがですよ、町民から選ばれ、市民から選ばれてるわけですから、この際私は人気取りではないつつうふうに思うんですよね。

町民から税金をもらってるわけですよ。例えばさっき農協で1万円、被災者じゃなくてもやったっていうのは、保険金、年に5万とか10万とかね、そういう金額でも1万が返ってくるわけですよ。阿見町役場は、恐らく1世帯から何十万というね、税金を納めてもらってるつつうふうに思うんですよね。私、議員やってますけども、自分の税金合計したら年間140万も町へやってますよ。これは健康保険税も一緒ですけども。

で、そのようにやってても、この被災のときですよ、町からは何の援助もないわけですよ。まあ、私は倉庫ですか、住宅も壁ちょっとやりましたので被災証明書はもらいましたけれども、私はそういう点で、何千人というね、被災戸数があるわけですから、それを救えないでどうするのかということをおは町長に聞きたいというふうに思います。

再度、その点について答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） まあ、農協の場合はやっぱりね、利益団体ですから、それはもう利益を共有してれば1万円やるって、これは当たり前だし、じゃあ、税金払ってるからこのリフォームの助成制度を幾らでもくれよっていう、それもまたおかしい話でね、やっぱり……。

○18番（細田正幸君） 何もくれていることは言ってないでしょうよ。

○町長（天田富司男君） いや、今そういう状況じゃないですか。だから、やはりリフォーム助成制度に対してはね、私は本当に最初から、ほら、前にも言ったとおり、全協でも言ってますよ。今のところ、私自身はその助成制度で2億前後使うお金があったら、別のものに使うと。もう少し、町民全般に渡るようなものに使っていく。そういう思いをしてるんですよ。

だから、質問的には非常にいい質問で、そういう面では職員にも、じゃあこれで、細田さんの質問によって、これは金は幾らか出てくるなど、そういう思いをしております。だから、そういう面ではね、リフォーム制度に対しては、私はやるつもりはありません。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番(細田正幸君) まあ、町長がやるつもりがなくても、私どもは住宅リフォーム助成制度の運動をやっていききたいというふうに思っておりますので、そのときは考え直していただきたいというふうに思います。

次に、2点目の「放射能被害から子供たちを守るために、校庭、保育所庭、公園の土壌調査の実施を」と。この土壌調査については、先ほど平岡議員も必要があるんじゃないかという質問をいたしておりました。阿見町では県から空間ですね、空気中の測定器が1台もらって、あと1台町で買って、2台でやっとかさ地上50センチと1メートルの公共施設の放射線測定をやりました。これは、1つの一歩前進だと思います。

しかし、福島原発12日から14日で、1号から2、3、4と水素爆発を起こしたわけですよ。その直後の放射能汚染が今土壌中、それから空気中にも残ってるんだらうというふうに思います。人間の健康被害は、今の放射線じゃなくて、蓄積の放射線で健康被害が出るというふうに言われてるわけですよ。

特に妊娠初期、それから幼児——まあ、10歳までの子供さんですね、成長の著しい子供さんに対していわゆる放射線が細胞のDNAに当たるとそれが壊されると。片方だけ壊されれば複製できるけれども、そのDNAが両方壊されたら複製できないというふうに言われてるわけですよ。複製できないと病気になると。特にヨウ素131は子供の甲状腺にたまると。これは大人もたまりますけれども。あと、この問題については半減期が8日間と。その後半減期が終わってもゼロになるってことはないというふうには本を見れば書いてあるわけですよ。

今問題になってるのはセシウム137。これが半減期が約30年と。で、これが残ってるわけですよ。茨城県内でも阿見町を飛び越えて守谷、取手市ですか、それから千葉県の方のほうでそういう点では線量が高いというのを言われてるわけですよ。で、あと放射線の被害については、安全だという基準はないと言われてるんですよ。

で、3月12日以降、人体には影響、とりあえずないというのが政府の発表ですけども、そのときはなくても、チェルノブイリの原発事故ですよ、これは福島第一と同じレベル7ですけども、25年を経過した今でも50キロ離れたところは人が住めないわけですよ。そういうふうには10年、25年たっても影響が残ると。チェルノブイリの例ではその間病気とかそういうのも入ると100万人が死んだという言われてるんですよ。

これはアメリカの学者が言ってるやつです。これのやつで資料ありますけれども、ちょっと読んでみますと「チェルノブイリ原発事故の死傷者は100万人。事故の死者は4,000人と報じられているが、実際には100万人以上死亡したことが権威あるニューヨーク科学学会が出版したチェルノブイリ大惨事の際と人々へのその後の影響という本で5,000点の論文をもとに明らかにされている」と。「事態は深刻でした」と。「人々ががんや心臓病で命を落とすだけでな

く、免疫機能、肺、皮膚などすべての器官が放射能の影響を受けて毒されたということが衝撃でした」と。「調査したあらゆる生き物、木々、鳥、オオカミ、バクテリア、ウイルス、生態系のすべてが例外なく変わってしまいました」これはアメリカのジャネット・ジェルマン博士という人がコメントしてるわけです。

また、EUですね。EUの原子力機関は、日本政府に避難範囲は100キロメートル必要だっつうことも提言されているわけですよ。日本の10キロ、20キロっていうのは、早く言えば何の根拠もないわけですよ。アメリカ軍も友達作戦で2万人ぐらい支援に来ましたけれども、アメリカはチェルノブイリの教訓、自分とこのスリーマイルの教訓から50マイル——80キロ以内には近づくなということで、アメリカの航空母艦も80キロ中へは入れなかったわけですよ。実際に事故が起きたところは、そんなふうにとってるわけですよ。

それと比較すると、日本の放射能の汚染対策は、私は甘いんじゃないかと。で、既に静岡のお茶、あっちのほうまで飛ぶのかというふうに、静岡でも出荷停止になりましたよね。それからさしまのお茶もそうですよ。最近では茨城大学の牧草、これは前に伸びたやつをはかったんですけども、基準値を超えてると。そういうのが、私は現状だと思うんですよ。

で、そのことから考えれば、今、阿見町で公共施設の空中の放射線をはかりました。で、一番蓄積してるのは、直後雨降って土壌にしみ込んだやつが蓄積してるわけですよ。そこからの地上への放射線も出てるわけですから、当然校庭それから特に小さい子供が今遊んでる、阿見町では見てみますと、2カ所は多いですよ。予科練記念館のわきの都市公園、それから運動公園の公園と。私はそういうとこの子供が集まる土壌はきちんと調査して、調査結果は文書なりホームページでやっぱり公表する必要があると。そうすれば、それを見た人はそれぞれ対策を立てると。まあ、わからなければ町が教えてやるということが、私は必要になるんじゃないかなというふうにも思っております。

まあ、福島原発について、私も放射能は茨城県のJCO以来勉強したことがないんで、本屋行って3冊地震とこれ買ってみましたよ。で、どの本でもいわゆる基準値つうのはあるけれどもそれは当てにならないっていうことを言ってんですよ。放射能を浴びれば必ずいい影響じゃなくて悪い影響を与えると。それがレントゲンと比較するのは、これは無謀な話だと。あれは一瞬の出来事ですけども、今我々は毎日浴びてるんですよ。それが加算されるわけですから、文部省が言ってる1ミリシーベルトで安全だっつうことも私は安全つうのはなかなか言えないんじゃないかなというふうに思っております。

そういう観点からも、一番今阿見町で蓄積されていると思われる、子供が一番影響を受けているわけですから、保育所から、学校、それから公園の土壌中の放射線量を調べて公表すべきだというふうに思います。

それから、最近の新聞では福島県ですね、福島市では1カ月間の積算の線量をはかるメーターを子供一人ひとりに買って与えるつつうことを言ってるわけですね。そのほか2町村でも与えるつつうことをやってるわけですから、まあ、阿見町はそこまで——まあ試験的にやる必要はあつかもしれないけども、その前に土壌中の放射線は調査してないわけですから、きちんと調査して発表すべきだというふうに思います。その点、どうなのか質問いたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） はい。これ先ほど平岡議員のほうに質問の答弁はしておりますんで、そちらのほうは抜きにしまして、今言われたとおり、やはり町が基準点をつくるわけにはいかないわけですね。これは、あくまでも。これでこうで安全ですよって、阿見が安全宣言なんではできるわけじゃないんで。

○18番（細田正幸君） それは言えないってことを言ってるわけでしょう。

○町長（天田富司男君） だから、国、県がやはりある程度きちんとした基準をやっぱりやっていただかなければならないなど、そう思います。特に、小さい子供を持つ親、そして子供たちの対してのやはり放射能に対するこれは、この対応はやはり町がやはりやっていかなければいけないなど、そう思っております。

土壌検査等もね、やはりやっていかないとまずいだろうと。まあ、ある時点では子供たちの本当に被曝がどのぐらいあるのかということも、もしかするとやらざるを得ない状況にもなってくるかもわかりませんが、まずやれることから町がやはりやっていく、そして、あとはね、判断は、やっぱり個々のね、親が判断してもらわなければならないよね、これ。じゃあ、学校これだから学校を休校にするっていう、それだけの基準点がうんと上がればそういう事態も起きかわかんないけど、今の時点ではそういう状況にないわけですから、あとは個々の親がやっぱりその情報のもとで判断せざるを得ないんじゃないかなと、そう思ってます。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） まあ、町長の今の答弁は土壌調査をやって、その結果は公表して、あとは個々の町民が判断すると。それは大事なことだと思います。特に土壌調査を言ってるのは、福島で乳牛ですね、茨城県でも県南でありましたけれども、牛乳からも放射線が出たわけですね。これはなぜ出たかといったら、草と一緒に土を食べたために牛乳へ放射線が出たっていうのが定説なんですよ。

だから、子供が遊ぶ場合でも土を触ったやつは口に入れるなど。手をよく洗えつつうふうにも言われていますけれども、そこら辺の基礎的な注意はやはり子供たち、親にも話しておく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

せっかく町長がやるってことを言ってるわけですから、これはしかるべき検査機関に頼んで、

きちんとやってもらいたいというふうに思います。

で、あと教育長に聞きたいんですけども、今、福島第一原発で放射能汚染が問題になってるわけですけども、町内の子供たちですね、それから父兄に対して、どういう注意をしているのかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、ただいまの細田議員の質問にお答えいたします。おっしゃるとおりでございます。指導についてはまず1点、校庭等の屋外での活動ごとに手や顔を洗い、うがいをすること。それから土や砂を口に入れないように注意すること。それから土や砂が口に入った場合、これについてはよくうがいをすること。それから登校、帰宅時に靴の泥をできるだけ落とすということ。それから土ぼこりや砂ぼこりが多いときには、窓を閉めるということ。それから、全協でも話しましたが、屋外では帽子をかぶること。それから道草を食わないで帰宅することという、以上のことを指導しております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、済みません、今町長が土壌調査の実施というようなことにつきまして、ちょっと補足説明のほうさせていただきたいと思います。

確かに実施はできるかと思います。しかしですね、国の基準におきまして、この調査方法についての基準、それから出た結果の数値基準、これが定められておりません。ですから、調査はやっただけで、数値もその数値がどの段階にあるのかっていうようなその辺が判断できないこととなります。

例えば水田につきましては、国、農林水産省が、相当な範囲でやりましたので、基準はなくても国が一定のルールに基づきましたので、それは調査方法は基準になろうかと思います。ただ自治体がおのおの各自やりますと、例えば校庭でも深さ1センチでいいのか、3センチでいいのか、それから面積とかそういったものがまちまちになりますので、その辺がほかとの比較ができないというような、そういった問題、それから先ほど申しましたように、出た結果がどのレベルにあるのか、多いのか少ないのか。何をもちょうど多いのか少ないのかっていうその辺のベンチマークが示されていない以上はただの調査のデータということになってしまうというようなことになろうかと思います。

○18番（細田正幸君） それはなんないよ。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 今、部長の答弁聞くと、調査しっ放しになるんじゃないかと。比較しようがないということ言ってますけども、現実的には福島の小中学校の土は入れ替えてるわ

けですよね。それとの比較はきちんとできるわけですから、福島ではちゃんと土壌調査やってくれるわけですよね。それで年間1ミリシーベルト以上になっちゃうと。それは、文部省が金を出してその取り替えの費用を100%持つというようになってるわけですから、まさかここはそんなふうに強いとは思いませんけれども、それとの例えば調査の方法、それから比較は参考例になると。

逆に、その20分の1つつうことになれば、ああ、少なくてよかったなつつうことになるわけですから、それはきちんと調査して、町民が判断できるような、今は福島で調査してるわけですから、それとの比較表を出せば私はそれでいいというふうに思いますので、まあ、福島あたりでは児童生徒一人ひとり線量計やって、福島市だけでも1億、6千万だか、そのお金を出すわけですよね。それに比べれば調査の費用つつうのは微々たるもんだというふうに思いますので、調査をしてもらいたい。

参考までに、空気中の放射線量でもつくば市ですよね、つくば市と私の住んでる上条を比較すると、大体3倍になってるっていうことってましたね。たまたまうちの息子は線量計を買ってホームページで出してますけども、はかってもらったら3倍で、まあ、病気持ってる人は気をつけたほうがいいぞつつうことを言われましたけども、そういう状況もありますので、きちんと早急にやってもらいたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（佐藤幸明君） これで、18番細田正幸君の質問を終わります。

次に、7番石井早苗君の一般質問を行います。

7番石井早苗君の質問を許します。登壇願います。

〔7番石井早苗君登壇〕

○7番（石井早苗君） 今日、朝の1番の質問からずっと東日本大震災関連で質問者それぞれの哀悼の意を述べておられましたが、私も続けて哀悼の意を申したいと思います。

本年3月11日の東日本大震災それに続く福島原発事故と、未曾有の大災害を経験した私たち。被災されました多くの方々に心よりお見舞い申し上げます。そして被災された皆様が、一日も早く普通の生活を取り戻されますようにと心から祈っております。このたびの大災害は人と人とのつながりの大切さを改めて私たちに気づかせてくれたことと思います。私たちは、この大災害から何かを学び、日本国中が一丸となって新たな日本再生への道を求めて歩いていくことが、心ならずも犠牲となられた多くの方々のお心に報いることになるのではないかと私は思っております。

さて、さきに提出してる通告に従いまして、私はふれあい電話訪問事業用電話機の増設についてお伺いいたします。町長が常におっしゃっている町民の笑顔を増やすためにも、ぜひとも

前向きな御答弁をいただけることを期待しております。

日本には類を見ない少子高齢化社会を迎え、この阿見町も決して例外ではなく、単身高齢者がますます増加していくものと推測されます。震災前のマスコミは「消えた高齢者」とか「孤老死」とかが話題をにぎわしておりました。しかし、東日本大震災を機に多くの人たちがきずなの大切さを感じております。

そこで、阿見町では、現在65歳以上の独居高齢者は400人を超すと推定されています。が、さらに次世代との同居ではあっても仕事や学校に出てしまった後の独居と変わらない日常を送っている高齢者を加えると、その数ははかり知れないものがあります。民生委員の方々に独居高齢者の安否確認、対応などを担っていただいておりますが、行き過ぎた個人情報保護法の厚い壁や高齢者自身の自尊心もあって、必ずしもの確な動向をつかむことがかなうとはいえません。

阿見町社会福祉協議会の事業の1つにふれあい電話訪問がありますが、この事業は町からの委託事業で、電話訪問を希望する方に曜日を決めて電話をかけてお話をします。高齢者の孤独感の解消と安否確認、必要な相談、助言、情報サービスを目的とし、現在11名のボランティアが180名の希望者を対象に火曜日と木曜日、午後1時30分から4時までの間に電話訪問を行っております。が、この事業に使用できる電話は1台だけで、希望している180人の方々に順番に電話をかけてはおりますが、約2カ月に1度の訪問となってしまう、目的の孤独感の解消や安否確認にはほど遠いものがあります。

皆様、どうぞお感じいただきたいと思っております。日がな一日をね、だれとも話をするともなく、毎日を送っている高齢者が寂寥感を、思いをはせていただきたいと思っております。この方たちの心のケアに、またボランティアの不測の事故への対応や難しい問題解決に対処するためにも、さらにますますこれから増えていくであろう自宅介護で、介護する人の心のケアのためにも、ぜひとももう1台の電話機の増設を望みたいのですが、町長のお考えはいかがでしょうか。

よろしく御答弁お願い申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） ふれあい電話訪問用電話増設について、石井議員の質問にお答えいたします。

ふれあい電話訪問は、在宅の単身高齢者に対し、電話訪問による相談及び相談内容に応じた情報提供を行うことにより、単身高齢者の安否確認を図り、もって単身高齢者の孤独感の解消及び福祉の向上に資することを目的としており、業務を社会福祉協議会に委託しております。

現在、電話訪問員は、先ほど石井議員11名と言われたんですけど、今は10名であります。電話訪問員の方には、高齢者に対する接し方についての研修や茨城カウンセリングセンターのカウンセラーによる研修等を年に3回ほど行い、訪問員の資質の向上に努めております。

実際の活動は、訪問員は火曜日と木曜日にそれぞれ1名の方が、先ほど石井議員が言われたとおり午後1時30分から午後4時までおおむね10人から15人の方に電話訪問を行っております。

平成22年度の事業実績としましては、3月が大震災の影響により回数が昨年度より減少しましたが、年間で90日間の実施により1,139件の電話訪問を行っております。時間は一人の方に約10分程度であります。また、ふれあい電話への登録につきましては、民生委員・児童委員を通して申請方式となっております。平成23年3月31日現在で、180名となっております。

このような安否確認等の同様のサービスは、ほかに65歳以上の虚弱な一人暮らし高齢者に月に2回給食を配送する給食サービス事業や月に8回ほど乳製品を配達する愛の定期便事業があります。

180名の登録者の中には、重複したサービスを受けている方もおりますので、今後は利用者の御意見等、要望等を踏まえて、増設につきまして調査検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（佐藤幸明君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） 御答弁ありがとうございます。といたいところですが、調査検討というのは、やらないほうに近いんじゃないかなというお答えなので、私は不満でございます。

ただいま町長がお答えいただいたように、本当に一人10分程度の話ということでございますけれども、やはり電話機がないということはですね、やっぱりかけるほうも……。まあ、受けるほうはわかってないと思うんです。1台しかないっていうのは。ただ、かけるほうはやっぱりここまでやっぱりこなしたいなって気があるんですよね。で、年寄りって本当にくだらないことでもしゃべりたいんです。御存じだと思いますけど。

私の姉なんか80歳ですけど、1回電話かけるともう30分は話してますから。でも、そういう話をして聞いてくれる、そういう人がいるということが、本当に安心感につながると思うんですね。で、阿見町はこのサービスをしてるってことは本当にいいことだと思います。で、民生委員の方も回っていただいていますけども、対面よりか声だけっていうほうがいいっていう方もいるわけですよね。ですから、ぜひともね、電話機をもう1台つくってほしいなと私は思っています、今回質問しております。

で、もし1台増設するなら幾らかかるんだと思って私が調べましたら、今は電話機を増設するのに2万5,000円ぐらいなんです。町長のポケットマネーでもできることなんですね。それに付随する通話料っていうのも計算させていただきましたら、まあ、これはまあね、年間17万——通話料ですね。17万2,600円。これはまあ、町長のポケットマネーって言うてもいい

んでしょうけれども、申しわけないので、交際費のほうから流用してもらっても出るような金額なのでね、社会福祉課長かあるいはわからないんですけど、そういう意欲がないのかあるのか、それをひとつ課長に聞きたいと思います。お返事ください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。社会福祉課長岡田稔君。

○社会福祉課長（岡田稔君） はい、お答えします。こちらの利用のほうは、確かに石井議員のおっしゃるとおりで、私どものほうもですね、こちらの10名の体制を少し検討させていただいたりですね、中には、場合によっては携帯電話とかそういった方法もありますので、前向きにちょっと検討させていただきたいということをお願いしたいんですが。

それで、先ほども言いましたとおり、こちらの180名の会員の中で、給食サービスを利用されてる方が66名重複してます。また、うちのほうでやっておりますヤクルトですね、を配達する、こういったサービスを受けてる方、やはり92名ほどいらっしゃいまして、やはりちょっと総合的に考えながら、考えていきたいと思っておりますので、決して後ろ向きの検討ではありませんので、ちょっと検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） 力強い御返答をいただきまして、ありがとうございます。このサービスが重複してる、重複してるっておっしゃってまして、180名っておっしゃってますが、先ほど私が申し上げましたように、これから多分自宅介護っていうのはどんどん増えてくると思うんですね。国の施策からいっても。と、老老介護っていうほうに向かっていくんですよ。現に私のお隣の家でも83歳の方を68の方が介護してるんですけども、そういう方は本当に介護しながら心身ともに疲れてしまって、そういう方の心のケアっていうのは大事なので、そういうほうに電話訪問っていうのを向けていく意思はおありですか。

もう一度社会福祉課長お願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。社会福祉課長岡田稔君。

○社会福祉課長（岡田稔君） はい、お答えします。ふれあい電話の場合はですね、やはり大体内容を確認させていただきますと、大体90%が元気を確認してる。まあ、それで普通の会話をされている。

そういった、石井議員のようなですね、老老介護とか、そういった場合ですと、やはり電話先がですね、うちのほうで実施しております包括支援センターとか、場合によっては社協でやはり同じように委託しております心配事相談、そういったものに少し振り分けて、ちょっとふれあい電話訪問の場合には、あくまでも元気な方の安否確認ということで、ちょっとそこら辺のところは少し交通整理をさせていただきたいと思います。

一応そういったことで、老老介護とかそういったもの場合には、介護保険とかそういったものを通して包括支援センターのほうで、その人の悩みとかそういったものをお伺いしまして対応していくようなことで考えております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） 包括支援センターに悩みごと相談をするか、まあ、あるいはそちらのほうで聞き取ってくださるのかもしれませんが、介護してる方っていうのは、本当にもう家に閉じこもっちゃってね、で、虐待に走ったりしてるわけですよ。現にお隣の家の罵声はよく聞きます。

けれども、そういうのは家の恥だから出さないですよ。そういうときに、ちょっと……。包括支援センターがどういう体制で組んでくださるのかわからないですけども、やってくだされば、優しい心にまた立ち返れるのかなっていう気はします。

それですね、あと1つ聞きたいと思ってたんですよ。ちょっと待ってください。整理するの忘れちゃった。

済みません。先ほどおっしゃってた手上げ方式になっているんですね、この制度は。福祉票がもとにはなっているでしょうけれども、一応申込書というのがあって、手を上げてやっていけるようになってると思うんですね、この申請申込書というのがあるんですけど。これを民生委員の方が持っていらっしゃるということも聞きました。それから、そこの担当の課に置いてあるからということも聞きましたけれども、このふれあい電話申込書っていうのを、ふれあい電話をもっと広げるためにも、公民館とかそういう窓口に置くことは可能なんですか。お尋ねします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。社会福祉課長岡田稔君。

○社会福祉課長（岡田稔君） はい、お答えします。そういったことも十分可能だと思いますので、そういったことも検討させていただきたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） ありがとうございます。ぜひとも、そちらのほうも検討いただいて、先ほど御答弁いただいたように、携帯でも何でも構いませんので、もう1台ぜひとも用意していただいて、一人も見逃さないとおっしゃっていらっしゃるので、ぜひ笑顔が増えるまちづくりをしていただきたいと思います。私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（佐藤幸明君） これで、7番石井早苗君の質問を終わります。

次に、8番柴原成一君の一般質問を行います。

8番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

〔8番柴原成一君登壇〕

○8番（柴原成一君） 皆さんこんにちは。新給食センター整備事業について質問をいたします。

そもそも新給食センターについては、今の段階で議会で議論できることは何なのかがよくわかりません。センターの用地は既に取得されており、今さら自校方式の利点を主張しても始まらないところがあります。では、6月議会に設計料を計上するという段階で、今さらPFI事業に戻せという主張も意味がないのでしょうか。あるいはまた、児童のアレルギー対策などはこの段階で言っておかないと後から見直しはできないことになってしまいはしないか質問も絞り込めないのです。

そもそもの話を続けると、4月22日の全協で、新給食センター整備事業についてという説明が行われたこと自体、私にはよくわからない話であり、内容でした。3月議会において川畑議員の給食センターに対する質問に、町長が「議会に対して何も説明をしなかったことに対して、私が謝らなければならない」と答弁いたしました。このお詫びの意味だったのでしょうか。しかし、説明不足を謝る相手は議会ではなく町民だと思うのです。といいますのは、この給食センターのことは、町民というか保護者の皆さんの関心が非常に高い問題です。

一、二年前に「PFI事業って何」という質問をされて、私はとても困りました。誤解のないようにきちんと説明することができません。それで、町のホームページで平成22年1月29日付で阿見町新給食センター整備運営事業実施方針（修正版）というのが掲載されているのを見つけて、間違ったことを言いたくないから、こちらを見てくれと話したことがあります。結構詳しくいろんなことが書かれておりました。とても参考になりました。

ところが同じホームページにその後入札公告中止について——平成22年3月26日、PFI事業中止について——平成22年4月26日の2つのお知らせが掲載されています。これには詳細や添付資料が一切なく、不親切きわまりないのです。阿見町新給食センター整備運営事業については、「事業計画の見直しにより事業方式を変更すること（公設民営方式にて検討）になりましたので、PFI事業は中止となりますことをお知らせいたします」とあるだけで、まるで三くだり半です。

それで、知り合いのコンサルに4月22日の全協の資料を見てもらい解説願いました。公設民営はPFI事業に比べてどこがすぐれているのか詳しく説明してくれと。するとコンサルは、「見直しをする事業内容が事業方式の変更の理由にストレートに結びついていない」と指摘してくれたのです。つまり、米飯給食施設整備の追加を見直しの理由に挙げていますが、この見直しをする上でPFIではノーで、公設民営ならオーケーになるという理屈がわからないので

す。

それだと、PFI事業による給食センターにはどこでも米飯給食施設がないということになってしまう。言われればそのとおりです。この変更の合理的理由をきちっと町民や保護者にわかるように説明してほしいと思うのです。

その上で「この場合の公設民営とは何なのか」、そうコンサルは聞いてきました。公設民営って一般には町が建物をつくり、民間の企業なり団体なりが運営に当たるっていう意味ですけども、PFIから切り替えるといった場合には、通常DBO方式を指すんだそうです。自治体の資金調達により施設を建設し、維持管理及び運営部分について民間委託方式とするという方式です。

もともとPFI的な考え方に基づく事業の進め方があるのだそうですけれども、全協に示された説明図は、指定管理者制度による単なる外部委託のようにも見えるということです。広義の——広い意味での公設民営に切り替えるとしただけで、具体的な手法はこれから検討する、議会に諮るというのならわからなくもないのですが、一方でVFM——バリュー・フォー・マネーの略だそうですが、の効果測定まで行っているのです、具体的な手法に踏み込んでいないはずはない。ましてや設計を発注する段階ならば、もっと具体的な中身まで決まっているはずだということになります。

新給食センターについては、もう既にいろんなことが決まっています。「それらはすべて密室で決めました。議会には事後報告です」というなら、町長にはまた議会に謝らなければならないでしょうけども、そうではないんだと思います。だから、これまでの議論の経緯を明らかにし、町民にもわかりやすい形で説明した上で、これから議論することはこういうことですよということをお示しいただきたいと思います。

給食については、アレルギー対策や食育、地産地消などで一言言いたいという町民の皆さんも少なからずいるはずですよ。そういった町民、保護者の要望を聞くような機会は今後必ず用意されますよね。どうでしょうか。そのことを確認して、壇上での質問を終わります。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 新給食センター整備事業について、柴原議員の質問にお答えいたします。

新給食センター整備事業について、1点目の「PFI事業の中止から、見直し結論に至るまでの合理的な説明を求める」との質問についてお答えいたします。

給食センター整備計画の見直しでは、米飯施設を含めて建て替えるという建設の内容を見直

した点と、P F I方式から公設民営（一部民間委託）方式への事業手法を見直した点の2点で見直しを行っております。

まず、施設の内容の見直しについて説明させていただきます。

当初の給食センター事業計画には、おかずの調理施設だけで、米飯の調理施設は計画にありませんでした。どうしても30年という長いスパンの中で食育を考えていくということで、米飯のラインを入れたい、そういう思いをしております。新給食センターでは、保護者の負担増なしで「御飯」を増やすため、さらに町内の農家が育てた米を食べるといった地産地消推進のために、米飯調理施設を整備することが、ぜひとも必要であると考え、施設の内容の見直しをいたしました。

次にP F I方式から公設民営への事業手法の見直しについて説明させていただきます。

P F I方式の採用を決定した時点では行革推進の流れの中で経済性が最優先され、P F I方式のデメリットが過小評価されておりました。P F I方式での財務効果はわずかなものと試算されていますし、通常の入札では10者以上ある競争者も四、五者しか見込めないという、そういう状況であったと思います。まず、前の町長もやはり参入業者が少ないというのが一番懸念であるという引き継ぎをしております。

P F I方式では、建設から運営まで全体を一括で契約することになりますので、契約期間が17年という長期に及ぶ契約となります。長期契約は癒着やなれ合いの懸念があり、好ましいものではないと考えております。また、P F I方式でなければ、建設段階で分離発注を採用し多くの受注機会が生み出せますし、地元業者も参入しやすくなります。

さらに、運営段階でも、P F I方式でなければ3～5年程度の期間で委託契約を見直すこともできますので、将来の変化や新たな町民ニーズにも柔軟に対応することができると考えております。

議会への報告については、米飯調理施設を導入するために、用地や事業費用並びに事業期間の検討、またP F I方式の再評価に時間を要したため報告がおくれてしまいました。変更の検討に入った段階で議会に報告をしておくべきだったと反省しております。

2点目の、公設民営には広義と狭義さまざまな手法があり、何を採用したのか、具体的な説明を求めるとの質問につきましてお答えいたします。

まず、公設民営（一部民間委託）の事業の形ですが、給食の安全・安心については、町が責任を持つことを基本としています。そのため、建設・施設管理・食材の調達や献立作成等については公共主体で行い、調理及び配送業務等については民間事業者への委託をする計画です。

今後、新給食センターの整備スケジュールや整備内容につきましては、機会あるごとに町民や保護者にお知らせしていくとともに、運営段階では、今までと同様に阿見町立学校給食セン

ター運営委員会や保護者による給食試食会等での意見を参考として運営してまいりたいと考えております。

新学校給食センターの建て替えを早急に進め、平成25年の9月に新しい給食センターで調理した給食を子供たちが食べられるよう事業を進めていきたい、そう強く考えておりますので、議員各位にはどうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 8番柴原成一君。

○8番（柴原成一君） 要はPFIでなく公設民営でやると分離分割発注ができて、町の業者にもいろんな発注ができるという認識でよろしいのでしょうかね。はい。

私は、公設民営の特に「民営」にこだわります。民間への業務委託ではなく、民間の経営に任せるとのことだと思います。民間が、学校給食センターの経営を志すというのであれば、メニューの自由度が大事だと思うんです。最初から、この前の説明でオール電化とか入ってましたが、オール電化って入ってたら今度ハイカロリーのガスバーナーを使った調理はできなかったり、いろんなことが制約されると思います。

ですから、太陽……。まあ省エネ、オール電化、あとはガラス張りにして、その調理の場所を児童に見せるとかというお話もありましたけど、そういったこともですね、町民とか保護者を巻き込んで、その設計の段階からこういうようにしたい。例えば、コストが高いからもう本当に低コストの給食センターにしようとか、今この時期ですからオール電化ではなくLPプロパンガスのほうがいいねとか——まあ要はこういう震災の場合ですね、それから今そういう設計をしてしまったんでは、後でやり直すということができないと思うんですよ。

ですから町民の声を聞いて、今回の設計——4,800万の設計発注という前に、一度町民の声を聞いて、こういう設計にしたいんだ。それを議会に説明することじゃなくて、町民もしくは議会から、いろんな人から意見を聞いてそこの納得のいくものをつくっていただきたいと。

もうPFIではできないという結論であれば、そういうことかなと思うんですよね。今からそういう機会は持つつもりはないでしょうか。質問します。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、ただいまの質問にお答えします。先ほど町長が言われたとおりですね、今後保護者に対しては試食会という部分で聞いていく。それから阿見町の給食運営委員会のほうで報告、意見を聴取していく形をとりたいと思います。

それから21年度から22年度にかけてPFIのアドバイザーで要求水準書つつうのつくったんです。これはインターネット上ですべての皆さんに発信して。それが基本になりますんで、それをもとに今回基本と、それから実施設計をもとに計上しますんで、決して前のPFIのアドバイザーの分は無駄になってるわけじゃないです。その中にもいろんな手法ですね、太陽熱光

発電とか、オール電化とかそういう部分が入った部分を、今後そういう給食運営委員会とか保護者の試食会とか、そういう保護者に対して説明して、実施設計、基本設計に入っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 柴原議員に率直な話をしないといけないと思うんですよね。やはり、じゃあ御父兄の方は本当にどういうことを思っているのかと。PFIだろうが公設民営だろうが、その手法は父兄の方はそんなには重く感じてないと思うんですよ。いかにして安心で安全な、そして本当においしいものを子供たちに食べさせてくれ、そういう思いだと私は思います。

そして、そういう思いをやはり今回の給食センターにやっぱり心込めてつくっていく、これがやっぱり私たちに大事な視点じゃないかなと。これは率直な意見ですよ。どうのこうのじゃなくて、やっぱり、そこにやっぱり一番のもとがあるんじゃないですかと私は感じています。

○議長（佐藤幸明君） 8番柴原成一君。

○8番（柴原成一君） ですから、給食のメニューということではなくて、その前のPFIでつくった要求基準書ですか、それは私はちょっと見ないでしまったんですが、民間に任せるといことは、民間が知恵を絞って運営をする。業務を委託されたんじゃなくて運営を任せられると。委託と運営を任せられるのは別だと思うんですよ。

ですから、民間が運営を任せられたということは知恵を絞っているいろんなものを、いろんないいことをしたい。ああもしたい、こうもしたいというのはこちらで決めなきゃいけないですけども。そういった中で、設計の段階で、発注の段階で、その設計図書にその要求が繰り返り入れることができないのかということ。そういう意味合いを持たないのかということなんです。

○議長（佐藤幸明君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、今の質問にお答えします。公設民営っていても、職員とか栄養士とかこの運営部分は今までどおり変わらないです。それは。あくまでも調理を委託…。今度職員が今少なくなってきました。調理を委託したり、運搬を委託する部分だけで、あくまでも職員はあそこに張りつきますから。ほんで献立をつくるのは阿見町の職員が今までどおり献立をつくるちゅう形になります。はい。

それからですね、先ほどの質問の中でアレルギーっていうところがありましたけども、こないだ全協のときに図面をやりましたけど、あの中には決してアレルギー対策室ちゅうのはないんですけど、試作室ってのがありますけど、将来的にはこのアレルギー、これ幾つもあるわけですよ。今、小麦と牛乳と乳製品ありますけど、それについては将来研究調査していくための部屋は確保してありますんで、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 8番柴原成一君。

○8番（柴原成一君） 今回の次長の説明ですと、私がちょっと勘違いしてたってことになります。結局、公設民営っていうことは、私は民間に調理すべてを委託すると、運営を委託するというふうに考えていましたけど、今次長のお話ですと調理部門だけを委託するということですよ。

○教育次長（竿留一美君） そうです。

○8番（柴原成一君） その説明は皆さんにしたんですかね。私が聞いてなかっただけでしょうか。そういったことも踏まえ、何か説明不足というような気がするんですよ。ですから、町民の意見を取り入れるかっていうのは、そういうとこなんです。だから、オール電化が必要なのか、ソーラーシステムが必要なのかとか、そういったことももう1回ちょっと考えてから発注業務のほうを、まあ発注はしてもいいでしょうけども、その発注の内容をもう一度、何かこうみんなで話し合える場を設けて、それで決定するように。ちょっと時間ずれますけど、まあ本当に早急に建てなきゃいけないとは思いますが、その辺のところを町民の意見を取り入れていただければと思うんですが、いかがですか。

○議長（佐藤幸明君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） これは、こちらから言うのも何ですけど、職員としてはですね、PFIに頼んじゃったほうが——これ怒られますけど、楽なんですよ。ところが公設になりますと、今後基本設計、実施設計あたり何回も何回もこの電気の部分、ここの部分って調整が入ってきますから、基本設計ぽこっとやはりお願いねって丸投げじゃなくなるんです。職員と其中である程度の機会を得ながら皆さんにちょっとお諮りしたいと思います。1回じゃあ決まらぬですね。こういう部分でこうやりとりしますから。今までつくった、PFIでつくった要求水準書の中で、これは太陽光で、LEDを入れろとかそういう部分が細かい打ち合わせをするので、その段階で途中報告はしたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 8番柴原成一君。

○8番（柴原成一君） 途中報告というんじゃなくてですね、スタートの時点で皆さんの意見を聞いていただきたい。オール電化じゃないほうがいいんじゃないとか、その他いろいろあると思うんですよ。一言言いたいとか、そういういろいろ知識のある方もいると思いますんで、その辺に勝手にオール電化だというのではね。だから、なぜオール電化がいいのか。これとこれで比較したら、オール電化が最高なんだということをおね、はい。

○議長（佐藤幸明君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。その御意見を踏まえましてね、オール電化にまだ決まって

ませんので、そう始まって、ただそういういろんな省エネルギー、新エネルギーつちゅうことで、オール電化にも要するにデメリットあるわけですよ。こういう震災のときに電気なくなったらだめなわけなんで、そういうことを踏まえて重油にするのか、電気をするのか、太陽光発電については事務所なのかつち部分を今から検討していきますんで、こないだ——昨日ですか、川畑議員さんと比較はどうなんだつちつても、比較は答えられなかった部分はそこにあるんです。まだ決まってないんです。オール電化の基本設計になるのか、それとも結城市役所ですか、あそこはオール電化でも夜間電気を使うようなシステムだし、そこら辺については検討しますんで、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 8番柴原成一君。

○8番（柴原成一君） 済みません。そういうこと決まってないで、設計業務というのは発注できるものなんですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校教育課長黒井寛君。

○学校教育課長（黒井 寛君） はい。設計のことに入りましたので、説明させていただきまします。今回は、基本構想はPFIの段階でまとまっております。皆さんからの意見を聞きまして、見学ができる施設だとかその他地産地消を進め食育してくださいという基本的な概念は固まっております。

それを実現するためには、今度、設計段階で基本設計、実施設計というのを行います。基本設計というのはソーラーパネルを何キロワットぐらい使えるかとか——予算との絡みがありますので。それから熱源を、あそこは天然ガスの供給できる、要するに都市ガスが供給可能なところですので、都市ガスにしたほうがメリットがいいのか、それともオール電化のいいのか、そういうのは基本設計の段階でシミュレーションをして決定するようなことになります。

で、今決まっているのは基本的なことですね。5,000食のラインでつくるだとか、1日の献立を2献立にするだとか、そういうふうな基本構想は決まっておりますので、今次長が申しましたけども、このアドバイザー契約の中でそういうような基本構想決まっております。これをもとに設計をすることになります。

○議長（佐藤幸明君） 8番柴原成一君。

○8番（柴原成一君） わかりました。何かみんなが——私たちが、保護者が、町民が知らないところでどんどん進んでいってしまうということがないようによく説明して、なおかつPFIから公設民営に切り替えた。なぜPFIにしようかと思ったのは、町の財源がないから民間の資金を利用したいで、多分スタートしたと思うんです。それが、公設民営で自前の金を出す、だったらコストを削減するものをつくらなきゃいけない。それは、コストを削減するのは余分なものは要らないってということかと思えます。

ですから、そういったことも踏まえ、例えば2階に見学施設をつくるとか——小学生、中学生に見せる、調理施設を見せるとかね、そういったことも、例えば外から見せるスペースがあればいいんじゃないかとか、なるべくコストを下げる設計にして、最初13億って聞いたけど、今度16億に上がったような話も聞きますけども、コストを下げるためにPFIを選択して、それから公設民営になったとすれば、建てる建物は極力コストの安いもの、それをそういった工夫をしながら何とか攻めていっていただきたい。

ただ、まあここまできてはね、PFIに戻せってことは絶対できないと思います。そういう意味ではね、何か腑に落ちないという点はあるんです。で、町長、私たちは納得して前に進みたいんです。これを何でも反対するっていうことじゃないんです。一つ一つ納得しながら前に進みたい。なぜこうなんだ。それがはっきりしないことには、私たちのチェック機能という仕事が果たせない。そういうことだと思いますんで、今後ともよろしくお願いします。

○議長（佐藤幸明君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） はい。今のいろんな柴原議員の提言等を踏まえながらですね、やっぱりよりよいものを、やはりみなさんと一緒につくっていききたい。これはもう皆同じだと思うんですよね。やっぱりあくまでも主役は子供ですから、いかに子供の食育にね、私たちがこの年代でいいやっぱり給食センターをつくっていくっていうのは、やっぱり私たちの使命じゃないかなと、そう思ってますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 8番柴原成一君。

○8番（柴原成一君） はい、ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（佐藤幸明君） これで、8番柴原成一君の質問を終わります。

それではここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後2時40分からといたします。

午後 2時28分休憩

---

午後 2時40分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま8番柴原成一君が退席し、したがいまして、ただいまの出席議員は16名です。

次に、9番浅野栄子君の一般質問を行います。

9番浅野栄子君の質問を許します。登壇願います。

〔9番浅野栄子君登壇〕

○9番（浅野栄子君） 私が本日の最後となりましたので、しばらく御辛抱をいただきたいと思っております。

それでは通告に従いまして、国際友好都市交流について質問させていただきます。

今や外国は遠くても近い存在であり、身近で往来も簡単、どの国へ行っても日本人がいるように、日本にも外国の方が普通に暮らしています。まさに現代は国際色豊かな国際化時代であります。時代に対応して多くの自治体が諸外国との交流事業を取り入れました。国際化時代における交流は、自治体・教育機関等の姉妹提携、経済の交流、民間交流、ホームステイの受け入れなどなど広範囲であり多様化しています。

阿見町でも国際化時代に対応して平成10年からアメリカ合衆国ウィスコンシン州スーパーリア市と姉妹都市交流を、平成17年から中国柳州市とも交流を開始いたしました。年2回の派遣団交流があり、第1弾は中学生を親善大使として12名派遣、第2弾として町民親善訪問団として昨年は9名、通年より少ない人数でしたけれども派遣されております。

帰国後の報告は、どちらも冊子の形でまとめられ、交流国での体感したこと、思い出、感想がつつらわれています。中学生の記録には、カナダ滞在中改めて地球の偉大さと日本と異なる自然の美しさを実感したこと、機会があればまた訪れ多くの人々とふれあい、知ることのできなかった国の自然や文化を体験してみたいとか、いろいろな方々と交流を深めることができ数々の貴重な体験をした、お世話になったホストファミリーの方々にいつか恩返しができたらと思うとか、一生忘れることのできないとても大切な宝物となった、この経験を将来自分の人生に活かしていきたい、経験してわかったことや知ったことをできるだけたくさんの人に伝え、そしてこの事業にたくさんの人に参加してもらって、海外の文化・自然についてもっと関心を持ってもらいたいなどなど、どの生徒の体験談もその子の人生に大きく影響を及ぼしたことは言うまでもありません。

これから国際人として多文化が共生する社会の中で活躍するであろう若い青少年には、国際理解教育の充実の一環としても、ぜひ多くの方に体験していただきたいと思うのであります。

また、町民親善訪問団としての交流は、13年間の交流の親密感は構築されてきているので、友好的であるのは当然でありましょう。異文化に触れ、驚き感激した、感動したというこれまでの人生に輝きを増した喜びがあふれていました。しかしながら、どちらにしても個々の感想で終わっては交流志向は進展、高まり、広がりが望めません。町の企業の多様化とともに、友好国との経済交流、企業間交流、技術提携などが生じてこそと思うのであります。

一見は百聞にしかずと言われます。実際に自分が目的を持ってホームステイ・体感するのが一番効率があると思います。農業の若者が農業の技術で取り入れるところがあるか、企業経営者が企業の提携ができるか、技術の習得があるのか、それぞれの分野の参加があり、この阿見町でも活かせるものがあるのか。スーパーリアの種をまいたらこんなふうには育つとインターネットで交流し合ったり、阿見町の特産品予科練クッキーがスーパーリアの店先に並んだり。

交流とは、違った系統のものが互いに入りまじること、また入りまじらせることと辞書にあります。いろいろな場面での互いに入りまじり合いが継続することによってどんどん深まり、より強いすがすがしさが両自治体の間で生まれるのではないのでしょうか。この点が国際交流の意味でもあります。とすれば、若者の訪問参加も課題となるのではありませんか。

時折、知人・友人に阿見町の国際交流国はどこですかと聞いてみるのですが、わからない、知らないという方が結構おられます。13年間の月日を過信している節はありませんか。啓蒙活動は、まだまだ浸透しているとはいえません。阿見町には国際交流協会が設置され、町の国際交流を支えています。親善訪問団の派遣事業を初めとして、友好都市使節団歓迎行事、阿見在住の外国人のための日本語教室、ホームステイの受け入れ、外国料理教室、広報誌の発行などなど、多くの年間行事を目まぐるしくこなしています。

しかし、協会の会員はなかなか増えることが難しく、中学生・高校生・大学生の若い方が少ないようです。補助金も十分とはいえませんし、国際交流協会の基金を取り崩しながら、事業を行っているようです。今後の方向性によっては、この点も課題の1つになるかと思えます。

2つの友好国との交流は、この小さな町に必要なのでしょうか。そもそも世界193カ国ある中からスーペリアと中国をどのようにして選んだのでしょうか。そして、この2つの国への交流は、これからどのように展開していくのでしょうか。将来にわたって阿見町の社会、教育、産業、経済を考え、交流事業の充実を図るためにも、町民の国際交流に対する意識の高揚、国際理解を深める必要性は大であると思われます。

そこで、阿見町の国際交流の経過と現状、今後の方向性を含めて、町が求める国際交流の意義と役割についてお伺いしたいと思えます。お考えをお聞かせください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 浅野議員の国際友好都市交流についてお答えいたします。

まず、浅野議員初め議員各位には、これまでの国際交流事業の推進には、多大なる御支援・御協力を賜り、この場をおかりいたしまして厚く御礼申し上げます。

さて国際交流事業については、阿見町国際交流協会を中心として、国際社会に生きる人づくり及び町内に住む外国人が安心して暮らせるまちづくりを目指した町民主体の草の根交流を展開してまいりました。

その中で、国際友好都市との交流についてであります。アメリカスーペリア市と姉妹都市の締結を行い、中国柳州市とは友好都市交流を進め、これまでそれぞれの間で、親善訪問団及び学生使節団の派遣及び受け入れを中心に行ってまいりました。

これまでの実績を申し上げますと、派遣が親善訪問団13回で延べ209名、学生使節団12回で延べ194名、受け入れが親善訪問団14回で延べ122名、学生使節団9回で延べ122名であります。総合計では48回、延べ人数で647名が相互交流を展開し、これらの実績から、阿見町と両市間の確固たる信頼関係が醸成されております。

また、交流の多面化が進み、アメリカスーペリア市については、ウィスコンシン州立大学と茨城大学農学部姉妹校締結、茨城県立医療大学では、学生の語学の短期留学の検討のほか、ライオンズクラブ・ロータリークラブの交流、当町ふれあいの森地内にスーペリアの森を建設、スーペリア市においては、友好日本庭園が一部開園しました。

また、中国柳州市については、特に文化活動の面で、文化使節団を4回延べ18名派遣し、華道・茶道・日本料理等の紹介をするほか、農業交流の面では、4回延べ8名の農業研修生の受け入れを行い、阿見町の農家や茨城大学農学部で日本の農業技術を学ぶなど、さまざまな交流活動を深めてまいりました。

さらには、アメリカで同時多発テロ、中国四川省で地震の被害があった際には、両市を通じて町から義援金を送るなど、災害時にもいち早く対応することができました。

これらの交流活動については、協会広報誌「NOW」に掲載し会員に配布するほか、町ホームページ、広報あみへの掲載、親善訪問団の報告書を図書館や公民館等の図書コーナーにて閲覧できるように設置するなど、広く町民にお知らせしているところであります。

このように、世界で1,2位を争う大国であるアメリカ及び中国の都市との交流ができますことは、今後の阿見町、さらには日本にとりましても、国際友好関係を深めるとともに、多くの町民が国際感覚を身につけ、多文化を理解する上においても大きなメリットがあるものと考えております。

中学生の派遣につきましては、「百聞は一見にしかず」と申しますが、ホームステイをすることで、子供たちが、じかに目で見て、肌で感じとり国際感覚を身につけることができるよう、町内3中学校から4名ずつ、計12名を両市に交互に派遣しております。

帰国後の報告書を拝見しますと、初めは戸惑いがあるものの、徐々に打ち解け、相手の温かい思いが伝わった、異文化を体験できた、また訪問したい、一生の思い出になったなど、さまざまな意見が寄せられ、実際に訪問した感動を読み取ることができ、明日の阿見町・日本を担う子供たちの健全育成に多いに貢献しているものと考えております。

今後も、国際友好都市との交流事業につきましては、異文化理解を深め、多文化共生社会の実現等のため、地域の国際化に役立てる人材を育成し、地域を強め、より豊かに変えていくことを目指して、阿見町国際交流協会と連携を図り、国内外の社会情勢を見きわめながら、両市町間での相互派遣事業を軸に継続してまいりたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） はい。民間施設団の中には若者が余りいらっしやらなかったの、ちょっと危惧しましたけれども、今町長さんのお話の中では学生の交流があり、また農業者の交流があるというので、やはりそちらのほうで国際交流がなされているのでということで安心いたしました。

ところで、今姉妹都市交流それから友好都市交流と名前が違うから、何か違うんだと思うんですけれども、どのように違うのか。そして、この2つの国とこれからもずっと交流は続けていくのか、そのところをお尋ねします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。姉妹都市と友好都市のその呼び方の違いということなんですけれども、アメリカスーペリア市とは姉妹都市の締結ということで、文書の交換、締結をいたしまして、それで姉妹都市というふうに表現をしております。

中国柳州市とは、そういった文書での合意等まだ進んでおりませんので、交流は、友好交流は進んでいるということで、友好都市ということの呼び方をしております。

今後なんですけれども、相互とも非常にお互い相互交流をしまして、大変友好的な関係を築いておまして、それに年齢層、それから——先ほど学生というお話も出ましたけれども、年齢層も広がっていますし、それからいろんな分野でも——農業その他の分野でも交流が拡大してるといってございますので、今後もこの2つの都市とは交流を深めていきたいというふうなことが今の町の立場でございます。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） それでは、国際交流は継続していくということでございますね。

この役場の中で、国際交流をしているスーペリアまたは中国の掲示物・展示物または国際交流コーナーというのはあるのでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 庁舎の中には国際交流協会の事務局の部屋がございますので、その部屋——まあ、カウンターとかありまして、そこにいろいろパンフレットを置いてあったり、その周辺にポスターを掲示したりということで、限定はされてますけどやっております。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 先ほど私のお話の中にもありましたように、友人・知人に聞いてもどこ交流しているかということがわからないですね。やはり阿見町が国際交流をしているよというのがわかるように、阿見町の玄関なりどこなりですね、このスーペリアか中国か、その展示をしてですね、「あ、阿見町はここと国際交流をしているんだ」とちゃんとわかるような展

示をしてほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

わざわざ2階までですね、国際交流協会まで行く方は余りいないのではないかと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 済みません。認識がちょっと私が入り込んで申しわけございません。町の玄関にも国際交流についてはポスター等掲示してございます。それと、町の広報にですね、活動内容について2ページにわたり掲載をすると――毎年しております、今年も今度出る7月号に昨年の事業について2ページにわたって掲載するというのをやっております。

それから海外都市との交流の報告書につきましても、図書館とか公民館等に置いて閲覧してもらってます。また、さわやかフェアにも国際交流協会のコーナー展示してPRに努めていると。また、まい・あみ・まつりのときにも親善訪問団が来られたときには特別参加としております、そういった意味で各方面にPR等を進めているところでございます。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） はい。やはりですね、ポスターではなく、スーパー市の特産物は何なんでしょうか。または中国のそれはね、そういうものが、やはり実物と原産物などがあって、やはり国際色を豊かにするためには掲示物じゃなく、そういう実物があったほうがよろしいのではないかと思います、この点はいかがでしょう。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。今、浅野議員から御指摘ありましたように、まだまだ町民の方、幅広く国際交流それから姉妹都市、友好都市等については御理解をいただいてない部分がございますので、これからもPR等に努めて、市がこういった国際交流を進めてるんだということで、理解を深めていっていただくように頑張っていきたいと思っております。

○9番（浅野栄子君） ありがとうございます。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） では、国際町阿見町のガイドブックですね、ガイドブックは何カ国語で、何カ国語のガイドブックを作成していらっしゃるのでしょうか。つくば市は6カ国語、それから土浦市も。ほかの国際交流をしているところでは、その交流をしている国の言葉でガイドブックがつくられております。ここは、これはつくばのですね、つくばサイエンスツアーガイドブック――ちょっと発音悪いんですけど、こんなふうですね、英語できちんと書いてあるつくばの案内書ですね。

やはり阿見町もそういうものが欲しいと思いますが、この点はいかがでしょう。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 今、浅野議員が言われましたつくばのガイドブックは、町の国際

交流協会のカウンターにも中国語と英語と日本語かな……。

○9番（浅野栄子君） 阿見町のなんでしょうか。

○総務部長（坪田匡弘君） 3つ置いてあるのは私も見たことがございます。で、阿見町の場合は英語ですね、1カ国のみの便利帳というのをつくっております。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） やはり今申し上げましたように、阿見町が国際交流をしていると、そういう国際色をもう少しこうね、前面に出していただける、そういうコーナーをやはりつくっていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。今つくば市の紹介、それからその他の市の紹介もしていただきまして、いろいろ大分進んだ近隣の市町村もございますので、そういったものを参考にさせていただきながら、国際交流協会の事務局それから協会とも相談しながらPRのほうどんな……。掲示の場所等も検討して拡大していきたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） それでは、中学生の使節団があるということで、文科省では今年やはり国際社会で活躍できる人材を育成するというでスーパーサイエンスハイスクールということで、茨城県でも2校が指定されて、その国際色豊かで、そして国際に通用する子供の育成ということで力を入れてると。

ですから、やはり各市町村も国際交流によってどんどんそういう視野を広めていただきたいとそういうふうに思っておりますが、阿見町の中学校の派遣団ですね、それはどのようにして選ぶのか、そしてまた費用はどのような……。お幾らぐらい——町の補助がどのぐらい、それから自費はどのぐらいということになっているのでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えいたします。現在の中学生2年生を派遣しております、1中学校4人で、今3中学校ありますから4×3、12人。あくまでも希望をとって参加していただいております。

それで経費でございますが、中学校海外派遣事業補助金交付要綱つつうのがありまして、ちなみに昨年スーパーホームステイについて8泊10日、経費については35万2,000円かかっておるんですが、その2分の1を負担して17万6,000円を個人負担、残りの17万6,000円は町の負担ということになっております。

参考でございますが中国、これも行きましたけど、これは2年ぐらい前だと思いますけど6泊7日、これが19万4,500円かかりまして、その2分の1。負担金は9万7,250円を自己負担

もらいまして——あ、これ平成20年度ですね。で、残り半分9万7,250円は町が補助をしているちゅうような状況がございます。

〔「それだけだっけ」と呼ぶ者あり〕

○教育次長（竿留一美君） 以上です。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） そうしますと、生徒が希望することのなかから、その4名を選ぶということですね。でも、その自費の17万6,000円というのは大変高額なものではないかと思われまます。ですから、本当に行きたいという、そういう子が経済的な負担のために行けないと、そのような場合も生じるのではないかと思われまます。経済的な負担があつて行けないと、そうすると教育の公平性が失われるのではないかと、そのように思われまますが、その点はいかがでしょう。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めまます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） おっしゃるとおりでございますが、あくまでも希望ということで、中学生すべての方みんな派遣するちゅうわけにもいかないんで、これ高額です。それで無料にするちゅうわけには、不公平また生じちゃうんで、あくまでも2分の1は今後変わらない考えでおりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） ディズニーランドとかね、ディズニーランドとかそういう遊行に行くわけではありませんよね。そしてそのために先行投資ということもありますよね。それが、そのお母さんがね、うちはそんな18万7,000円もないよつて、そんなふうに言つたら、本当にね、その子の夢を摘んでしまつと、そういう結果になりますよね。

私、そのほかで調べてみましたら、低所得家庭で育てられる18歳未満の子供の割合ということで、子供の貧困率は14.2%だというんですね。これが7人に一人は貧困者と。一人の親、ね、一人親の世帯では54.3%が貧困であると。食料を買えなかつた経験がある、4割近く。衣料を買えなかつた経験があり半数と。とすればですね、この阿見町にもそういう影響は、こういう状態もなきにしもあらずです。

行きたいという子が行けないと。そういう子供の希望をとつてしまつてよろしいんでしょうか。やはりもう少し、半額ではなく3分の2の補助とか、そのような折半はできないのでしょうか。町長さん、いかがでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めまます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） まあ、反論するようで申しわけないんですけど、やはり今ね、学校教育にしても何にしても管理なんですよ。もう運動会だつてもう1等、2等じゃない。みんな

なもうほとんど団体競技ちゅうようなね。やはり人としてつらいときはつらい思いをしてね、やっぱり成長しないといけないと思うんですよ。

やっぱりそういう面において、すべてね、やはり補助を出して行くっていう、それはやっぱり受益者という自分がやっぱりそれを、受益を受けるわけですから、そういう面では半額はやっぱり出していただくっていう、これは大事なことだと思います。そういうこと言ったら、じゃあ、行けない人ってのはうんといるんだから、その人たちにもどうなんだっていう、そういうみんな、そういう広がりになってしまいますから、やはりそこはひとつね、やっぱり基点を設けなければできないことだと思います。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） みんながみんながというわけではないんですよ。その4名を選ぶためには、やはり自分が語学的、それから外国的な興味、そういうのをすべて加味してどンドン選考されながら残っていくわけですから、だれもがだれもではないのでね。もし、では経済的に少しゆとりができましたら3分の2ぐらいの補助で検討していただくような方向でお願いしたいと思います。

また、中学生のみで、ばかりでなくですね、やはり教師も海外に行って、実際の英語教師がですね、本場の英語を体感してきて、すれば、やはり学校教育にもよりすばらしい教育ができていくのではないかと思いますので、先生方の派遣も1校一人ぐらいずつお願いしたらと思いますけれども、先生方のほうはいかがなんでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えいたします。現在もですね、1中学校一人行っておりまして、3人は行っております。で、3人の中に必ず管理職は1名行くちゅうような規則になっているみたいです。

以上です。

○9番（浅野栄子君） ありがとうございます。それでは、やはり国際交流のそれを啓蒙するというところで、ホームページにでもですね、国際交流のホームページの中に、行った方たちのいろいろな写真ですね、そういう写真などもたくさん掲載していただいて、より国際に対して興味関心を抱くような、そういうホームページも載せていただきたいと思います。

ほかのページを見ますと、やはり国際交流という場が大変大きなホームページがありまして、向こうでいろいろなことをやっている子供たちの様子、または民間の方たちの様子などが出ていると、「あ、こういうところだ。こんなことをしているんだな」と関心が高まると思いますので、ホームページのほうを立ち上げていただきたいと思いますが、今のところはどのようなホームページになっているのでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。まず町のホームページの中に、観光という分野に国際交流というところがありまして、そこで姉妹都市、友好都市の紹介をしております。そのほかに町の国際交流協会が独自にサイトを持ってまして、そちらのほうにリンクを張っていると。で、協会のほうのホームページも協会のほうで運営してまして、今充実を図ってるというところがございます。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） はい、ありがとうございました。阿見町がますます国際化に向けて豊かな町になりますように。そして将来ですね、そのスーパー市のところ阿見町の予科練クッキーが売られるような、そういう親密度に発展していただきたい、そのように思います。国際交流をよろしく願いいたします。

それでは、2問目の質問に入らせていただきます。

続きまして、第2問目の子ども政策についてを質問させていただきます。

子供は将来を担う社会の宝物です。少子高齢化が進み、家族の形態も核家族に移行し、それに伴って共働き世帯が増加しています。だからこそしっかりと子育ての環境を整えなければなりません。

昔、子供は自然の中で思い切り遊びました。泥んこ遊びをしたり、川でザリガニやフナをとったり、山で駆けっこしたり、空き地で草野球をしたり、ドッジボールや縄跳びをしたり、みんなと一緒に体を思い切り動かしました。みんなの顔はいつも笑顔だった気がします。

時には麦畑の中で遊んでいて、その畑のおじさんにこっぴどく——という表現が適切だと思いますが、とても大声でという意味にとらえまして、こっぴどくしかられ、びんたも食らってしまいました。自分たちが悪かったと思ったので、だれも家に帰って言う人はいませんでしたが、地域の人たちも悪いことをしたときは悪いとばかり、よいことをしたときはみんな褒めてくれ、今思えば子供も地域の人たちみんなに育てられたという思いがあります。自然の豊かさを肌で感じ地域に見守られた、本当に子供にとっては最高の環境であったと思います。

今はどうでしょうか。子供たちが突っ走れる空き地がありますか。道端や庭で子供が遊んでいますか。グループで楽しく鬼ごっこしていますか。すべてがノーです。どこにいますか。快適な冷暖房の部屋でテレビを見ている。ゲームに夢中です。携帯電話のモバイルインターネット、有害情報にひっかかっている子もいます。一番多感で体が成長する時期にこれでよいのでしょうか。

あり余るエネルギーの発散は弱者へ向かっていきます。いじめ、暴力行為、犯罪行為、ホームレスを襲ったりもしています。これらはニュースで時々報道されています。幼児そして高齢

者に対して、いろいろな施設、設備、センターもあり、それぞれ見守られておりますが、ちょっと大きくなった小学生、中学生、高校生、この中間層が一番精神的に多感で不安定、著しく体も変化しエネルギーが、こういう時期の子供たちへの注目が薄いのです。大きくなって大丈夫と見過ごしている感があるからです。

今回、町長さんは「子育て環境日本一」を目指すとおっしゃいました。行政の無駄遣いをなくし、子育て環境を重点に学童保育の充実など子供優先の政策や事業を強力に推進していきますと約束の中にうたっています。子供たちの笑顔、元気な声が響く町、子育て日本一としてお考えになっている構想を、重点的に取り組みたい施策についてお聞かせください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 2つ目の質問、子ども政策についてお答えいたします。

本町では、児童福祉・母子保健・小児医療・教育から育児支援における環境整備まで、広域にわたり次世代育成するための施策を推進することを目的に、阿見町次世代育成支援対策行動計画を策定し、具体的な施策、事業に取り組んでいるところであります。

行動計画は、「いきいき子育て・楽しい子育て・地域で支える・やさしいまち阿見」を基本理念に、5つの基本目標、1つ目は「地域ぐるみの子育て支援の取り組み」、2つ目は「すべての子育て家庭を支える取り組み」、3つ目は「人権、いのち、健康を守る取り組み」、4つ目は「子どもの豊かな育ちを支える取り組み」、5つ目は「安心・安全でうらおいのある生活環境づくり」を施策の柱としております。

まず、1点目の「子どもがのびのびとあそべる広場の提供」についてお答えいたします。

議員御指摘の公園施設でない広場等につきましては、町固有の施設としては現在ございませんが、総合運動公園を含む都市公園施設16カ所内に、自由に活動できる広場等を有しておりますので、これらを十分活用していただければと考えております。

このほか、各行政区内にも、神社や行政区及び個人所有地を利用し、行政区が管理している公園広場などもあり、町で把握しているもので鈴木・一区・掛馬・青宿・若栗宿・上小池などに5カ所あります。また、多様なスポーツ・レクリエーションニーズにこたえるために、町の未利用地等を活用して、多目的なスポーツ施設の整備を検討しているところでございます。

次に、2点目の「サイクリングロード・ランニングロード・ウォーキングロードの提供」ですが、サイクリングロードにつきましては、商工観光課において、霞ヶ浦湖岸の利活用を図る観点から、堤防の舗装路を活用して、サイクリングロードの整備を検討しております。

ランニング・ウォーキングロードにつきましては、茨城県において設定された、県内143のコースを「茨城ヘルスロード」として、広く町民に周知するとともに、健康づくり課では「歩こうマップ」を作成し、生涯学習課では「楽しく歩いて健康づくり」の小冊子を作成するなど

して、PRに努め、町民の皆様大変好評を得ております。また、生涯スポーツや健康づくりを推進する上で、ウォーキングは効果的な事業と位置づけております。今年度より事業を拡大し、推進してまいります。

次に、3点目の「土・日子ども講座の開設」ですが、現在、生涯学習課・中央公民館・4つの地区館において、子どもの居場所づくり事業、ふれあい地区館事業、公民館少年少女教室事業を行っております。平成22年度実績では、合計37回、1,186人の参加を得ております。今後も子供たちに、休日・祝祭日の活動場を提供してまいりたいと考えております。

次に、4点目の「子どもセンターの開設」についてお答えいたします。

未就学児童から高校生までに対して、健全な遊びや活動の場の提供をし、育成支援の役割を担っているのが児童福祉施設の1つである児童館であります。児童館は、幾つかの種別に分けられ、その機能にも違いがあります。

本町では、学校区児童館と二区児童館を設置しており、小型児童館に種別され、主に未就学児童とその家族や小学生を対象として、自由に利用できるとともに、工夫を凝らした行事や講座などを企画実施しております。

議員御提案の「子どもセンター」と呼ばれる施設は、児童センターと種別される児童館施設の呼び名の1つだと思います。

小型児童館の機能に加えて、運動を主とする遊びを通じて体力増進を図る機能を備え、未就学児童から高校生までを対象にした大型の児童館施設に命名されている場合が多いようです。

学校区児童館においては、昭和49年に設置した施設で、老朽化が進んでおります。この老朽化対策にあわせて、本町における今後の児童館のあり方や役割についても整理していきたいと考えております。

次に、5点目の「小中学生が身体を使って遊べる遊具を提供」ですが、町内に設置されている16カ所の都市公園内に、ブランコ、滑り台、スプリング遊具、複合遊具を設置しております。また、住宅地の開発時に設置する、開発公園87カ所においても、簡易な遊具が設置されており、公園施設として、子供たちに自由に開放しております。

次に、6点目の「子供大会・体験会など、子供向けの町行事提供」ですが、3点目でお答えした講座事業のほかに、子どもの居場所づくり事業、ふれあい地区館事業、子ども育成連合会・スポーツ少年団事業など、各種大会等において、約6,000名の参加者を得て開催しております。

引き続き、町としましても、青少年の健全育成を目指し、子供の笑顔あふれる居場所・空間や、機会の提供を積極的に推進してまいり所存であります。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 御回答ありがとうございます。今町長さんが御回答いただいた中のは町の施策だと思うんですね。町長さんみずから考える4つの約束の中の町長さんの日本一にするという、その構想をお聞かせいただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） はい。未利用地の施設というようなことで、1カ所考えたところがあるんですけどね、それはやっぱりちょっとお金がかかり過ぎるんですよ。まあ、1億の上かかってしまうということで、非常にこれは断念した点があります。しかし、やはり未利用地をどうやって使っていくかということもよく考えていかなければならない。

今年度ほら、浅野議員も御存じのとおり150万をつけてですね、子供たちのスポーツ教室等、やはり一流のアスリートを呼んでいただいて子供たちに、先ほども百聞は一見にしかずじゃなくて、一见は百聞にというような話もありましたけど、そういう形でやはり子供たちに夢を与えていくような事業、こういうこともやっぱり考えていってるんでね、そういう面ではすぐ実になるものとならないものがあるんですけど、やはりどうしたら子供たちを外にね、呼び出して遊んでいただけるかという。

まあ、スポーツ少年団等は非常に活発に活動しておりますし、ここは野球のスポーツ少年団等も、こないだも試合等見させていただきましたけど、本当に指導者の皆さんが何十年とやはり培った力で、もう30回もはばたけ野球大会等を町のね、グラウンドで開催していただける。また、ライオンズクラブにおいても今後は阿見町のグラウンドでそういうスポーツをやりたいと、野球をやりたいと。全然移動しなくて済むからということで、やはりそういうことも快く町は受け入れてやはりやっていくっていう。

やっぱり子供の健全育成に対してやはり積極的に取り組んでいくっていうことも、やはりやらさしていただいております。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 子供がおおらかに育つ拠点ということだったんですが、まず1番目の伸び伸びと遊べる広場ということで、ただいまの御回答にありましたように総合運動公園の利用、活用というお話でしたけれども、総合運動公園、こちらのトラック、それから向こうの野球場の間にありますね。あれは自由に行って遊んでもよろしいんですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えいたします。おっしゃるとおり自由に遊んでもらって、伸び伸びキャッチボールとかいろいろやってもらいたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君）　きっとね、町のお父さんたちにそれ……。お父さんというか、子供たちわからない人が多いと思うんですね。あそこで遊んではいけない、みんな団体の人たちが貸し切ってやっているという、そういう考えなので、遊ぶところがない。開かれた学校といいながらも土・日はきちんともう門が閉まっている。そうするとキャッチボールはできませんね。

その運動公園は開放していただいているんですね。そうすると、何か広報や何かのときにですね、やはりそのお知らせをお願いしたいと思います。あ、あそこで遊べるんだといえそうですね、そこに遊びに行くと思いますので、その点いかがでしょうか。広くお父さん方に知らしめてほしいということです。

○議長（佐藤幸明君）　生涯学習課長建石智久君。

○生涯学習課長（建石智久君）　はい、お答えさせていただきます。先ほど次長のほうから自由に活動していただいても結構ですというお話をさせていただきました。あその中間の施設もですね、少年サッカーなどで、大会等でお使いになる場合には事前に御予約をいただいて、その方たちに一時的に開放するというそのようなやり方をしております。それ以外の部分につきましては、御自由に公園施設として活用いただいております。

公園施設ということになっておりますので、自由にそのエリアのところは基本的に公園として位置づけております。ただ運動公園の中には野球場、サッカー場、それからテニスコートというふうにそれぞれの競技目的の部分もありますので、その部分については事前に御予約をいただいて御使用いただくと、そのような形で運営をさせていただいております。

○議長（佐藤幸明君）　9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君）　先ほど子供講座の中で、スポーツ選手を呼んでですね、子供たちと一緒に触れ合い時間をというお話がありましたけれども、やはりテレビでも被災地の子供たちとサッカーのですね、有名なサッカー選手が来て、一緒にこうしている子供たちがとっても喜んでいて、そういう場面がありました。やはり子供たちにとってはテレビの中で見ているヒーローが、自分たちの前にですね、あらわれるというのはとってもとってもすごいことなんですよね。

ですから、3流・4流のわからない選手ではなく、やっぱり一流のですね、みんなが知っている長友まではいかないでしょうけれども、そういうアスリートをですね、ぜひ呼んでいただきたいと思います。

それからですね、小中学生が体を使って遊べる遊具の提供ということで、町長さんはブランコや滑り台とおっしゃいましたけれども、中学生がブランコや滑り台で遊びませんよね。やっぱりその年齢に合った遊び、遊具があるはずなんですよ。ね、で、大室ストックヤードや空き地、または耕作放棄地にですね、巨大なアスレチックとかね、そういうのをつくれば、これは

ですね、町が町が全部やるからお金がないとすぐ言いますけれども、町のお父さん方やね、PTAのそういう方たちにも呼びかけて、手づくりのアスレチックなどつukれないということはないと思うんですね。

子供たちが汗を流して、こうやる、そういう大きなそういうね、迷路とかアスレチックを本当は考えてほしい。ブランコ・滑り台は何歳までやると思うんですか。小中学生ではもうもう飽き足らないものですよ。そういう巨大な遊具、中学生・高校生が汗を流して興味を持って取り組める遊具の作製についていかがですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 確かにね、中学生とか高校生はね、そういう遊びは無理です。だから今みたくね、本当に下から持ち上がってきてね、じゃあ、PTAでこういうことをみんなで作るから町も協力してくれっていうね、そういうやっぱり提案型にしてやったらいいんじゃないですか。町がどうのこうのじゃなくてね。やはり実際に子供たちがどういうことをやりたいかっていうものも、なかなか把握できないわけですから、そういう面では、PTA・子供たちがどういうものを本当にやって、自分たちもこういうふうにして協力するよと、それだから阿見町も一緒にやろうよって、そういう提案型の中でね、やっぱりやっていくっていうことが一番大事じゃないですか。

今本当に何がやりたいっていうのは、子供たち、まあPTAの皆さんにはあるのかどうかも私たちにはわかりません。ほとんど学校の中でほか見ないし、外で遊んでる中学生なんてのは見たときもない。

○9番（浅野栄子君） 遊ぶところがない。

○町長（天田富司男君） そしてまた、小学生もね、なかなか外には出ていないっていう現状があります。これは。実際の現状ですよ。うん。だから現状を捉えた中でどうなんだっていう。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） だから町長さん、言ってるじゃないですか。興味のもの、遊具がないんですよ。遊ぶところがないんですよ。だからね、やっぱり、じゃあね、みんなで何かつくろうって言ったときには、土地やそういうのは確保していただけるんですか。耕作放棄地や空き地は提供していただけるんですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○9番（浅野栄子君） 町有地を提供していただけるんですか。

〔「はい、早く答えて」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） じゃあ、答え待っている暇がありませんので。済みません。常総市に

ですね、あすなろの里っていう大きな施設があるんです。御存じの方いらっしゃいますでしょうか。執行部の皆様。あ、そうですね。

それでは常総市のあすなろの里ホームページにも出ております。そこは子供から大人から、すべての子供たちを受け入れ、町外ですね、県外からもそこで宿泊もできる、いろんな施設が総合的にあるところでございます。そういうのも一度ホームページでクリックしていただいて、見ていただきたいと思います。

やはり、子供は宝物だといっても大きくなれば自分で育つのだと、そうゆってそちらに注目しないというのは、やはり子供にとってもですね、かわいそうな存在だと思うんですね。ですから、健全で豊かな子供に育つためには、やはり何かしら注目しなければいけないと思います。

1つだけ確認させていただきます。子供のために小学校から高校生まで自由にそこで話し合ったり、まあ何か遊んだりする、そういう場所で子供センターというお話先ほどしましたけれども、先ほどの児童館の老朽化に伴って、新しく今度児童館が建てられるというような予想がありますよね。そのときに、その中の1室に子供センターのような部屋をつくらせていただけるかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

〔「つくってやれよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。先ほど町長の答弁の中にもありましたように、学区児童館が老朽化しているというようなことで、そういう老朽化対策に合わせた町の子育て支援関係、そういうものを整備していかなければならないんじゃないかというようなことで、担当所管のほうでは考えているところでございますが、これがまた、町のそういう計画なり、そういうところにまだ乗っかっている話じゃありませんので、その辺については今、今後どういう目的、どういう施設、どういう機能を持たせた施設がいいのかとか、そういうものを十分検討しながら進めていきたいというふうに考えております。

〔「草刈りはPTAでやってもらった方がいいぞ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） それでは、その新しくつくるといいますので、なるべく、なるべくというかですね、そういう子供向けの部屋をですね、つくっていただければ幸いと思います。

執行部の皆様は、もうお子様が大きくなってしまって、子供にこう関心がね、少し薄れていらっしゃる方もいらっしゃると思うんですね。やはり自分たちの子が小中学生の時代はどうだったのかということをお聞きいただきまして、小中学生、その子供の豊かな育成に向けていろいろな施設や何かをですね、提供していただけますようお願い申し上げます、質問

を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤幸明君） これで、9番浅野栄子君の質問を終わります。

---

#### 散会の宣告

○議長（佐藤幸明君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 3時40分散会

第 3 号

[ 6 月 16 日 ]

## 平成23年第2回阿見町議会定例会会議録（第3号）

平成23年6月16日（第3日）

### ○出席議員

1番	佐藤幸明君
2番	平岡博君
3番	川畑秀慈君
4番	難波千香子君
5番	紙井和美君
6番	久保谷充君
7番	石井早苗君
8番	柴原成一君
9番	浅野栄子君
10番	藤井孝幸君
11番	久保谷実君
12番	吉田憲市君
13番	小松沢秀幸君
14番	倉持松雄君
15番	大野孝志君
16番	櫛田豊君
17番	諏訪原実君
18番	細田正幸君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君		
教	育	長	青山壽々子君	
消	防	長	川村忠男君	
総	務	部	長	坪田匡弘君

民 生 部 長	横 田 健 一 君
生 活 産 業 部 長	篠 崎 慎 一 君
都 市 整 備 部 長	横 田 充 新 君
教 育 次 長	竿 留 一 美 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	宮 本 寛 則 君
総 務 課 長	篠 原 尚 彦 君
企 画 財 政 課 長	湯 原 幸 徳 君
管 財 課 長	朝 日 良 一 君
社 会 福 祉 課 長 兼 福 祉 セ ン タ ー 所 長	岡 田 稔 君
児 童 福 祉 課 長	高 須 徹 君
障 害 福 祉 課 長	柴 山 義 一 君
環 境 政 策 課 長	大 野 利 明 君
町 民 活 動 推 進 課 長	飯 野 利 明 君
都 市 施 設 管 理 課 長	柳 生 典 昭 君
道 路 公 園 整 備 課 長	湯 原 一 博 君
指 導 室 長	富 田 耕 大 郎 君
消 防 本 部 総 務 課 長	小 野 栄 一 君
消 防 本 部 警 防 課 長	柳 生 忠 伯 君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	小 口 勝 美
書 記	大 竹 久

平成23年第2回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成23年6月16日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

## 一般質問通告事項一覧

平成23年第2回定例会

一般質問2日目（平成23年6月16日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 難波千香子	1. 防災情報の伝達手段について 2. 災害対策について 3. 節電対策と環境負荷削減の取り組みについて	町 長 町長・教育長 町長・教育長
2. 紙井 和美	1. 災害応急対策について （総合的ハザードマップの作成・防災訓練の見直し・ 担当部署の独立と庁内の連携・消防団の充実）	町 長
3. 川畑 秀慈	1. 阿見町地域防災計画について 2. LED照明について	町 長 町 長
4. 久保谷 充	1. 公共施設等の植栽，維持・管理について	町 長

午前10時00分開議

○議長（佐藤幸明君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

一般質問

○議長（佐藤幸明君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、4番難波千香子君の一般質問を行います。

4番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔4番難波千香子君登壇〕

○4番（難波千香子君） 皆様、おはようございます。

通告に従って、一般質問いたします。

東日本大震災から3カ月余りが過ぎました。被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

災害対策といたしまして、同僚議員3人、さまざまな角度から質問させていただきます。

初めに、防災情報の伝達手段についてであります。

今回の震災では、ほぼすべて情報手段が使えなくなりました。固定電話、携帯電話、メールなどです。まず、情報インフラ自体、大規模な震災にも対応し得るものとする必要があります。

1点目、防災行政無線の設置です。一斉に放送できる緊急時に大変有効な情報伝達手段であります。御存じかと思いますが、土浦市では、市内防災スピーカーを176基設置完了し、今回の震災当日が試験実験でした。緊急時に間に合い、聞こえないと思われる地域には防災ラジオ、個別受信機500台を用意し、229世帯に無償貸与し、7月から24時間緊急速報Jアラートというシステム、国の情報を流すものでございますが、震度5以上から自動的に流れるというのですが、運用開始と伺っております。県内では、36市町村で野外の防災スピーカー、29市町村で個別受信機が導入されております。同僚議員も質問されておりましたが、町の防災行政無線の

設置の見解をお伺いいたします。

2点目、24時間対応の音声自動対応サービスの活用についてです。コストが約数十万円で済み、通話料金無料のフリーダイヤルです。広報車で町民への周知をした、しかし、お年寄りなど多くの住民から、何を言っているのかわからなかった、聞き取れなかった等の苦情が今回は相次ぎましたが、電話をすれば録音テープから同じ内容を受信機または携帯から聞くことができるサービスであります。電話代は自己負担ですが、効果は期待できます。最も確実に防災情報を伝達できるのは防災ラジオだと思いますが、導入コストを考えると極めて厳しいと思いますので、導入費用が安価で、高齢者の皆さんに喜ばれることは間違いありません。御見解をお伺いします。

3点目、ミニFM局の開設についてお伺いいたします。

4点目、緊急速報エリアメールの活用についてです。近くには筑西市で活用しておりますが、緊急性の高い災害関連情報を携帯電話に配信するサービスです。一般のメールに優先して配信され、通信の混雑によるおくれがほとんどないため、災害発生直後の迅速な情報提供に活用できます。NTTドコモの担当者にお聞きしましたところ、初期費用が2,100円、月額料金も2万1,000円の料金です。安い手段です。町民だけでなく、仕事や観光などで市内を訪れている方も受信できることが利点です。早期導入することを提案いたします。

5点目、ツイッターの活用についてです。今回、唯一使えたのがツイッターでした。利用数はそれまでの1.8倍へと一挙に増大しました。安否確認や最新情報の流通で大きな役割を果たしました。正しい情報を得ることで、安心感で落ちついた行動がとれることができます。つくば市では、今回かなりの頻度で情報発信しておりました。稲敷市でも今年から開始し、さまざまな情報のやりとりに非常に有効であることが証明できたと伺ったところでした。4月5日付で総務省と経済産業省からガイドラインが示されているところの、町による公式ツイッターの見解をお伺いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

難波議員の質問にお答えいたします。

防災情報の伝達手段についてということで、1点目から5点目まで非常に関連がございますので、一括してお答えさせていただきます。

今回のような大規模災害発生時において、町民への的確かつ迅速な情報伝達と情報連絡体制を整備することは、大変重要であると考えております。このため、情報通信設備の整備に当た

り、運用面、費用面等を検討し、最良な情報通信システムの構築のため、基本調査を実施して整備に向けて取り組んでいきます。

その中で、有線放送、無線放送、放送の活用、インターネット、メール配信等のシステムの中から、災害時並びに平常時でもすぐれた効果が得られる情報システムを皆さんと一緒に考えて考えながらですね、これを取り入れるような状況をつくっていききたい、そう考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） ありがとうございます。それでは、1点1点お聞きしたいと思います。

まず、防災行政無線でありますけれども、想定外のことが起きるわけですから、長時間の停電を想定しなければならないと思います。昨日の、やはり同僚議員から質問がありましたけれども、そのときには、3年計画で防災行政無線を設置していくというような答弁をお聞きいたしましたけれども、通常は防災スピーカーのバッテリーは1日です。バックアップ電源、また職員の体制やマニュアルなど、非常に必要であります。どのように、またそういった面も予防対策をお考えなのか。またその際、Jアラートシステムまた防災ラジオもセットで、昨日の答弁では発注していくというようなこともお聞きしておりますので、どこまで考えて、今の時点でおられるのか、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。昨日の藤井議員の御質問にもお答えしましたが、防災無線のほうにつきましては、3カ年の実施計画の中でですね、やっとその中に整備といいますかスタートを盛り込んだということで、本年度、その基本調査を実施するために予算化しております。その中で、今、発注といいますか発注手続に入りまして、今月下旬にはですね、発注できる見込みとなっておりますが、その内容でございますけれども、災害時のですね、情報通信システムの構築に当たりまして、住民への通知それから住民からのですね、情報の収集手段としまして、これは双方向も含めたものでございますが、このシステムをですね、比較検討それから評価を行いまして、災害時それから平常時に最もすぐれた効果が得られるシステムというのをですね、その基本計画に求めるものでございます。内容につきましては、無線方式ですとか有線方式、それから放送——災害FMですね、そういったものの活用、それとインターネットとかメール配信、今、難波議員の御提案がありましたエリアのメールですとかツイッター、そういったものをですね、当町に今どのようなものが合うかというような、そういったものを比較検討しまして評価をすると。それとあわせて、同報系の防災無線、これにつきましては、親局がありまして、それから拡声の子局があるんですけれども、その子

局の数によりましてどれぐらい事業費がかさむかっていうのが出てまいります。ですから、その子局の数をですね、シミュレーションしまして、どれぐらい必要かというのを検証するというようなことでございます。

防衛省の補助メニューにですね、この同報系無線の整備が入っているものですから、そういったことで、事業費等につきましても補助が得られるということですので、この辺をまず検証していくと。それによりまして、全体の概算事業費ですけども、その辺が出てまいりますので、そういった中で、再度その事業費、恐らく防災無線につきましては億単位になると思いますので、その中で、また3カ年実施計画の中でですね、検討していつ、いつ整備するかというような、それと防衛補助もいつごろもらうかというような、そういった多面的なことで検討していく、そういう、やっとならばスタートに、基本計画に入ったというような、今、段階でございます。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） わかりました。基本計画ということは、3年間の間に設置は難しいということですね。その間に基本計画をして、その後という、そういう考えでよろしいんでしょうかね。確認になりますけど、考え方としては。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、今年度ですね、基本計画をまとめまして、阿見町に合った一番すぐれたシステムというのを決定していきたいと思います。それで、その後、その予算どりといいですか、それとあわせて防衛省の補助要望等も行っていくので、その要望とかそういった作業が来年度あたりになろうかと思えます。ですので、その中で3年間できるかどうかというのは、ちょっと予算ありきですので、この無線については、その辺の時間がかかろうかとは思いますが。ただ、その最終的な同報系の無線とかそういったシステムは、とりあえず目標と置きまして、それ以前にですね、そんなにお金がかからないものにつきましては進めていければと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） ありがとうございます。いろんなもの、時間かかるものとすぐできるものがございますので、その辺、ぜひよろしく願いいたします。

2点目の音声自動応答サービスということですが、これも広報車にかわるもの、またこれから行政無線にかわるものとして取り入れられているものですが、一般的に9時から5時までは庁舎、発信元。また夜は24時間体制で消防本部で発信しているという状況ですが、本当にこれは初期投資も安いので、十数万円、12万、14万というところで、本当にいち早く取り組めると思っていますので、ぜひ研究し御検討をお願い申し上げたいと思います。

3点目、ミニFM局の開設でありますけれども、有事のみならず平時においても、生活情報

イベント、また阿見町においては阿見ブランドを発信して、地域振興にも役立つと思います。今後、ランニングコストもかなり安くなると思いますので、検討課題の上に上げていただければと思います。また、6月8日の各社新聞に、高萩市ですけれども、開局したということでございますけれども、これはコミュニティーFMとは違うようでございます。免許も2カ月ごとに更新するというもので、ここも日本財団からの補助金で市の持ち出しは0。1カ月で立ち上げ、もっと早く開局できていたらと、本当に悔やまれると担当者の方から伺いました。いろいろやり方あると思いますけれども、研究検討の余地に加えていく必要があるかと思っておりますので、今、FM局は出てきませんでしたので、こういった将来性のある、いろんなことに使えますので、お考えをお聞かせいただけますか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。防災のミニFMにつきましては、これも検討するというような形で仕様書等に盛り込んでおります。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） よろしく願いいたします。

楽しみにしたいと思いつけれども、では、エリアメールでございますけれども、NTTドコモに聞いたところ、町内の契約者は今、約1万4,000人ぐらいと言われておりましたが、一斉に情報が伝わるということになりますので、メールアドレスなど事前登録は必要がなく、受信にかける月額使用料、通話料も無料です。また、今、auとかソフトバンクも開始次第、導入していくようです。また水戸市では、年間28万円と伺っておりますので、今お聞きしても、これから検討だと思っておりますので、その辺もよろしく願いいたします。

また、ツイッターのことも、そういうわけで、今、職員向けの研修もかなりやっておりますので、その辺もよろしく願いいたしたいと思っております。

また、お隣の牛久とか石岡では、メールマガジンですよね。本当に見させていただいて、携帯メールを利用した情報発信システムなどございますので、これもすぐできますので、ホームページにアクセスしていただいて、今そういうことも、やはり今地震、今災害がという、危機感を持って、ぜひよろしく願いいたします。

次に行きます。

災害弱者・障害児者の災害時避難支援ガイドライン個別プランの見直しについてお伺いいたします。これも平成21年12月、平成22年9月に一般質問いたしました。今回の震災の経緯をもとにさまざまな場合を想定し、要援護者台帳を作成し、災害弱者に関する情報を共有し、民生委員、消防団、自主防災組織、福祉関係者などによる相互の協力体制の組織づくりが必要であります。今後予想される首都直下型の地震が起きることを想定して、避難支援体制をつくり出

すことが重要と考えます。御所見をお伺いいたします。

2点目、緊急医療情報キットについてです。

救命ライフラインに力を注がなければならないと思います。平成21年12月、平成22年9月にやはり一般質問いたしました。そのときの答弁は、阿見交番と社会福祉協議会に情報を提供しており、考えていない。しかし、高齢者らが急病や災害などで動けなくなったとき、駆けつけた救急隊員が医療情報等を確認し、患者の情報を医療現場へ正確かつ迅速に伝えることが、生存率を高める上で最も重要なことだと思います。医療情報など自宅の冷蔵庫に保管し、玄関内側と冷蔵庫にシールを張り、わかるようにしておくものですが、このような——このようになって何度もお見せしているので、もう……。命のバンドと呼ばれているところのキットの導入の見解をお伺いいたします。

3点目、被災者支援システムの導入についてです。

平成7年の阪神淡路大震災で壊滅的な被害を受けた西宮で開発されたものでございます。総務省のほうから、平成21年1月17日に全国の自治体に配布されていると聞いております。その確認はお済みでしょうか。予想できない危機に対する体制づくりに開発されたものです。罹災証明を発行するためには、住民基本台帳と家屋台帳、そして罹災状況を確認して、新たに作成した調査結果、この3つのデータベースを突き合わせる必要があります。

我が町においては、3つのデータベースは独立して存在しております。大きな災害が起きた場合、大量の罹災証明書の確認作業に手間取り、被災者を長時間待たせる等、負担を強いることになりかねません。また、これには避難所、緊急物資管理、仮設住宅管理、犠牲者遺族管理、復旧・復興関連システムから構成されております。最大の特徴は、災害直後の本当に必要とする機能をすべて含んでいるということにあります。平時に導入、運用していくことが極めて有効、有益だと考えます。認識と対応をお伺いいたします。

4点目。児童生徒の防災教育訓練の見直し、連絡システムの見直し、保護者への引き渡し訓練について御所見をお伺いいたします。

5点目。保育所、児童館等における保育者の帰宅困難時、各施設の利用者の特徴や避難所への経路など、具体的な想定に基づく避難訓練が必要と考えます。御所見をお伺いいたします。

6点目。防災訓練の充実と備品の整備の強化についてです。各行政区で毎年防災訓練を実施していると思いますが、しかし、災害でありとあらゆることが起こっている。今回そうですが、通信手段も断絶、交通網も遮断している、実際に即した訓練を今後は行わなければならないと、だれでも痛感したと思います。今回は昼でしたが、夜発生する場合があります。そういうものを想定し、訓練を見直すべきと考えます。今回の震災で再確認されていると思いますが、備品の強化、自主防災組織の充実が問われていると思います。御所見をお伺いいたしま

す。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 災害対策についての質問にお答えいたします。4点目の児童生徒の防災教育・訓練の見直しについては、教育長より答弁させていただきます。

1点目の、災害弱者・障害者・障害児の災害時避難支援ガイドラインの見直しについてですが、前日の藤井議員の質問でもお答えしたように、災害時要援護者の名簿の必要性は十分認識しており、個別計画として、要援護者の避難支援プランの策定が急務であります。策定に当たりましては、国の災害時要援護者の避難対策に関する検討会で示された、災害時要援護者の避難支援ガイドラインを参考に、阿見町災害時要援護者避難支援プラン全体計画に基づき策定してまいります。したがって、災害支援時避難支援ガイドラインの見直しは、今のところ考えておりません。

次に、2点目の、緊急救命情報キットの情報をもとに迅速かつ適切な救命活動についてですが、平成22年9月第3回定例会の一般質問でもお答えしましたとおり、現在このキットの導入はしておりません。民生委員児童委員協議会において、「災害時一人も見逃さない運動」で作成された要援護者の情報には、医療機関や血液型や親族等を記載する項目があり、議員御指摘の緊急情報キットの情報と同様のものであり、要援護者の電話の近くにわかりやすいところに掲示されていますので、今後は関係機関に救命活動への活用を周知してまいりたいと考えております。

次に、3点目の、西宮が開発している総務省が取り入れた災害時の危機管理に役立つ被災者支援システムの阿見町への導入についてですが、このシステムは、阪神淡路大震災により甚大な被害を受けた兵庫県西宮市が開発したものです。このシステムには、災害対応で必要となる被災者台帳、罹災証明書の発行等の被災者支援システム、避難所関連システム、緊急物資管理システム、仮設住宅管理システム、犠牲者遺族管理システム等からなっており、災害発生時に住民記録データを取り込んで使用するものであります。このシステムは、財団法人地方自治情報センターにより配布され、避難所や仮設住宅の管理、犠牲者遺族の管理と大規模な災害発生時には非常に有効であると考えておりますので、今後の災害対策を見据えて研究してまいりたいと思います。

次に、5点目の各公共施設の利用者の特徴や避難所の経路への具体的な想定に基づく避難訓練の考え方についてですが、具体的には、就労家庭の子供たちが利用している町の保育所・児童館・放課後児童クラブの施設における対応についての御質問ということですので、この点についてお答えいたします。

保育所・児童館・放課後クラブにおいては、施設ごとに安全マニュアルや消防計画を策定し、

これに基づいて毎月1回定期的に避難訓練を実施しております。基本的には、施設全体の安全確認をした上で、建物及び敷地内の安全な場所に児童を避難させ、その後、保護者へ引き渡し帰宅します。児童の迎への困難な家庭や連絡不能の場合には、施設内に引き続き保護する対応をとっており、保護者へもそのように周知しております。

今回の大震災時には、各施設において職員の冷静な判断と対応ができ、一人のけが人も出さず、無事に保護者へ引き渡すことができました。これも日ごろの訓練の成果とっております。

しかしながら、今回の経験をもとに、さらなる安全対策の見直しを検討しているところでございます。

次に、6点目の、地域で支え合う防災として、地区防災訓練の充実・備品の整備強化について、この問題ですが、現在、町内全行政区で自主防災組織が形成されております。地域の防災力を高めることにより、災害時における被害を減災できることから、非常時に迅速な行動がとれるよう、自主防災組織の育成や地域での防災訓練の支援をしております。

防災訓練の実施にかかわる補助金としては、補助率100%で限度額3万円、資機材等の購入に係る補助金として、補助率50%で限度額15万円を交付しております。また、県が主催している自主防災組織のリーダー育成のための研修会に年2回参加しております。

今後とも、補助金を活用していただき、地域ごとの防災訓練の実施、研修会等へ積極的に参加していただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 児童生徒の防災教育・訓練の見直しの質問にお答えいたします。

児童生徒の防災教育についてですが、昨日、藤井議員の質問でもお答えしておりますように、阿見町の小中学校では、学校安全年間計画を立て、安全教育や防災訓練を実施して、非常事態に対して安全を確保するためにはどうしたらいいのか、どのように対処するのか等について指導しています。

防災訓練は、火災を想定した避難訓練、地震を想定した避難訓練、さらに不審者などに対応するための保護者への引き渡し訓練と、年に3回実施しております。

地震時の教訓から次の4点について学校の危機管理マニュアルの見直しを指示しております。

1点目は、教育委員会等と電話連絡ができないときには、校長教頭のリーダーシップのもとで判断してもらいたいということ。

2点目は、校舎から校庭への避難経路は1通りだけではなく複数考えておき、臨機応変にしてほしいということ。

3点目は、担任教師は常に危機管理意識を持ってほしいということ。

4点目は、今回のように家庭と電話連絡がとれない場合は、児童生徒を学校内にとどめ、保護者への引き渡しを原則とする。また、このことについて保護者に理解協力してもらうということ。

見直した危機管理マニュアルに基づき、児童生徒に被害が及ばないように、保護者や消防署の協力も得て、防災訓練をしっかりと実施してまいりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） ありがとうございます。

そうしましたら、まず1点目ですけれども、災害時避難支援ガイドラインの見直しは、これはないということの答弁はお伺いいたしました。また、登録者への要援護者の台帳づくりでございますけれども、阿見町は現在、要援護者の人数は何人いらっしゃるのでしょうか。公表できますでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。ガイドラインの見直しは考えてないというようなことで答弁をしたところでございますが、この点については、現在、個別計画を策定していないということでありまして、そういう見直しをするしないの以前の問題でありまして、これから策定していくというようなことですので、御理解いただきたいと思っております。

その基本的な考え方ということにつきましては、昨日、藤井議員の質問でもお答えしましたように、災害時の要援護者の支援につきましては、基本的には自助・共助・公助という考え方に基づいて策定するものでありまして、やはり災害時は自分の身は自分で守る、そしてあるいは地域の自主防災の方に協力していただいて避難誘導、避難救助をしていただくというようなことに基づいて策定していくものでございます。そういう考え方に基づいて、これから個別計画を策定していきたいというようなことでございます。

それで、その要援護者の把握ということでございますが、こちらについては、高齢者については、今のところですね、600名からの民生委員を通じての「一人も見逃さない運動」で把握している情報がございます。それとまた、障害者関係については、まだ取り組んでないということございまして、こちらについては、約1,000名近くの対象者がいるというようなことで把握してございます。そちらにつきましては、これから町のほうから通知をして、その情報に理解していただいて、個別計画に策定協力していただくというようなことで進めていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） 事例なんですけれども、これから入るわけで、この台帳を作成するに当たって、どこの自治体も大変苦しんでいるみたいなんですけれども、ほとんどでき上がっ

てやっているところが多いんですけれども、野田市の場合なんですけれども、希望しない方は、はがきを行政から送って希望しないという、そういう方には、未登録者の要援護者台帳というのを別に作成しまして、それを災害発生時には自主防災組織の責任者にも提供している。そういう事例もございます。あと、その自治体の組織の中で、もう実際にその要援護者台帳をつくっているという、地区における要援護者台帳を作成している、そういうふうな取り組みもしている。また、新潟の三条というところでも、市からやりましたはがきに関して不同意の意思表示を確認した要援護者以外、その不同意の意思表示を確認した要援護者以外ですね、その方は同意があったものとして判断して要援護者名簿を作成している。またこれも自主防災組織がほとんど中心で、民生委員、消防団員、介護サービスのそういった事業所ですね、名簿を提供している。そういったいろんな事例がございますので、これでっていう中でまた改善していただければと思います。

また、自主防災組織が非常に大切かと思っておりますので、この辺今後、要望なんですけれども、意見交換の場、特に持っていただきたいと思っております。いろいろ地域で意見交換すると、いろんなことが見えてくると思っておりますのでよろしく願いいたします。今後、いろんな考えを変えて流動的にやっていただきたいと思っております。

あと、緊急キットですけれども、一人も見逃さない福祉票という、それがあということですから、今まで長い間ずっとあったわけですから、消防団のほうは、その名簿は共有していたんでしょうか。救急車が行ったときにそういうのは共有していたのか、その1点だけお伺いすれば、安心いたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） お答えいたします。一人も見逃さない運動で、要援護者名簿については、消防署のほうには情報が行っておりません。ですが、先ほど町長の答弁でもお答えしましたように、今後それらの情報については、関係機関と情報を共有して救急活動に活用していくように周知活動に努めていくというようなことでございます。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） はい、わかりました。またぜひマニュアル化していただいて、実際に行かせていただくと、いろいろなところにその福祉票というのは置いてありますので、その辺はぜひ共有していただきたいと思っております。やはり通常時に横の情報共有、やはり情報伝達というのは、その危機管理が非常に大切だと思っておりますので、平時にやっていただきたいと思っております。そういうことです。

またキットのほうは、何かしつこいようですけれども、またこれは検討の課題の上に、あらゆる方がメリットになるということで、よろしく願いしたいと思います。

また、被災者支援システムですけれども、これはぜひ無料のサポート体制も立ち上げられているということですので、ぜひ、阿見町のスタッフであれば、できると思いますので、ぜひよろしくお願いいたしたいと思います。また、本当に東北のような混乱状況の場合に、阿見町は果たしてどうだったのかということ想定して、ぜひお願いいたしたいと思います。現在、300の自治体がね、加入しているということなので、よろしくお願います。

また次に、防災教育でありますけれども、大変本当に素早くシステムまたガイドラインを立てていただいて、本当に御答弁ありがとうございました。

こんな記事があったんですけれども、御存じかと思っておりますけれども、釜石の奇跡ということで、本当に3,000人全員が救ったという、その訓練の秘訣でございますけれども、釜石で、群馬大学の片田教授が、この小学校ですね、行っておりまして、そいで子供たちに呼びかけてきたことがある。要点は3つだと言うんですね。1つは、想定を信じるな。市の教育委員とともに、各地の津波、浸水状況、避難経路を想定したハザードマップをつくった。そいで子供に登下校時に避難計画も立てさせ、基礎知識をすり込んだ。しかし、あえてその想定を信じるなと教えた。想定を信じれば想定外の事態に対応できなくなるからだ。また、2つ目は、その状況下で最善の避難行動をとること。事前にどんな想定をしても、実際の津波は単純ではない。また、3つ目は、率先避難者たれ。人のことはほうっておいても、まず自分の命を全力で守ること。必死で逃げる姿が周囲への最大の知恵になるからだっていう、そういう記事が載っておりましたので、最後に一言、もし教育長何かございましたらお願いいいたします。突然で済みません。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 我が町でも、もうかなり以前からハザードマップはどの学校でも作成しております。ハザードマップと言わないで安全マップというような名称で作成しております。それから、3月11日のこの大災害のときに、本町の小中学生も一人もけががなく安全に保護者のもとに送り届けることができました。町内の校長先生、教頭先生、管理職の方の本当に臨機応変の対応に感謝しているところです。今後も、今議員さんからおっしゃっていただきましたように、さらに校長会、教頭会等で話し合っ、十分な対応をしていけるように心がけたいと思います。ありがとうございます。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） ありがとうございます。

最後に節電対策と環境負荷削減の取り組みについてお伺いいたします。

1点目、公共施設における節電目標に対する考え方と取り組み。町民の見える化の啓発についてです。

経済産業省は、真夏の電力需要対策として、大口、小口需要家、家庭の各部門でそれぞれ15%電力使用のカットを決め、500キロワット以上の電気使用者には15%削減が義務づけられ、罰則として100万円と示されております。事業者としての取り組みと町民へ向けて、啓発者としての見える化の取り組みについてお伺いいたします。

2点目、太陽光発電設置の一般家庭の助成の導入についてです。

環境負荷が少なく、無尽蔵の太陽光エネルギーにますます実用化が図られます。阿見町の環境基本計画の中にも導入、促進を取り上げておりますが、平成17年度に終了した国の補助金制度も1キロ4万8,000円、最大約48万円が復活いたしました。阿見町の太陽光発電の促進を図る上からも、個人の住宅に設置する際の助成を想定すべきと考えますが、ご見解を伺います。

3点目、茨城エコ事業所登録制度に対する考え方の導入についてです。

茨城県独自の制度ですが、経費はゼロ。環境負荷の取り組みに導入すべきと考えますが、いかがでしょうか。

4点目、学校節電教育の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 最初に、公共施設における節電目標に対する考え方と取り組みについてお答えいたします。4点目の学校節電教育の取り組みについては、教育長から答弁をしていただきます。

先日の藤井議員の質問にもお答えしたとおり、町有公共施設の節電に関しては、各施設ごとに前年比15%以上の削減を目標としております。15%以上必ず削減するんだという、そういう強い気持ちで職員一同取り組んでいるところでございます。7月1日から9月30日までの期間、取り組み方針としましては、具体的な取り組みとしては、照明の間引き、パソコンなどのOA機器の省エネモードの活用、クールビズ期間の拡大、冷房温度時の室温を28度に設定、職員の時間外勤務の縮減及びノー残業デーの拡大などを含め、各施設の運営に即した節電を実施したいと考えております。

また、当町では、阿見町第2期地球温暖化対策実行計画を平成20年度から24年度において実行中ではありますが、基準年度である平成12年度の温室効果ガス排出量より8%以上の削減を目標として取り組んできた結果でございますが、平成20年度には8.9%、平成21年度には17.1%と大幅な削減を達成しております。これは対策として、照明、OA機器等の節電を初め、公用車のガソリン、空調エネルギーとしての都市ガス、重油等の節約という環境負荷節減に取り組んだ結果だと考えております。

なお、これにつきましては、広報あみ6月号の環境政策課のページに掲載しております。

今後の取り組みについても、これまでの節電を含めた職員の省エネ意識をさらに深め、より

環境を考える行動ができるように、各課の推進担当者を集め、指導してまいりたいと思います。その際、各施設ごとに、対前年度比15%以上の削減を目標とし、7月1日から9月30日までの期間取り組むことを説明するのはもちろんのこと、CO<sub>2</sub>削減を目的とした地球温暖化対策の視点でも説明を行い、今年度はエコドライブに関する詳しい説明を実施し、化石燃料使用の削減にも努め、節電を含めた広い視野でのCO<sub>2</sub>削減に取り組んでいく考えであります。

次に、2点目の、太陽光発電設置の一般家庭への助成の導入、熱遮断フィルム等による節電の考え方についてという質問にお答えいたします。

3月11日の東日本大震災以来、我が国の電力エネルギー政策は大幅な転換を求められておりますが、太陽光発電については、電力エネルギーの有効な手段として早くから国・県等の助成が行われてきました。国の補助金は現在、太陽光発電システムの出力1キロワット当たり、先ほど難波議員が言われたとおり4万8,000円となっておりますが、国の自然エネルギー普及促進方針により、大幅な増減も予測されます。県の補助金は、平成22年度までで終了となっておりますが、国のエネルギー政策の方針により復活される見通しが十分考えられます。県内市町村では、現在13市町村が助成制度を実施しておりますが、当町でも今後、国の政策と連携しながら導入を検討してまいります。

次に、熱遮断フィルム等に対する節電の考え方についてですが、熱遮断フィルムは、夏季においては外からの太陽熱を遮断するという性能により、建物内の温度上昇を抑えるため、エアコン使用の抑制による節電という効果がありますが、反面、冬季においては、建物内から逃げ出す熱を遮断するものの、外からの太陽熱を遮断することから、太陽熱という自然の暖房エネルギーの恩恵を十分に利用できないという面もあります。また、フィルムを張ることにより、光の透過率が若干落ちるので、太陽光という自然の照明の恩恵を十分に利用できないということにもなり、照明の照度を落とすという節電を実行している最中でもあるので、熱遮断フィルム等への取り組みについては、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

次に、茨城エコ事業所登録制度に対する考え方と導入についての御質問にお答えいたします。

環境マネジメントシステムの認証の種類については、ISO14001やエコアクション21など、何種類かの手法がありますが、茨城エコ事業所は、茨城県独自の簡易な環境マネジメントシステムの登録制度であります。茨城エコ事業所の登録対象事業所は、県内に所在し事業活動を行っている事業所であって、所定の項目に取り組んでいる事業所が対象となります。なお、登録料については、初回登録、毎年の更新登録とも無料となっております。また、茨城エコ事業所の登録状況についてであります。平成23年5月9日現在、1,066事業所が登録しており、市町村関係では、東海村役場が登録しております。

この制度に対する考え方としては、県が簡易な環境マネジメントシステムであるということ、

登録料が無料である等を見ずから広報しているとおり、容易に登録ができ、取り組みやすい環境マネジメントシステムであるという反面、茨城県独自というローカルな制度であるための知名度が若干低いのではないかという認識を持っております。

さて、当町の環境マネジメントシステムの導入についてですが、このことについては、平成14年度から既に町施設での実践している阿見町地球温暖化対策実行計画に基づき、当町独自のエコオフィス活動をさらに充実させていく考えを持っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤幸明君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 次に、学校節電教育の取り組みについての質問にお答えします。

学校では、家庭と連携して、照明のスイッチを小まめに切る、水道の蛇口はきちんと閉めるなどの節約について、朝の会や帰りの会で指導をしています。

また、中学3年生の公民という教科の中に、21世紀の資源エネルギー問題という単元があり、生徒たちにこの時間にエネルギーの種類、エネルギー消費と地球環境、発電のためのエネルギーという内容で、限りある資源の大切さについて指導します。

また、小学1年生から中学3年生まで、道徳の時間に、物を大切にすることを指導しております。具体的には、小学校の1・2年生では、健康や安全に気をつけ、物や金銭を大切に、身の回りを整え、わがままをしない、規則正しい生活をするという内容で指導しております。

折に触れ、家庭と連携し、物を大切にすることを育っておりますので、皆様の御協力をよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） 大変詳しい御説明、御答弁ありがとうございました。また、今、教育長からのお話も大変にありがとうございました。

またこれから夏休みにも入ってきますので、親子ともどもにできるような、そういった環境、節電教育をお願いしたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（佐藤幸明君） これで、4番難波千香子君の質問を終わります。

次に、5番紙井和美君の一般質問を行います。

5番紙井和美君の質問を許します。登壇願ひます。

〔5番紙井和美君登壇〕

○5番（紙井和美君） それでは、質問の前に、このたびの東日本大震災により、尊い命をなくされた方々の御冥福をお祈りしますとともに、被災されました皆様の一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

それでは、通告に従い、災害応急対策について質問いたします。

災害関係については、昨日も3名の議員が質問されました。昨日の内容と一部重複する点がございしますが、御了承いただきたいと思えます。

自然の驚異は人間の想定をはるかに超えるものであるということ、まざまざと見せつけられた今回の大震災。壊滅的な被害を受けた悲惨な教訓から、町民の生命と財産を守るとの観点で、災害対策とその意識をもう一度根幹から見直す必要があると考えます。災害対策については、平成16年9月議会において、防災無線の導入や情報処理、自然災害に対する強い地域づくりについて質問させていただきました。あれから6年、3・11の大震災を境として、人々の震災に対する意識は大きく変わりました。

そこで、以下の4点について質問いたします。

1、地域住民を主体とした地域ごとの総合的なハザードマップの作成が必要ではないか。

まずは自分が暮らす地区の災害における危険箇所や安全な逃げ道の確保など、日ごろから認識しておくためには、自分の住んでいる地域のハザードマップは大変に重要であります。当町では、町内全域のハザードマップは幾つかあるようですが、職員、有識者、地域住民による地域独自のハザードマップを身近な地域ごとに作成すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

2、防災訓練のあり方をどのように考えているのか。今後、見直す計画はあるのか。

防災訓練の重要性について、当町では、総合的な防災訓練は実施されておりますが、イベント的な要素が大きく、実際に災害が起こった緊迫した状況の中で活かされるための訓練が必要ではないかと考えます。

まずは、職員が徹底した訓練を身につけるために、図上防災訓練を早急に取り入れ、的確な応急対策をとり、それぞれの意思決定と役割行動を熟知すること。そして、先ほど作成したハザードマップとともに、避難所となっている小学校において、地域住民とともに小学校区ごとの訓練を実施すること。少しでも多くの方に参加願うこと。それらにより、町全体で有事に即座に対応できる能力を身につけたいと考えますが、いかがでしょうか。

3、災害の担当部署を独立させ、専門分野として稼働させること。

庁内各課も連携しながら、全庁挙げて取り組むことが第一であると考えますが、いかがでしょうか。

4、住民を守る消防団の役割は大変に大きい。町は消防団に対してどのように考え、今後どのように支援して取り組んでいくのか。

以上、4点についてお伺いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願

います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 紙井議員の質問にお答えいたします。

災害応急対策についてお答えいたします。

1点目の、職員、有識者、地域住民を交えて協議した総合的なハザードマップの作成が必要ではないかですが、現在、町では、町民の皆様に地震の危険性に関する認識を高めていただくため、全町域を対象とした地震ハザードマップと、霞ヶ浦増水によって堤防が決壊した場合の浸水予想結果をもとに避難が必要な地域を限定した阿見町洪水ハザードマップの2種類を作成しております。さらに、今年度は平成23年3月に、県が指定した土砂災害計画区域等の地域ごとに、土砂災害ハザードマップを作成し配布する予定であります。

議員御指摘の地域ごとの総合的なハザードマップにつきましては、いろいろな情報をもとに、住民自らが地域で起こり得る地震災害をイメージしながら町を歩き、収集した情報を小学校区または地区ごとに共有できるという点では、非常に必要であると考えております。

次に、2点目の、防災訓練のあり方をどのように考えているのか。今後見直す計画はあるのかですが、昨日の藤井議員の質問でもお答えしましたが、実技・実働の訓練だけではなく、地域住民と町や関係機関との連携を図りながら、災害発生時に迅速、的確に行動できるようにするための図上型訓練も今後必要であると考えております。

次に、3点目の、担当部署を独立させ専門分野として稼働し、庁内の連携で全庁挙げての意識の向上を図るべきと考えるのがいかがかですが、これも昨日、藤井議員の回答と同じになってしまいますが、議員の御指摘のとおり、防災担当部署を独立させ、専門職員を配置し、町民の生命と財産を守る防災体制を強化することは重要であると考えておりますが、町の行政組織の規模での限られた職員数では、なかなか厳しい面があります。現状ではなかなか厳しいのではないかなと、そう考えております。

こうした中、今回の震災対応に当たり、職員の意識の向上という面も含め、全職員を対象に、反省点、改善点を提出してもらい、これらの課題と改善策を十分整理し、今後の防災計画の見直しに反映してまいりたいと考えております。

次に、4点目の、消防団の充実についてですが、近年の社会経済情勢の変化の影響を受けて、全国どの消防団においても、団員数の減少、被雇用者団員の増加、厳しい地方財政を反映した資機材購入の先送り等が見られ、消防団の充実強化を一層推進することが課題となっております。

当町においても、団員の減少傾向であることから、消防団と一丸となった団員確保に努めているとともに、消防団拠点施設や装備・資機材の充実、報酬・出場手当の支給、さらには公務

災害時の補償等に取り組んでいるところでございます。

今回の大震災では、各分団は自主的に地元行政区内の巡回を実施し、被害状況等の把握に当たりました。消防団は、郷土愛護の精神に基づく非常備の消防機関であると同時に、地域社会の発展に寄与する団体でありますので、今後とも消防団の充実強化を図るため、さまざまな施策を進めてまいります。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。

まず、ハザードマップの作成について。先ほど答弁にもありましたように、地震ハザードマップと洪水ハザードマップですね。あと、今年度作成の土砂災害ハザードマップ。先日、全協のときにいただいた地震ハザードマップ——これですけれども、これですね。あと、地域を限定したという洪水ハザードマップ——これ、ホームページに載ってますよね。これに関しては、だれが作成したものなのか、また、それぞれ幾らの予算をかけて作成したのか、お尋ねいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） ただいまの地震ハザードマップ、この前の全員協議会で御配付したものでございますが、これ、県の補助をいただきまして、国の中央防災会議、これが県の南部、茨城県南部地震を想定して作成したものを、これに町のそういう啓発のために、以前の建設課のほうで作成したものでございます。現在は都市計画課が担当になっております。費用につきましては、今ちょっと手元に資料がございませんので、後で予算のほうは調べたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。洪水のほうにつきましては、ちょっと済みません、その辺のデータがなくて、今、調べさせていただきたいと思います。

それから、土砂災害のハザードマップにつきましては、今年度に作成するっていうようなことで予算化しております。こちらにつきましては、急傾斜地として指定された箇所が17カ所ありますので、その地域ごとに作成するというようなことでございます。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） はい、ありがとうございます。じゃあ、これとあと洪水ハザードマップ、役場の職員の方は携わっていらっしやったんでしょうか、作成するときに。それもお尋ねいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） 地震ハザードマップですが、当然これは各市町村で補助をも

らってつくっておりますが、この色とか、それからその周りのものをですね、どういうものを気をつけたほうがいいかと、そういう、何と言いますかね、構成等は町のほうが携わっております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 洪水ハザードマップにつきましてはですね、平成18年にですね、霞ヶ浦を管轄しています国土交通省の霞ヶ浦事務所が作成したものをですね、それを阿見町の区域を抜き出してマップ化したというようなことでございます。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） そうですよ。これ、どこの市町村も、中央防災会議から来たマップをそのまま各市町村に拡大して、まあしいて言えば、色を変えたぐらいな感じで、阿見町はこの赤ですから、危険性が何となくイメージわきますよねって、この間もお聞きしましたけれども、そうなりますと、これ職員の方は、地域の方が、例えばですね、これ町でつくったと思いますから、これについてどうでしょうかっていうふうなことですかですね、あらゆる、こう自分の地域はどうでしょうかっていうような質問が来た場合には、お答えできるんでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） どういう質問か、あれなんですけど、基本的にこの中央防災会議のほうのデータを利用しておりますので、こちらにきている情報の範囲内で、当然お答えできるとは思いますが、質問の内容がどういう……。じゃあ、うちはどうなのかっていうことになるかと思いますが、そうすると、地域でこの色が濃く染まっているところが揺れやすいよというようなことになろうかと思えます。特にこのピンクですか、の部分などが揺れやすいというようなことに、6強が来た場合には揺れやすいよというようなことになりまして、そのうちがある、立ノ越、青宿等が揺れやすいよっていうような、その程度の話になるかと思えますけど。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 先ほど、教育長から難波議員のときに答弁いただきましたけれども、危険区域マップでしたかしら、そういうのを学校でつくっているとおっしゃいました。それ、どのようにつくってらっしゃるか、ちょっとお尋ねしてよろしいでしょうか。安全マップでしたっけ。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 初めの年は、PTAの校外対策委員会が中心になってつくったと

と思いますが、1つの例でよろしいでしょうか。

○5番（紙井和美君） はい。

○教育長（青山壽々子君） 全部11の学校そうであるかないかは、今、確かめておりませんが、そのあと、小学校などでは、3年生が阿見町内、自分の地域を知るという学習がありますので、自分の目で、グループを組んで保護者の協力も得て、自分の足で確かめ、目で確かめて、危ないところを把握して、そのマップの中に書き入れていったというようなことでつくっておりますが、ハザードマップという名称は子供たちにはなじまないものですから、安全マップ、安全のためにここが危ないよというような意味で、安全マップという名称でつくっています。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。今、教育長がおっしゃった内容そのままです。ハザードマップなんて言っても、実際は危険区域、自分の家の周りはどうなんだ。がけ崩れが来たときには、こっち側なのかこっち側なのかとか。あとはですね、液状化はあるのかないのかってことですよね。教育長、本当にそのままのお答えを、私そのまま申し上げたいところですけども、PTAの方と中心になって、地域の中を歩いて、実際生徒さんも一緒に歩きながら、ここは危ない、あそこは危ないんだよ、地震があったときにはこっち側を通路にするんだよというようなことを作成していただきたいという。そのハザードマップをね、作成していただきたいんです。

町長の先ほどの答弁の中に、自分の地域の災害をイメージして共有していく必要があると町長おっしゃいました。これ、今から取り組んでいただく内容であると思いますけれども、現時点で、先ほどの教育委員会の教育長の内容をちょっとお手本にさせていただいて、具体的に地域を巻き込んで、このマップを作成するとすれば、どのような方向で行くという予定でしょうか、町長お願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今、地震ハザードマップは大体震度6を想定してどうのこうのという話でした。あとは阿見の洪水ハザードマップはどのぐらいの雨量かというのは、またちょっと私もわからないんですけど、そしてまた土砂災害ハザードマップということで、やはりこういうものを全部組み合わせないと、地域によって全然持っているものが違うわけですよ。私の青宿あたりはもう本当に、この土砂災害のハザードマップの中に入るわけですよ、あの線ですから。そういうものを組み合わせながら、やはり地域の人と危険な場所を想定しながらつくっていかないと、無理だと思うんですよ。だからやはり地域を巻き込むということは、やっぱり区長さん初め、あと子供会、そういう区の役員等をやはり巻き込みながら、このマップをつくっていくということが大事かなと、そう思っております。そういう形で、役場のほうも

職員のほうも考えていると思います。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） わかりました。先ほどの予算の質問させていただきましたけれども、予算ですね、420万ですかね、その土砂災害は。これホームページからとったんですけどね。そうすると、町民の方と一緒に一体となって歩いていくと、予算かけなくて済みますよね。これを参考にしながら、ぜひ住民が一体となる取り組みを、予算は少なくとも、確かに時間と労力はかかって大変な思いををすると思うんですけども、先ほどの教育長のお話のとおり、時間をかけながら、ぜひ身のあるハザードマップ——これほかの市町村でもつくってないんですよ、そういった細かいハザードマップつくっているところはないんです。ですから、ぜひとも、阿見町はこういうふうにつくっているんだよって、これは大まかなもので、本格的な阿見町用のハザードマップはこれだよというものを、ぜひつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 私も協働のまちづくりっていうことで、広聴会等何区か開いていただきましたけど、そういう中でも話をしながらですね、やはり協働でつくっていくということ。やっぱり労力をかけてね、地域のコミュニティーにも非常につながると思うんで、そういう面では、確かに労力は必要になりますけど、そういう面で役場と住民が一体となるということは、理解し合えるということですから、そういうことも含めてね、進めていきたいなと、そう思っています。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。そして初めて自助・共助が本格的なものになっていくのではないかなって思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、防災訓練に関して。この図上訓練の実施について必要性があると考えていると町長の答弁がありました。図上型訓練のマニュアルの冊子が担当部署に置いてあると思うんですね。これ総務省の消防庁から出ていますので、最初、消防署かなと思って見に行ったんですけど、違いました。これは図上型訓練に関して、担当する部署はどこになるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 防災担当の町民活動推進課になります。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） じゃあ、町活にこの図上訓練のマニュアルの冊子が置いてあるということですね。それを見ながら、何かレクチャーしたようなことがあるのでしょうか。お尋ねい

たします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） まだ実施したことはないとのこと。ございませんということ。

○5番（紙井和美君） 冊子はある。

○生活産業部長（篠崎慎一君） ありますけども、その辺の何というんですかね、基づいた訓練的なものはしてないということでございます。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） わかりました。防災訓練に関しまして、昨日の答弁の中で、総合の防災訓練を行うという話をお聞きしました。きめ細やかな地域密着型の訓練にしないと、本当にごく限られた一部の人が、大まかな訓練を体験するのみということになります。決して突然の災害に見舞われたときに、訓練の成果を発揮するというのは、これは非常に難しいことではないかと考えております。先ほど申し上げましたように、各小学校区ごとに避難場所があります。地元の小学校を拠点として、多くの住民の参加型にしていくべきであるというふうに考えております。先ほどのハザードマップも非常に前向きなお答えをいただきましたけれども、その作成されたハザードマップをもとに、地域密着型の防災訓練が必要ではないかというふうに思っております。

あと、図上型訓練も、これ非常に有効な訓練であります。自衛隊のDIGという内容のものを参考にしたDIGという図上型訓練もありますけれども、こういったことを、まず役場、職員がしっかりと把握しておくことは大事なものではないかというふうに考えますが、住民参加型の防災訓練に関して、再度お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。確かにこの震災を受けまして、これを教訓としまして、やはり訓練の必要性というのは全職員が感じております。その中で、紙井議員おっしゃいますように、今まで危険箇所のハザードマップが何種類もあるという。これを先ほど難波議員さんがおっしゃったように、マニュアル化で何種類も突合しないといけないというのは、まさにそのとおりでございますので、それはやっぱり一元化していかなければならないと感じています。それで、やはりその地域性ですね、地域においても、いろいろマニュアルどおりにいかないものがありますので、まずはですね、図上訓練ですね、昨日藤井議員の質問にもお答えしましたように、図上訓練を実施しまして、それで地域——自主防災組織がまさに、に基づきましてやっていただくのが一番いいんですが、そうすることによりまして、その地域の課題それから目標っていうのが明確にされるかと思っております。それがまさにそのハザー

ドマップになってまいりますので、その辺に取り組んでいければと思います。ただし、マニュアルありますけども、我々が地元においていて、その辺がまだレクチャーできませんので、まずはですね、職員が、我々の防災計画の訓練にも応用できますので、職員がこの図上訓練を実施して、それで我々が把握して、その後ですね、自主防、行政区、区長さん方とですね、協議しまして、その辺を実施していければと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。

消防庁の総合センター、これ財団法人なんですけど、その資料ですけれども、阪神淡路大震災以降に、実践的な応用力をつけた、やっぱり訓練が必要であるということで、図上訓練、これ市町村で実施するというふうなことでつくられました。ところが、なかなか市町村ではシナリオすべて、図上の内容はすべて専門家とか、あとコンサルに委託してつくっていることが多く、余り実効性を伴った利用の仕方をしているところはなかなかないというふうに、これ全国的にそうですので、うちの町だけではありません。そういったことがありました。

要するに、市町村には図上訓練のノウハウがないということと、中小の市町村の防災担当員は、本当に人数が少なく、1名とか2名とか、もしくはほかの業務との兼務が多い。この2つが非常に大きなネックになっているというふうに指摘されています。したがって、先ほど部長おっしゃいましたように、図上訓練、もう一度見直していただいて、役場、庁舎の中、皆さんでしっかりと把握していただきたいというふうに考えております。

それと、あともう1点。今回、震災がありました。そのときの学校の体育館を避難所にいたしました。これはどこの部署が担当して任務についたのか、お尋ねいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。避難所の運営につきましては、地域防災計画に基づきまして、民生部のほうが所管となっておりますので、こちらのほうで担当しております。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 第一小学校もですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい。避難所に指定されているところの運営につきましては、民生部のほうで担当していくというようなことでございます。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 教育委員会は携わってなかったのでしょうか。第一小学校は校長が急遽要請がありまして、すごく慌ててやっていました。その辺いかがでしょうか。先生方がた

くさんいらっしゃったんですけど、いかがでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） その辺の、ちょっと経緯を申し上げますと、地震発生後ですね、すぐ災害対策本部を設置しまして、その後ですね、まずその避難者、避難希望があったということで、それで避難所を16時に開設したわけでございます。これは、防災計画に載っております17施設とそれからプラスうずら出張所ということで。ただそこにはですね、まだ職員が、特に小中学校はですね、職員がそこに行けないような状況でしたので、急遽ですね、学校の先生方、特に教育員会のほうから校長先生にお願いしまして、かわりまして職員が行くまでの間、対応していただくというようなことをお願いしたものでございます。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 今回は本当に想定外の有事でしたので、現場も本当にあたふたしていて、そこを指摘するつもりはありませんが、今回、震災の折に、先ほど申し上げました第一小学校もそうですけれども、避難所に何度か私、足を運ばせていただきました。学校の体育館なので、校長先生にもお話きいたところ、先ほど申し上げたように、急遽要請があったので、飛んできましたということで、物すごく頑張って動いてらっしゃいました。孤軍奮闘されていたんですけども、避難所に入ってらっしゃる皆さんにお聞きしましたところ、大変に気を使っていたのだと。急なことにもかかわらず、またかなりのわがままを言ったにもかかわらず、本当に要望にもすぐに対応していただき、非常にうれしかったという声がたくさん寄せられたんですね。私も大変な中ですけれども、本当にうれしく思いました。私たちも頑張りますというふうなことを避難されている方はおっしゃっていましたが、自分の持ち場をしっかり守っていくというのは、一人ひとりを大切にすることにつながっていくのではないかとこのように思います。それぞれの部署が使命を果たしていく。それは教育委員会でもいいと思います。学校ですから、先生方が一番よく内容を把握してらっしゃいますから、防災担当の部署だけではなく、教育委員会と連携するというのは、これは非常に大事なことだったと思います。先生も本当に自分の使命として頑張っていっぱいしました。そういったことで、本当に各部署がそれぞれ担当しながら自分の使命を全うしていくというのは大事なことだなということを感じました。

続きまして、担当部門の独立について、もう一回お聞きしたいと思います。

先ほど来、申し上げていますように、担当部署はどこか、町民活動推進課になります。町民活動推進課、6名ですよ。6名の中で防災関係に携わっている人は課長以下2名、要するに3名ぐらいで孤軍奮闘するような形に今回なりました。そういったことで、昨日、藤井議員のほうからもそのような指摘がありましたけれども、全く同感でありまして、やはり1つの部署

に重圧がかかっていくというのは、これ大変なことだと思います。どの部もいろんな仕事がありまして、大変なのは同じなんですけれども、こういったときに担当部署を独立して専門家をしっかりと配置して、采配を振るっていく、そういったことが大事ではないかなっていうふうに思うんですけれども、先ほどの答弁の中で、町の組織の規模では、職員数に限りがありますというようなお答えをちょうだいいたしましたけれども、そうであれば、外部から専門職を要請して、配置してもらうということはいかがでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。町のいろんな重要な課題の解決のために、専門の部署とかですね専門の職員というのは必要だということは認識しています。ただ、一方で行政改革をやって、簡素で効率的な組織をつくりなさい。それから職員の削減をしなさいというようなことで、行政改革をびしびしやっておりますので、なかなかその防災に関して、特に重要な防災に関して専門の部署ができないというのは現状で、お答えしたとおりでございます。

ただ、例えば環境課、今廃棄物対策課になりましたけど、そちらに廃棄物の専門の外部の非常勤の職員を配置してございますように、正式な職員ではなくてもですね、外部からの専門的な職員または非常勤の職員というのは検討していきたいというふうには考えています。その際にですね、議員の方にもお願いしたいんですけども、任期つき、一定の期間、例えば3年とか5年とか任期つきの職員というのも、そういった意味で制度的には重要かと思います。それは条例化しなければいけませんので、近々提案することも考えられますので、ぜひ、その際は承諾していただいて、制度化していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ぜひとも、それお願いしたいと思います。正職員であれば、年間700万から800万予算もなかなかかかたりしますけれども、非常勤講師でつけていただくかなっていうふうに思ったんですね、最初。そうすると、月に20万ぐらいで240万ぐらいの金額になりますでしょうか。ただ、お金にかえられないものですので、その辺はいろいろ考慮していただきたいと思うんですけれども、先ほど申し上げましたハザードマップに関しましても、図上訓練に関しましても、例えば自衛隊のOBの方など、専門性を持った人が人材で配置されれば、指示系統が明確で、先ほどの訓練の内容も、DIGって申し上げましたけれども、そういった自衛隊手法からくる手法もレクチャーされるのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひともその専門家を課に配置するという内容で検討いただきたいと思います。先ほど部長からおしゃった条例化に関しても、各議員たちと話し合いをすることになると思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

続きまして、消防団に関して、ちょっと質問させていただきます。

先日、私が住民の方と懇談会を行った際に、こういった有事に際しては火災がつきものだと。そういったときに、ホースが入っている格納庫、それぞれありますけども、自分たちで、消防団の方だけだと大変だから自分たちで管理しますよっていうことを何人かの方がおっしゃってました。地域の方が管理するというのを知らない人も結構いらっしゃるんですね。消防団の方も、御答弁にもありましたように、年々数が減っていると。要望があった方々は、かなり年配の70から80の方なんかがいらっしゃったりしまして、自分が消防団に入りたければ入って頑張るんだけど、そうもいかないで、どうか消防団の方をバックアップしていきたいんだって、地域の中でバックアップしていきたいんだということをおっしゃってました。格納庫の管理ですとかね、そういうことも地域住民が一体となってやっていく。また先ほどの地域密着型の防災訓練なんかにしても、消防団の方が率先して見本を見せていただく中で、地域の方がそれを見習って常日ごろから訓練をしていく。そういうことが必要ではないかなというふうに思いましたので、ぜひ消防団の充実をお願いしたいと思うんですけども、再度、もう一度お尋ねいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 私も議員のときね、総務委員会でやっぱり消防団、やはり多過ぎるという状況がずっとあったわけですよ。そうなんです。私が総和町に行ったときにね、15分団20名、1分団20名、300人体制だと。そういう体制で、同じ大体人口レベルとか、そういうものは同じだったんですね、総和町というのは。そういう中で、町もやはり、もう町に常設の消防署があるのにね、余り多いんじゃないかというのが1つの行革の中で考えられてて、この分団数になったわけですよ。これはそうなんです。これは自分もそういうふうな形で視察だ何だ行きましたから、総和町。そういう中で、今消防団を増やすっていうことは、ちょっと考えにくいなと思います。確かに有事のときはね、人が必要だっていうけど、それはやっぱり地域力とかそういうもので、消防団以外の人たちにもやっぱり補ってもらってという状況をつくっていかないと、どうにしろ消防団ですべてが足りるのではないと思います。私も消防団をやりました。やりましたときに、やはり大雪が降ったときなどはね、やっぱり青宿消防団も坂等が雪でとても歩けないなんてときは、みんな消防団が出て、地域の雪かきとか、そういうこともみんなで一緒にやったなという、そういう記憶もあります。やはり消防団は地域と本当に密着してるし、私の地域の消防団は本当に地域の人との密着度が非常に強い。特に行事等も率先して地域に協力しているという状況を見受けます。確かに人数というのは、非常に多くしたいという思いもありますけども、なかなか入ってこないっていうのが今、現状なんです。昔は、消防団に声かけられたら、もう入るのが当たり前だったんです。それこそ入らないと、

もう区からボイコットされるような状況だった。今は違うんですよ。そういう時間があんならほかでというような、そういう若い人が多くなってる。もう必ず、毎年初参会のときに区長さんと消防の分団長が来て、何とか1人でもいいですから、入れてくれるようにお願いしますって、これが一番の要望なんです。これがなかなかこの地区でもそういう状況の中でね、消防団に入るっていうのが非常に厳しくなっている、そういう現状があります。ただ、今後、消防団を多くしていくっていう意識は、私には今ございません。機材の充実とかそういうものはね、していかざるを得ないと思いますよ。今のところそういう感じはないですね。やっぱり地域力でそういうものは補っていくような状況をつくっていくということが、やっぱりいいのではないかなと、そう思っています。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） わかりました。消防団自体が数が減っているところにもってきて、サラリーマンの方が消防団になって、有事のときに、いざ火事になったときにどこの団から呼ぼうかっていうようなことがあったりします。ぜひともですね、消防団、もう少し啓発して声をかけていただきたいというふうに思うんですね。消防署が広域化になりましたら総務課に消防団が移ると思うんですけど、それまでの間は消防署管理になると思うんですが、その辺、消防長いかがでしょうか。消防団に対する充実に関して、また消防団の数に関して、いかがでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。消防長川村忠男君。

○消防長（川村忠男君） はい、お答えします。私も以前に消防団に加入してまして、20年程度加入してました。なかなか私も下からですね、団員の加入勧誘をしたんですけど、なかなか下から入ってくれないというのが実情で、とうとう私も20年消防団をやってしまいました。そんな中で、やはり消防団というのはですね、自らの地域は自らで守るというようなことで、先ほど町長が言われましたとおり、私も地元で生きていく以上は、必ず消防団に入らなきゃならない、そういう精神でもって、その当時は若者はほとんど消防団に加入しました。先ほど町長のほうで、これ以上増やす予定はないということでもあります。ただし、今のところ定員が420名という定員がございます。ですから、定員まで、420までは、何とか団員の確保、これは消防団それからうちの担当である消防総務課のほうですか、と共同一丸となりまして、定数まではぜひもっていききたいなということで考えております。先般の白鷺団地の火事の際にも、これは早朝の4時ごろですか、発生しまして、母屋火災ですけれども、そのときにも消防団、朝早くですけども、5分団ぐらいですかね、出動してくれて、早急に火が消せたということもありますので、いずれにしても定数420までは、うちのほうはもっていききたいということで考えております。さらなる充実、ちなみに今年は第1分団の待機小屋ですか、それを整備する

計画になっておりますので、そういったもの、環境整備を整えていきたいということで考えております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。今420名足りてないんですね、353名でしたかしらね。

○消防長（川村忠男君） 368。

○5番（紙井和美君） ああ、そうですか。まずはとにかく定員まで増やしていただきたい。あとは内容を充実していただきたいとうふうに思います。

これ、eカレッジっていうホームページから出したんですけども、地方公務員向け、あと消防団員の方向け、消防職員の方向けっていうことで、消防に関する、また災害に関するマニュアルみたいなものが物すごく詳しくビデオで出てくるんですけど、それ、ごらんになったことありますでしょうか。ちょっとお尋ねしたいんですけど、eカレッジ。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。警防課長柳生忠伯君。

○警防課長（柳生忠伯君） eカレッジですよね。多分、開いたことない方が大部分かと思うんですけども、消防の人では何人か見ている人はいます。かなり詳しくわかりやすくホームページに載っております。ぜひ皆さんも機会があったら見ていただきたいと思います。私らが説明するよりも内容的に見ていただいたほうがわかりやすいと思います。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 済みません、これ、私だけが知らないのかと思って、あ、こんないいのがあるんだと思ったんですけど、皆さんも知らなかったんですね。消防庁から出てるんですよ、これ、ホームページ。トップページから入りましたら、eカレッジへようこそっていうことが出てきまして、消防団はこのようなときにはどういう対応をするのかとか、職員はどうやって対応したらいいのかというのを、現場のその映像を出しながら、ずっとこのようなときにはこうしましょう、ああしましょうというのが出てくるんです。これちょっと後でぜひ見ていただきたいんですけど、私、今日を迎えるに当たって、これをパソコンでずっと流しっぱなしでビデオをかけていたんですけど、内容が簡潔で、物すごくいいと思います。これ、一般の方が勉強するにもいいんですけど、地方公務員の方向けのサイト、消防署員の方向けのサイト、防災にはどうやって気をつけたらいいのかという一般の方々、「みんなで学ぼう！命の守り方、こどもぼうさいeランド」っていうのもあるんですよ。子供が学校で見るのにいいような内容のものなんです。これ消防庁のホームページですからね。消防団員の方向けのレクチャーの内

容ということで、これ非常に、ちょっとやさっとで最後まで見れない状況です。これ、ぜひぜひ見ていただきたいんですね。余りにもページ多いので、ダウンロードできなくて、一部分しかダウンロードしませんでしたけれども、洪水が発生しそうなときの警戒は、このような服装でこういうふうにやっていきたいと思いますとか、これ専門家向けですけども、被害発生箇所や水防指定箇所などを中心に警戒していくんだっていうようなことを書かれているものなので、ちょっとこれ、ぜひ見ていただきたいと思います。

それでは、最後になりますけれども、町民の安心安全のためには自助・共助、これは当たり前なんですね。当たり前なんですから、しかしながら、高齢化や核家族が進んでおりまして、自助・共助も非常に難しい弱者が多いということでもあります。そういったことで公助を充実していかないといけないなということがありまして、今回一連の話をさせていただきました。

私たち議員もそうですけれども、当然そうですけれども、公的立場でとにかく精いっぱい努力をしていくと。あと、命を守る部分においては、何をさておいても優先的に予算を計上すべきだということを強く申し上げたいんですね。どこに重点を置くか。私たち議員と執行部がとにかくしっかりと町民のニーズを把握いたしまして、知恵を出して、汗も流しながら、ともに町政運営をしていかなければならないなというふうに考えております。どうか、今後とも、防災に強い町、何があっても安心して暮らせる阿見町ということを目指して取り組んでいただきたい、また私どもも取り組んでいきますので、どうぞ今後ともよろしく願いをいたしまして、質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤幸明君）　ちょっと待ってください。ハザードマップの件に関しまして、追加の答弁がございます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君）　大変失礼しました。遅くなりました。地震ハザードマップ、これの契約額でございますが、236万2,500円。これ全額補助ということになっております。

以上です。

○5番（紙井和美君）　ありがとうございました。ちょっと終わっちゃったんですけど、もう一回、そのハザードマップ、これ不動産屋さんからいただいたうちの地域のハザードマップなんですけど、100年前の地図なんですね。これをもとに、霞台のほうで液状化がひどくて、どうしたものかと思って調べてみましたところ、100年前の地図を出してきていただいて、その地図によりますと、何年か前ぐらいはわからないけれども、これちょっと地図を色で分けましたけれどもね、ここの一体の被害が多かった団地です。その団地の中で、軒並みばたばたばたばたと倒れている1本の線は、そこ水路だったんですね。それは住民の方々もわからなかった。地域の方々もわからなかった。それを100年前のこういった古い地図を出して重ね合わせていくと、それがわかってくる。じゃあ実はこの線はここは危ないんだねって。本当にそのま

まくっさり水田の中の水路が一番被害が大きいんですけども、その中で農道があります。農道の上にかかったおうちをびくともしていないんですね。こんなにはっきりと出てくるのかなっていうふうに、地図で色分けして塗るとよくわかりました。こういったハザードマップをつくっていただきたいんですね。そういったことで要望いたしまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤幸明君） これで、5番紙井和美君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後1時からといたします。

午前11時48分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、13番小松沢秀幸君が退席し、15番大野孝志君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は17名です。

次に、3番川畑秀慈君の一般質問を行います。

3番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

〔3番川畑秀慈君登壇〕

○3番（川畑秀慈君） 皆さん、こんにちは。それでは、午後の部を始めたいと思います。3時限目のような、防災に関する質問でありますので、食事の後、眠くならないような質問をしてみたいと思います。

このたびの災害で亡くなられた方々の御冥福と、そして被災した方々に関して心よりまずはお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、先日の3月11日に三陸沖の深さ24キロメートルで発生したマグニチュード9.0のこの大震災が発生いたしました。気象庁によれば、マグニチュード9は1923年の関東大震災のマグニチュード7.9を上回る日本国内観測史上最大、アメリカ地質調査上によれば、1900年以降、世界でも4番目の規模の地震であると、このようにっております。東北を中心として地震と津波による大きな被害を出し、1都9県が災害救助法の適用を受けました。地震の影響は広範囲に波及し、関東地方や北海道を含め死傷者が出る事態となり、警視庁まとめによれば、非常に多くの方が亡くなりました。この5月14日現在で、亡くなられた方が1万5,037人、行方不明者が9,487名、負傷者が5,282名。家屋に関しては、全壊が9万42、半壊が3万6,070、合計で12万6,000。浸水は、床上浸水が4,346、床下浸水が4,605、約9,000棟が浸水をした。そして、道路の破損状況でいきますと、道路破損が3,970カ所、橋梁被害が71、山崩れ、がけ崩れが184、堤防決壊が4、鉄道関係が26、このような大きな被害が出ました。そしてまた、この5月14日

現在で、この避難場所が2,390で、避難されてる方が11万6,291人と。このような非常に大きな災害が起き、そしてまた過去をさかのぼりますとまだ記憶にも新しい1995年、阪神淡路大震災がありました。これはマグニチュード7.3、最大震度が7、阪神淡路に震度7が起こり、死者が6,434、行方不明者が3名、負傷者が4万3,792人うち重傷者が1万683人。避難者数のピーク時は31万6,678人。そして住宅に被害であります、全壊が10万4,906棟、半壊が14万4,274棟、合わせますと約25万棟。一部損壊が39万、火災被害が6,148、全焼損、合計しますと、住んでる方、住んでない方全部入れますと、7,483棟。罹災者が9,017世帯。交通網でいきますと、道路が1万69カ所、橋梁が320、河川が430、がけ崩れが378カ所。被害総額が約10兆円と、非常に大きな災害が起きました。

現在、町の地域防災計画においても、全国的に各地域の自治体の防災計画におきましても、この阪神淡路大震災を踏まえた上でつくられたと私は思っておりますが、そこで質問をさせていただきます。

この阿見町地域防災計画につきまして、1点目としまして、計画の基本理念、自助・共助・公助を具体的にどのように考えているのか。

2点目としまして、防災計画の目的をどのように考えているのか。

3点目、今回の大震災から何を教訓としてこれから活かしていくのか。

4点目、原発事故を町ではどのように考えているのか。

5点目としまして、防災計画の見直しをする予定はあるのか。

この5点に関して質問をいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 川畑議員の阿見町地域防災計画についてお答えいたします。

最初に、計画の基本理念、自助・共助・公助を具体的にどのように考えているのかについてですが。町の地域防災計画の基本理念は、災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず第一に自らの命は自ら守るという自己責任の原則による自助の考え方。第2に、他人を助けることができる町域における助け合いによって、自分たちの町は自分たちで守るという共助という考え方。そして、この2つの理念に立つ町民と公助の役割を果たす町とがそれぞれの責務と役割を果たしながら連携を図っていくことでもあります。

具体的には、自助とは、町民が災害に備え、日ごろから家族と防災対策について、災害時の役割分担、家屋内外の危険箇所、家具の配置や転倒防止、備蓄品や非常持ち出し品、災害時の連絡方法、避難場所について話し合いを持つとともに準備することです。町としては、こうし

たことを広報あみやホームページを用いて啓発してまいりました。

共助は、地域の住民や事業所などが、地域を自分たちで守るという考えです。阪神淡路大震災のときには、近隣の住民により、多くの被災者が救出されました。被害を最小限に食いとめるためには、地域での防災訓練の計画と実施、必要な機材等の備蓄、地域でのコミュニケーションを図り、災害要援護者への支援を行うことが大切です。町としては自主防災組織の育成を図るとともに、自主防災訓練や資機材の整備への支援を行っておりますが、災害時にいち早く安否確認ができるのは、自主防災組織を中心とした地域の皆さんであると考えております。

公助については、災害時、救難活動、避難所の開設と食糧備蓄、復興支援などがありますが、地域防災計画に基づき行動することが重要になってきております。

2点目の、防災計画の目的をどのように考えているのかについてですが、当町の地域防災計画の目的は2つあります。

1つ目は、災害から住民の生命、身体および財産の保護。

2つ目は、災害による被害の軽減と社会秩序の維持と公共の福祉の確保であります。

災害時、この目的達成のためには、地域防災計画に基づき行動することが何よりも必要と考えております。

3点目の、大震災から何を教訓としてこれから活かしていくのかについてですが、今回の震災については、初動体制、町民への情報提供など問題がありましたので、震災の対応について検証を行いながら、検証で得た問題、教訓を活かすべく、防災計画の見直しを行ってまいりたいと考えております。

4点目の、原発事故を町ではどのように考えているのかについてですが、防災計画は県の地域防災計画の原子力災害対策計画編において、阿見町は対象地域となっていないことから、町の地域防災計画においては原子力災害については記載しておりませんでした。しかし、今回の福島第一原子力発電所の事故を見据え、原発事故の対応等につきましても、県と協議をしながら、地域防災計画の見直しを進めてまいりたいと考えております。

5点目の、防災計画の見直しをする予定はあるのかについてですが、今も防災計画は見直すということではありますが、3点目、4点目の回答のとおりであります。県と協議しながら見直しを進めてまいりますが、職員対応マニュアルなどについては、できるだけ早い時期に見直しを行ってまいります。

町としては、この震災を教訓として、町民が安心安全に暮らせるような防災の強化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） ありがとうございます。

まず今町長から答弁をいただきましたが、まず1点目、この防災計画はどの部署でだれが中心になって作成したんでしょうか。それを1点お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 生活産業部の町民活動推進課が事務局となりまして、要綱ではですね、防災会議で定めるというふうになっております。ですから、その防災基本法に基づきましての防災会議のメンバーが中心となりまして、この防災計画を策定したということでございます。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。それで、防災会議のメンバーでこれを作成しました。全国的にどの自治体もほぼ同じような形でこの地域防災計画はつくられていると思います。その中で、自助・共助はこれはこれで、先ほども難波議員そしてまた紙井議員のほうからいろんな形で提案また質問等があったと思うんですが、私、この公助の部分をどうとらえていくか、これちょっと確認をしてみたいと思います。

もう1点、この防災計画の計画書の中にですね、どの大きさの被害を想定してつくられたのかっていうのが、ちょっと私、見ておきますと、ちょっとはっきり規定がされてない。また、読み落としかもしれませんが、今後の予想とかっていうのは既存の地震災害ということですが、どの大きさのものを予定して、そしてまたどのくらいの、そのときは阿見町において、家が倒壊するとか、このくらいの件数で火事が発生するとか、また道路がこのくらいダメージを受けるとかって、その辺のところの予想被害状況なんかはこの中にちょっと見当たらないんで、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 地震の被害の想定としましては、茨城県南部地震によりまして震度6弱以上の震度が予想されるというようなことで、やっております。あ、失礼しました。それで想定しましたのが、マグニチュード7.3というふうなことでやっております、想定される地震の被害としましては、まず家屋被害数330棟、それから出火件数26.8件、死者数が17名というような、こういったことですね、こちらは財団法人の消防科学総合センターの簡易型地震被害想定システムを用いまして、当町における被害の想定を行ったということですので、その辺ちょっと小数点以下が出ているということですが、こういったことで防災計画には一応想定としては載っております。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） そうしますと、現状ではそのくらいの被害があると。あったところで、この大きさの被害をどのようにとらえて目標値を設定しているのか。普通あの、こういうもの

の計画があるということは、その目標がきちんと数字であらわされてなければいけないと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） こちらはですね、6以上ですので激甚災害ということになりますが、数字的な目標は、具体的な数値は掲げておりません。あくまでも計画に沿った行動というようなことで、そういったマニュアル化になっております。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） それは阿見町だけではないんですね。全国どの自治体も数字的な目標が出ておりません。なぜそれは出てないのか、またなぜ出ないのか、その辺はおわかりでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） これは、私のあくまでも推測なんですけども、防災計画、防災マニュアルですので、そこに数値目標を掲げるというのはどうかなというようなことでございます。それは恐らく国の防災計画、県の防災計画にもそのようなことからないものだと思います。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） ありがとうございます。この防災計画は、何を基準にどのようにフローして流れて我が阿見町でつくるようになったのか、その辺は御存じでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 市町村の防災計画の策定というようなことでございましょうか。

○3番（川畑秀慈君） はい。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 防災基本計画等でうたわれてますが、川畑議員が最初におっしゃいました阪神大震災を受けて、それを教訓としまして策定をするというようなことと思っております。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） 実は、この防災の基本的な進め方というのは、国連で決めております。国連加盟国はその国連の防災の進め方にのっとり各国それをつくってまいります。日本もそれでやっております。ところが、日本の場合は、この数値目標が出てこないというところを見ますと、そこから日本の国が何を規定として防災を中心に進めてきたかといいますと、予防は、このページを見ても大体どこもそうなんです、大体7割が応急対策なんです。応急対策が非常に、これは非常時のときの対応として大事なんです、予防と復旧・復興が非常に少ない。

具体的に入っていない。実は今回の大震災においても、阪神淡路大震災の教訓を受けて、じゃあなぜ自助・共助が強調されて、この公助、国または自治体がきちんとした対応をしてくるような防災計画書ができなかったのか。それは、いろいろな事例がありますが、先ほども、非常に阪神淡路大震災のときに多くの方が犠牲となって亡くなりました。また、その中で、多くの方が地域に住んでいる方々に助けられた。そのことから、被災に遭ったときに自助と共助、この自分自身とまた周りの手助け、そこを強調して防災に関して、いざとなったら自分たちで自分たちのことを守ってくださいねというような形で、公助が薄くなったんですよ。

実は、その後、この前の大震災、東日本大震災であれだけの被害を受けたのに、その教訓が全く活かされてない。専門家に言わせると、この日本の防災のあり方、とらえ方というのは、ある意味非常におかしいと。この計画を立てるときに、このぐらいの震災またこういう災害を予想したときに、こういうふうな我が町、我が地域では損害が出る、また犠牲者が出てくる。それに対して数値的に100%出ないようにすることはこれは難しいと思います。町長も藤井議員のときに、それはなかなかできないと、確かにそうだと思う。でも、それをどこまで極力少なくできるか、これは住民の命と財産を守る、これは国も自治体にもその権利じゃなくて義務があるわけですね、守っていかなくちゃいけない。ところが、今回の震災を見てみると、すべて流され、そしてすべてのものを失った方が非常に多い。そうやって見ますと、非常に災害に弱い町を、そういう都市を、日本が各自治体がつくってきたと、これが事実なんです。

話はちょっと飛びますが、今回、非常に多くの自衛隊の方が被災地に復旧・復興に行っています。今、日本で何が大事なんだろうというと、多分、自衛隊の人数ではなくて、消防署員の人数じゃないか、そのように言っている方もおられます。ですから、こうやって見ますと、本当に、いざ何かあったとき、自分たちですべてやっていくということが、非常に難しい、自助・共助が全く通用しない災害が今回の大震災。その前に阪神淡路でもあれだけのことがあった。それをもって見ますと、これはこの公助の役割というのが非常に大事になってくる、このように私は考えております。

この理念の中で、この公助、具体的に何をどうやったら災害を少なくできるのかといったところを、やはり念頭に入れて、多分、総務省からもう5月ごろには各都道府県において、これから各自治体にその方針・指針が来て、つくっていくと思うんですが、その公助の部分、予防の部分、これは非常に大事になってくると思いますので、その1点ちょっと頭に入れていただきたいと思います。

それで、今、自助・共助が、先ほど紙井議員のほうからいろんな提案がされまして、コミュニティまたハザードマップ等も出てまいりまして、自助・共助、この地域の力が大事だということがありましたが、これは将来、高齢化が進み、65歳以上の方が間もなく人口の3割超え

ていくことになるでしょうし、また、限界集落等も日本で8,000を超す限界集落がもう出てきている。そういう中で、この自助・共助が果たして成り立っていくのか。これは非常に難しいものだと思います。今回、私も地震の直後、要するに自分で自分のことをできる、また人のことを何とか手助けできる人はいいいんですが、老老介護のお方のところとか行ってみますと、もう完全に状況が、人の面倒見るところじゃないです。自分のこともままならない。食料も飲み水もじゃあどうするんだと、本当に困っておられました。そういうことを考えますと、これから将来高齢化が進んで、若くて元気な人がたくさんいれば問題はないんですが、そうじゃなくなっていくとき、その中で自助・共助が成り立つようなコミュニティ、どのようにつくっていくか、考えていらっしゃると思いますでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 今、防災計画のお話だったんですが、その中で、共助の中でコミュニティのこれからのかわりといいますか、コミュニティの形成となりますと、これは防災もそうですが、これからの高齢者社会の大きな課題になろうかと思っています。それを防災計画、この中だけでちょっと論じられませんが、それはこれからですね、その社会福祉等も全部含めまして、議論していかなければならないと感じています。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。本当にそのとおりで、いろいろとこれから人口の動態が変わっていく中で、年齢の、本当に社会が大きく、100年後には約半分、うまくいって半分、下手をすると3分の1になってしまうような、その社会の中で、この阿見町が安心安全に暮らせる、持続可能とか維持可能な、そういう社会になるかどうか、本当にこれは大事なところであると思います。

先ほどありましたが、自助・共助これが強調されたものは、この8割の方がそういう形で助けられた。そこで、この公助の部分が非常に忘れ去られてきてしまったというのが現実であった。今回のこの防災計画の見直しをしていく中でですね、やはりその辺の数値目標、またこれは議会のほうでもきちんとチェックしなければいけないところは何かというと、やはり被害想定のは大きさは果たしてこれでいいのか、それはでき上がってからこうだという形で出されるのではなく、こういうわけでこういう理由でこれで1つの被害想定としてまた震災の大きさもいろんな形で数を出していただきまして、それでやはり議会とともに、何をもとにこの地域防災計画、この安心安全な町をつくるためにどうするかというところのスタートラインもぜひ、でき上がってこれですというのではなくて、その前にぜひ、そういうこともいろいろ説明の中で議会からの意見も聞いてほしいと思いますが、その点はいかがでございましょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） これまでこの震災を受ける前まではですね、大変その辺の準備が不足していたというのは、我々痛感しておりますので、我々職員だけではなくて町民の方は全員がそう思っていると思います。この防災計画の見直しにつきましてはですね、行政だけの取り組みではなくて、町民全員の取り組みとしまして、地域自主防災も含めまして、当然、お一人お一人それから区長会、それから当然議会の皆様方にもですね、一緒になって見直しのほうをやっていただきたいと思っております。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） ありがとうございます。先ほど原発の件もちょっと聞いたんですが、今回、地震、津波の被害も非常に大きかったんですが、その後ここに原発、放射能の問題が出てまいりました。先ほど町長のほうから、阿見町は10キロ圏内なんで、放射能にまた原発に関する防災を、この防災計画は立てなくていいと。

○町長（天田富司男君） 今までは立てなくていいと……。

○3番（川畑秀慈君） そうそう、今までは立てなくていいと、それは今度はやるしかない。実はそこなんです。このEPZといいまして、原子力施設によって十分な対策が重点的な立てなきゃいけない範囲っていうのが、EPZゾーンが決まっています、10キロ圏内なんですが、その原子力安全委員会の昨年8月の最終改訂版でこのようにちょっと出てるんですね。原子力施設において、十分な安全対策がなされているにもかかわらず、あえて技術的に起こり得ないような事態まで仮定し、十分な余裕をもって原子力施設からの距離を定めたものである。具体的には、施設の安全審査において、現実には起こり得ないとされる仮想事故等の際の放出量を相当程度上回る放射性物質の量が放出されても、この範囲の外側では、屋内退避や避難等の防護措置は必要がないこと等を確認し、また過去の重大な事故、例えば我が国のJCO事故や、アメリカのTMI原子力発電所事故との関係も検討を行ったこの結果、EPZの目安として、この各距離を定めていると。それは10キロ圏内。ここで何が言えるかといいますと、結局、これ10キロ圏外の自治体が原子力、放射能に対する、地域防災計画の中に、もし入れるとしますと、県のほうで却下されるわけですね。要は、あんたんところはつくらなくていいと。福島の場合を見てみましても、10キロ圏外が非常に大きく周りの市町村が被害を受けている。要は、国も県も各自治体にこういうことを考えさせてこなかった。それが被害を非常に大きくしてしまった。知識もなければ、その対策またそういうことも全く考えさせないできたのが、今回の被害が混乱し拡大した1つの要点だと思います。ですから、やはりこの点に関しましても、ちょっと原発また放射能のこともちょっと勉強してまいったんですが、ある意味非常に東海原発も危ういところだったんですね、福島第一原発は、どんと地震が来た直後に、1号機のプルトニウムは何キロか先に吹っ飛んだそうです。その時点でもうアウト。非常にマークワン型とい

う古いタイプの原子炉で、下から制御棒を入れているもので、底はもう抜けてる。で、二、三日たった後に、専門家はみんな底は抜けて放射能もとっくに漏れてるだろうって言ってたそうでありました。政府は隠し、マスコミも隠して知らされないまま放射能が大気中に3月14日、どんとって、15日の雨でかなりおりてきましたが、そういう中で、東海原発も実際には非常に危険な状態でした、地震とともに停電事故が起きて、そのあと3基の予備電源、ディーゼルの発電機があったんですが、3基のうち2基が動いて何とか助かったんです。それも津波も来まして、ぎりぎりセーフで助かった。だから、東海もひょっとすると、もう少し大きな津波が来た、またその予備電源のあれがうまく作動しなかったりしたならば、どんなことになったか、ちょっとはかり得ないような、ですから、やはりこの原発のこれもそうなんです、国の今までの想定、見てみますと、現実には起こり得ないということはもう、起こり得ないから、こういう目安でつくってしまった。起こり得るとしたらどうだったんだろうか。ですから、仮定をする、もしこういう災害が起きるとかその仮定がすべて甘過ぎたというのが、今回の事故を大きくした部分でもあると思いますので、やはりそこは甘く見ないで、仮定として被害を、震災の規模を出すときには、最大値でやっぱり考えられる上で一番大きいもので予防対策をしていくべきだと考えますが、その点はいかがでございましょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） やっぱりそういう面ではね、今まで起きた一番大きな地震というものに対してどうだったかという、それはやっぱりきちんと検証しながら、この地域防災計画にやっぱり乗せていくという、これは大事だと思います。特に先ほど部長も町でっていうことも言いましたし、やはり相当専門家を入れないと、今回の地域防災計画は難しいんじゃないなど。そうすると茨大の先生あたりも教授あたりも随分ね、この震災、地震に対して非常にいろんなところで活動してますし、また、放射能は放射能でまた専門家を入れていかないと、普通の人ではわかりえないわけですから、そういう意味ではやはり防災計画をつくるに当たってはですね、そういう専門家を入れてやっていくということが大事なのかなと。先ほども紙井議員にも言ったとおり、地域防災はやっぱり地域の中で防災計画というどういうふうな形でここに退去すれば大丈夫だとか、そういうことはね、本当の小さい地域の中でこう、やっていけると思うんですけど、そういう面ではやはり防災計画をつくるに当たって、やっぱり最大限な震度8なら8を想定した中でどうだったというものを、やはり専門家にある程度シミュレーションしてもらわないと、私たちだけではわからないですよ。そういうものをやっぱりきちんと出していくということが大事なのかなと思います。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。それと次にですね、今回、東北三陸沖、

かなり津波でやられて多くの方が御存じのように亡くなりました。私のところで働いている女性も出身が岩手のちょうど海っぺりでありまして、ちょうど震災の当時、インターネットで画像を見ておりましたら、この海の下が自分の家だと。要は、現実、橋があってバイパスがあって、その下のところに自分のうちがあって、海の中で見えなくなっていた。それを聞いてみまして、本当に大変だなって。お兄さんもまだ向こうにいるそうなんです、友人の消息はしばらく捜せなかった、聞けなかったそうです。

さて、この津波の被害見てみましても、その後、被災をして避難所に行き、避難生活をしていらっしゃる方が非常に多い。今、仮設住宅の話もあります。まずこの避難所に行ったときのこのあり方……。命と財産と守ると言いながら、日本のこの防災計画というのは、国も自治体も本当に命と財産を守るのだろうか。避難所に行く人は自分の財産持っていけますか。持っていけないですね。命だけ助かるという究極の選択です。私たちがこの建物から避難するっていうのは、体だけ持っていけば、それはそれで済むことなんです、市街地に私たちが住んでいるところから避難するっていうことは、財産を捨てて逃げるっていうことなんです。これが今回の震災の現実で、それを見たときに、あの貧乏国のキューバ、非常に経済的に厳しい、あそこであっても命と財産を守るんです。避難所に財産も全部持っていけるんです。ペットも持っていけます。避難所のとらえ方、日本と——国連で基準をつくっているんですが、日本でがらっと変わってくるんです。日本でやっているのは避難所じゃないんです、あれは、収容所っていうんです。収容されているだけです。避難所っていうのは、そこで生活をしていく。そうするとそこに学校もあり、医療もちゃんと受けられ、また一つの生活が通常通り成り立つところを避難所というんです。ところが、今日本でいっている避難所は避難所じゃなくて収容所。そういうところにペットも当然連れていけない。財産も持っていけない。自分の命1つだけ。やはりそういう1点から見ましても、このとらえ方、やっぱりそういう避難をしなきゃいけない人をなるべく出さないような、そういう予防対策をこれはきちんと打っていく必要があると思います。

話はちょっと変わりますが、このハザードマップ、先日配っていただきました。揺れやすさマップの後ろに、これが地域の危険度マップで全半壊する建物の割合、非常に、この裏面には被害想定とされるところが赤くなって出ていると思いますが、これを見て、どういうことを想像されますか。多分この地図は担当の部課長の方、また職員の皆さん見たと思うんですが、この裏面の赤いところを見て、何をここから想定されますか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） この裏面の部分を見て、危険度マップかと思いますが、まああの、この地図から単純に見れば、阿見はほとんど危険な地域が多いというようなことになる

うかと思えます。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） そのとおりでございます。先ほど午前中に紙井議員がこれはだれがつくったんですかっていう話をしたと思うんですが、町の職員の方はだれもタッチしてないんで、説明できないと思います。これ全国どこもそうなんです。県で大体統括してつくっていきます。それを各市町村が県から配布されて、我々の手元に来る。ですから、これを見て、結局どこが危険、どういうことが想定されるかということ、実際重複しますが、しっかり絡んでつくり直しをして、検証していかないと、ちょっとわからないはずなんです。私これ見ましたところ、霞ヶ浦のあそこの武器学校がありまして、その周辺が非常に赤くなって、そこに青宿またその周辺の細い路地、また細い家、旧家、あの古い旧家、それが非常に危険箇所だなんていう感じがいたします。これは見て、ここにも当然書いてありますが、この古い家屋、耐震構造的に基準が昔建てられた、また非常に老朽化の進んでいるところに関しましては、危険なんです。これは阪神淡路大震災のときの状況なんです、こういうところで大きな地震が起きたときに、町の状況はどうなるか。これは古い家、また耐震的に問題のあるうちは、家の前面に面している道路側にみんな倒れているんです。細い道路ですね、あっちはね。そこに道路側に倒れていったときはどうなりますか。当然そうなんです、通れないんです。消防も入れません。消火もできません。火事になったら、もう任せるだけでございます。全壊率が高いところは、当然火事の発生率も高くなります。青宿周辺のそういう地域は、これを見たときに非常にそういう危険性が高い。そのときは消防力も何も通用しない。地域の人は助けにいけないです。中も入っていきませんから、多分。自助・共助なんかは、こんなところではもう通用しないです。そういう危険地域、要するにほっておくとそういう地域の可能性がある。やはりこれを見たときに、こういう、これからまたいろいろ役場の中でも検証しながら、そうしたらこれは大変なことなんで、そうならないような予防をどう立てていくか。危険地域はどこでどのような対策をその地域において立てていかなければならないかということ、ぜひこれはしっかりと検討していただき、そしてこの地域防災計画の中に具体的にスケジュール、またどういう対処をしていくかということもぜひ入れていただきたいと思うんですが、その点はいかがでございますか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 先ほども紙井議員の御質問にお答えしましたように、やはり地域の方々がですね、自分のエリアの危険度、危険箇所ですね、そういったのを把握するとともにですね、我々も当然把握していくという、そういった中で、その辺の、災害の度合いによりますけれども、自助・共助ができない場合には、その公助が前面的に出るというような、そう

いった段階的っていいですか、いろいろな対応を含めてですね、今回はきめ細かな防災計画の見直しができるように取り組んでいきたいと考えています。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） 先ほど、キューバの話をちょっとしました。紙井議員もハザードマップをとらえて、地域の人たちときめ細かにつくっていただきたいと、その方向でいきますんで、私も安心はしているんですが、本当にこれは早急につくっていくべきであると思います。キューバの例、ちょっと挙げますね。2010年1月12日にカリブ海のハイチ共和国でマグニチュード7.0、震度6弱から6強の直下型地震が発生。非常に大きな被害を受けたんですが、また2005年の8月のハリケーンカトリーナで、非常に大きな打撃を、そのときもキューバは受けました。大体風速50メートル60メートルのすごい風が吹く地域でございまして、ただ、そういう大きな災害にたびたび見舞われている地域、国なんですけど、死者はほとんど出てないんです。日本だと出て当然だと思うんですけど、死者出てないんです、ほとんど。なぜかっていいますと、まずテレビの気象情報の24時間放送をやっている。人命を守るためのタイムリーな避難行動、それを実現するために、ハザードマップがきちんと作成されている。これを市民参加型でちゃんとつくっている。そういうことが非常に詳しく出ているらしいんですね。

ちょっとその内容を見てみますね。キューバっていうのは、災害危険地区を政府が把握して、定期的にチェックしている。国民が1,100万人、そのうち213万7,000人がダムの決壊や土砂崩れ、震災の危険度が高い場所で暮らしている。ちょっと日本では考えられないくらいの人たちが、そういう危険の高いところで暮らしている。だから、リスクがこの立地条件でなくて、またしっかりした家に住んでいるかどうかにもよってくる。向こうの人たちはハザードマップを地域ぐるみでつくってますんで、どこのうちは風速何十メートルの風が吹いたらだめになると、どこのうちは大丈夫だと。だから、ここは飛ばされたり、またつぶれたりしてだめになるけれども、こっちは大丈夫なんで、この地域の避難場所はここだと。非常に具体的に決めているんですね。当然それは、その中の一人ひとり、一軒一軒、全部その地域で網羅しております、それで対応している。そういう非常に細かな対応の仕方、キューバはこういう災害の多い国ですが、そういう被災者が出ないと。ですから、このハザードマップづくりというのは、いろんな方を確かに巻き込んで、しっかりとつくっていく、これが大事になるかと思います。これからの自治体におけるまた我が町における防災の方向性について、ちょっと何点か、私のほうからも提案をしてみたいと思います。

1点目は、このハザードマップをつくっていく中で、それを基本にとらえた土地の計画利用、これがどうしても大事になってくると思います。ですから、担当部署だけがこの情報を持ち、それだけで動くのではなくて、やはり土地計画からまちづくり、すべて含めてこのハザードマ

ップをきちんと活用した上で、安心安全な町をこれからつくっていくということが、まず1点、大事であろうかと思えます。このハザードマップもそうなんですが、紙井議員からもありました、いろんなパターンを過去最大の事例でつくっていくということが、非常に大事になってくるかと思えます。例えば、そのハザードマップにしましても、この自然災害は当然そうなんですが、それ以外に危険物施設のあるところ——阿見町にも何カ所かありますね、ガスのタンクが置いてあったり、うずらの中でいいますと朝日燃料庫があったり、すべて完全に安心安全って言い切れるかという、例の放射能、原発の件もありますんで、そういうこともすべて想定した上での、もしここでこういう災害が起こったらといったことを想定したハザードマップをぜひ加味してつくっていただきたいと思えます。

それと、防災会議、これに現在阿見町では、市民の防災組織の方は参加されてますでしょうか、ちょっとそれをお聞きします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい。自主防災組織の代表者の方が入っております。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。何名入ってらっしゃいますでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、自主防災組織の方は1名です。あと、区長会のほうからも1名入っております。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。ぜひ、いろいろと研修の場、また専門家を交えていろんなところで専門的な知識を得ながら、防災会議、これを充実したものにしていただきたいなと思えます。

それと、重複します。先ほど難波議員から紙井議員、で私と3人続けてやっておるんですが、ちょっとそれを総括して提案をしてみたいと思えます。

3点目に、地域社会におけるコミュニティーを基礎とした対策の推進ということで、町と地域組織による総合的な地区防災計画の作成、それと町によるコミュニティー防災推進のための環境整備、町によるコミュニティー防災活動への支援。

4点目に重点対策としまして、住民と生命財産に直結する対策、その推進強化ということで、住宅の耐震化促進対策と公共施設の耐震化対策。特にそういう危険度のあるところに関しましては、耐震化の問題等も含めて、災害が大きくなるように、ぜひお願いしてみたいと思えます。それとまた、低地、軟弱地盤地の耐震化対策、それと急傾斜地の土砂災害対策、これも阿見町では何カ所かあります。そして、この被害想定に基づく実際的な訓練の実施。各危

険度にあわせて、しっかりとこのハザードマップを作成し、実践訓練を行っていただきたい。その他にしまして、対抗支援について検討する余地はありますでしょうか。対抗支援、御存じでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 大変申しわけございません。ちょっと対抗支援の意味がわかりません。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） これは、スタートは中国なんですけど、要は被災した県と被災してないところ、要するに離れた地域の自治体同士がお互いに災害協定を結びまして、何かあったときに、今回も各自治体の事務機能ができないくらい、役場の職員も一緒に被災に遭い、建物もだめになり、いろんなものが、人の命もその拠点もだめになって、その事務事業ができない。そのときに、被災してない遠くの同じような大きさの形態の自治体と支援を結んで、その事務事業の手伝いをする。ですから、今回仙台は神戸市がこの対抗支援で入って、罹災証明書からいろんな事務事業の補助をして自治体を助けてまいりました。ですから、この阿見町におきましても、できればそういう経験のあるところと結んでいくのが一番いいと思いますし、近隣ではなくて、やはりそういう大きな災害があっても、そういうところと結んだところと同じような被災を受けない、ちょっと離れた自治体と友好関係を結びながら、何かあったときは、その自治体レベルでの支援をできるような、そういう政策であります。ですから、例えばそういう1つの担当部課の課長と職員が行けば、向こうでそのまま移行して、その職責で責任を持って仕事を補助することができるということなんで、ぜひこれを推進してまた検討していただきたいと思うんですが、この点はいかがでございましょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） ちょっとその対抗支援の中身っていうのがですね、今ちょっとお話を聞きましたところ、通常の災害協定に基づく応援とかそういった協定ではなくて、さらに踏み込んで、何て言うんですか、職員交流とかそこまでというようなことだということで、ちょっと今初めてわかったんですが、仙台市と神戸市の事例を参考に研究してみたいと思いますが、災害時のそういった協定につきましては、自治体のほうと今回の災害を教訓にしまして、締結を考えてはおります。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。阿見町は水害の心配もそんなにあるわけでもなく、大きな地震があっても、スペース的にありますんでね、そういう心配はないんじゃないかと言うんですが、その想定を覆すことが現実には結構起きますので、やはり、これもし

っかりと事前準備で予防対策として進めていただければと思います。

最後に、災害に弱い町、そういう都市をつくってしまうと、非常にその後、自治体の経済状況が厳しくなります。兵庫県の芦屋市、阪神淡路大震災の前、そのときは非常に日本有数の裕福な自治体で、財政力指数が大体1.5とか6とかある自治体が、この震災直後たしか0.6くらいに落ちたはずなんです。そうしますと、そのときに財政力指数が1.0を超えてますと、政府の補助が非常に少ない、おりてこない。それを全部自前でやらなきゃいけない。なったときにどうなのかっていうと、もういまだに尾を引っ張って、まだ0.8いったかどうかそのくらいだと思うんです。この前、決算カードを見たときには。ですから、本当にこれはその地域に住む住民にも非常に大きな経済的負担、またかけてしまう部分もありますので、ぜひ、この防災計画の見直しの中で、しっかりと災害に強いまちづくりへって、本当に住民と財産を守る、そういうまちづくりをぜひ、議会のほうも議員のほうもしっかり勉強して、そういうものの政策をしていくのにもしっかりと協力してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

○議長（佐藤幸明君） 2点目は。

○3番（川畑秀慈君） あ、ごめんなさい。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） 済みません。LEDを忘れておりました。LED、先日うちの店もLEDに全部交換いたしました。蛍光管約100本。もう2年以上前に私LEDの質問して、町のLEDの促進に、CO<sub>2</sub>削減、また電力にかかる費用の削減にぜひ進めていただきたいということと言ったんですが、その後のLEDの推進状況、その点、今計画はどうなっていますでしょうか。前回、前々回とさんざん詳しい話はしましたんで、単刀直入に聞きたいと思ひます。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） LED照明についてということで、前に、本当に2年前ということで、私もやはり節電っていうかそういうものに対してLEDを使っていくべきだっていう考えを、あのとき、川畑議員ともちょっとお話した経緯があります。そういう中で、LED照明の設置計画と進捗状況はどうなのかということ、この質問にお答へしたいと思ひます。

LED照明については、長所として、従来の蛍光灯に比べて消費電力が約60%程度と少なく抑えられる上、寿命は約3倍以上の4万時間、年数としては約10年間という長寿命であることが最大の長所です。また、熱線や紫外線が少ないこと、調光、点滅が自在なこと、機器の小型化が可能なこと、屋内外を問わず幅広く使用することができる、こういう長所が上げられます。

このようなことから、節電による省エネや交換回数が少ないことによる廃棄物の減少等、環境への貢献ができるため、地球温暖化対策の具体策の1つとして注目されている。そういうところでございます。

反面、短所としては、LED照明は直流であるため、蛍光灯から交換するには、交流から変換するための電気工事が伴うこと。約1万円程度に値段が下がってきている製品もありますが、蛍光灯の約400円と比較すると、依然としてまだ高価であること。重量については、直管型LEDは蛍光灯の約2倍の重量があるため、落下防止策を講じないと、地震や振動による落下の危険性が懸念されること。また、それらの策を講じた器具一体型の直管型LEDになると、既存の蛍光管器具との大きさが異なるため、大きく差が出てくるということですね。天井の改修工事が必要なケースも発生するかもしれません。ほかにも、蛍光管と比較して、光の量が少ない、直下照度が低いなどがデメリットとして上げられる状況ですね、今。

以上のように、採算面、安全性及び性能面を含めて、総合的に判断すると、全面的に蛍光灯を入れかえるには、ちょっと慎重な判断が必要かなとは思われますが、やはり原発事故によるエネルギー政策の転換により節電対策が求められている中、行政の使命としては、やはりある程度のコストをかけても、取り組まなければならないと私は強くこれは考えております。

5月31日に開催された経済産業省の産業構造審査会消費経済部会第16回の小委員会において、既存の照明器具の代替えとなることが予想されるとされており、研究開発が進み、蛍光管の代替え照明としての機能を兼ね備えてきております。省エネ効果もあり、環境への配慮にも貢献できることから、地球温暖化対策として有効であること、そういうことが判断できますので、今後、啓発のモデルケースとして、町民に見える形ということで、役場の1階フロア——まあ、8時間以上は使えるようなそういう場所にやはり取り組んでいけば、必ず経費の削減、なるべくなら5年ぐらいの中で償却できればなあと、そういう考えを今、持っております。

進捗状況については、平成21年度には、役場庁舎東側部分の給排水設備改修工事にあわせて、役場庁舎東側の1階から3階の男女トイレのダウンライトについてLEDを使用いたしました。平成22年度には、役場庁舎1階フロアの総合窓口化によるレイアウト改修工事にあわせて、課名や取り扱い業務を表示しているサインの照明にLEDを使用しています。平成23年3月には、保育所待機児童の解消を目的としたうずら出張所内の保育室新設工事にあわせて、うずら出張所の全部の照明をLED及び省エネ型照明に交換いたしました。

LED照明の設置に関しては、節電という省エネによる地球温暖化対策として有効であることは認識しておりますし、町が町民や事業者に対して、積極的に省エネという地球温暖化対策に取り組んでいこうという姿勢を見せることは大事だと思いますので、今後もこのように施設の新設及び改修計画等にあわせて、LED照明のみならず省エネ型の照明の設置を推進してい

きたい。

やはり、今からどんなことをしても、なかなかこの原発の問題はすぐにはやまないと思いますので、やはり節電ということが一番のキーワードにしてですね、いかに省エネをやっていくかと。やはり自然エネルギーをどうやって使っていくかとか、そういうことも考えながらやっていきたいなど、そう思っております。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。確かに費用対効果またお金も非常にかかる部分でもありますので、非常に使用頻度の高いところ、また改修のタイミング等、はかりながら、ぜひ進めていただきたいなと思います。

これは2年前の初めての質問のときのお話になるんですが、あえて詳しい話はそのときしなかったんですけども、あのときの提案をしたときは、実は、カタログをお渡しした環境課長に、また総務課長にも渡しましたが、あそこの会社と連絡をとって、もしこのLED照明つける気になれば、町の費用負担は0円でつけられた可能性はあるんです。ですから、こちら側のいろんな情報を提供したときには、ぜひ後回しにしないで、そこに私、口出してどうこうやると、変なところにひっかかっても嫌なものですから、そこは役場の担当課のほうでいろいろ研究していただいて、やはりいかに経済的に財政的に負担少なくて、そういうものがいち早く進めて、消費電力の削減、またCO<sub>2</sub>削減のために、またその環境に優しい、そういう町をつくっていくための1つの起爆剤としてね、ぜひ、町としても取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（佐藤幸明君） これで、3番川畑秀慈君の質問を終わります。

次に、6番久保谷充君の一般質問を行います。

6番久保谷充君の質問を許します。登壇願います。

〔6番久保谷充君登壇〕

○6番（久保谷充君） 皆さん、こんにちは。通告により、公共施設等の植栽維持管理について質問をいたします。

今回の3月11日に起きた東日本大震災の際、町道を車で回ってみたところ、街路樹の高木が倒れそうになって、大変怖い思いをしたという話を聞きました。町道の街路樹の植栽のあり方は、本当に今のままでいいだろうかという疑問を持ちましたので、質問させていただきます。

まず初めに、植栽維持管理の予算の面から伺います。

荒川沖寺子線の沿線の植栽、阿見吉原工業団地にあるアウトレット周辺の南地区、西地区や、その他の公園、道路の開発整備によって、植栽の維持管理費が増大していくのではないかと思います。

います。植栽を維持するために発生する作業を外部に委託を依頼していると思いますが、どのような発注の仕方をしているのか、また、平成21年度、22年度の植栽維持管理に関する決算額及び平成23年度予算額は幾らになっているのか、伺いをいたします。

次に、植栽の維持管理について伺います。

植栽を増やすのは大変よいことだと思いますが、木には、時がたつにつれ大きくなるのが当たり前で、増やせば増やすほど、維持管理に予算が増大すると思いますので、道路には高木よりもツツジなどの木を間隔をあけて植栽してはいかがでしょうか。また、阿見町のメイン通りであるさわやかセンターわきが放棄地みたく草が1メートル以上に伸びているので、1年中草が伸びないように管理しなければならないと思います。その他にも茨大通り、井関前の通りにツツジが咲いているときに草が伸びているので、もう少し早く、花が咲く前に草をきれいに取り管理できないのか。また、桜などの大きな木に関しては、業者に依頼するしかないと思いますが、草刈りなどの作業は別な方法で維持管理できないのか。

次に、里親制度は町民の皆さんによく知られていない制度だと思いますが、公園等の里親制度で管理しているところは何カ所あるのか。里親制度は町民の皆様に制度をよく理解していただき、植栽をもう少し興味をもっていただき、地域の公園等に愛着を持ってもらうことによって、地域の交流の場として有効活用していただけるようになるのではないかと思います、いかがでしょうか。

そして、里親制度に協力していただけることによって、今までかかっていた予算も削減できるのではないかと思います。いかがですか。

次に、景観について伺います。

植木の3原則は、風景観、時代観、枝葉形態の美と聞いております。風景観は周りの風景に植栽がマッチしているかどうか。時代観はその樹木がどのくらいの歴史が刻み込まれているかを見せるために、木の根元を見せなければならないということです。枝葉形態の美は、枝葉が美しいかどうかです。阿見町の茨大通り、井関前の通り、さわやかセンターの通りは、ツツジ、サツキが桜の根元に植栽されていますが、これは植栽方法としては間違っていると思います。植栽アドバイザーなどからアドバイスを受けて、阿見町全体の植栽のあり方を考えてみてはどうかと思いますが、どうお考えでしょうか、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 久保谷議員の6点の公共施設等の植栽維持管理について、これに6点ほどありますので、6点お答えいたします。

まず1点目の、植栽管理に対しての年間予算は幾らかについてであります。

町全体の公共施設における植栽管理及び草刈り業務に係る過去3年間の決算及び決算見込み額並びに本年度予算額について申し上げます。

まず平成20年度の実績としましては、植栽管理が6,263万円、草刈り業務が6,381万円、合計1億2,644万円であります。平成21年度は、植栽管理が6,609万円、草刈り業務が6,333万円、合計で1億2,942万円。平成22年度の決算見込みでは、植栽管理が6,628万円、草刈り業務が6,838万円、合計で1億3,466万円。また、本年度の予算額では、植栽管理が6,782万円、草刈り業務が7,153万円、合計で1億3,935万となっております。

次に、2点目の、植栽の管理はどのようになっているのかについてですが、道路の植栽については、都市計画道路等の幹線道路を中心に、基本的に高木の剪定を年1回、低い木の刈り込みを年2回実施しており、樹木が通行の妨げとならないように対策を講じております。公園の樹木については、総合運動公園や南平台地内の公園等の大規模な公園と、開発公園等の小規模な公園とでは異なります。大規模な公園については、1年を通して管理業務を委託しており、高木の剪定はおおむね3年に1回の周期で、低木の刈り込みは年2回程度を基本として、担当職員による現地調査に基づいて剪定する樹木を決定し実施している状況であります。また、小規模な公園については、枝葉が繁茂し過ぎた樹木や、公園利用及び隣地に影響を及ぼす樹木を担当職員が定期的に確認を行い、常緑樹と落葉樹で分類し、適切な時期に剪定を実施しております。

また、役場庁舎など敷地内にある植栽については、適切な時期に除草、剪定、消毒などの管理ができるよう、管理業務を委託しております。

次に、3点目の、植栽を増やすのはいいが、樹木は大きくなるのが当たり前で、増やせば増やすほど維持に予算がかかると思うがどうかについてですが、そのとおりだと思います。

樹木の剪定等の費用は、樹木の高さ、本数により予算がかかります。しかし、新たな道路や公園の整備に伴い樹木が増加する中で、さらなる安全性の確保や緑豊かで良好な都市景観を維持していくことは重要であります。

このような環境を整えていくためには、各施設の状況を把握した上で、長期にわたる統一性を計画性を持った管理手法等を構築していくことが必要であることから、今後、町独自の植栽管理マニュアルの策定に向けて検討してまいります。

次に、4点目の、大きな木に関しては業者に依頼するしかないが、草刈りなどの作業は別な方法で維持管理ができないのかについてですが、昨年度まで、道路、公園、調整池等の草刈り業務を各担当課で発注し行ってまいりましたが、今年度から機構改革により、都市施設管理課で行うようになりました。これからは、委託する管理業務の内容等を考慮し、民間業者に委託

するだけでなく、里親制度の活用や高齢者の有効活用の観点からも、町シルバー人材センターへの委託なども含め、植栽の管理の適正化と経費の削減に向けた管理方法を検討し、積極的に進めてまいります。

次に、5点目の、公園等の里親制度で管理しているところは何カ所あるのかについてです。

公園等里親制度は、町で管理する公園緑地の公共施設において、ボランティア活動を行うことにより、公園緑地施設の保全や美化に対する町民意識の高揚、また愛着心の向上を図り、かつ良好な地域コミュニティの形成に寄与することを目的に、平成17年4月1日から施行されました。現在、公園緑地里親制度で16公園と2カ所の緑地がボランティア活動により、除草、芝刈り、ごみ拾い等を行っております。

次に、6点目の、道路沿いに桜の木のほかにはツツジまたはサツキが両方あるが、景観として両方必要か、植栽アドバイザーからアドバイスを受けてはどうかについての質問にお答えいたします。

道路の植栽は、景観の向上や交通騒音の低減、大気浄化等の生活環境の保全を図るとともに、自然環境の保全等に資することを目的として計画的に植樹を行っていくことが必要とされています。阿見町における主な道路植栽につきましては、幹線道路としての位置づけにあります。都市計画道路の市街化区域内の区間を中心に植樹しており、地域の状況や周辺施設とのバランス、歩道の幅員等によって、高木と低木の組み合わせや高木のみにするなど、道路緑化の目的に沿った植樹を行っております。

樹種につきましては、阿見町のイメージや地域の特性等を考慮し、路地ごとに選定しております。例としましては、茨城大学前から県立医療大学までの区間については、阿見町の木であります桜で統一し、町の中心部としてのイメージを高めるため、サツキ、ツツジ等の低木をあわせて植樹しております。

また、新市街地として、商業や居住の拠点を担う本郷第一地区についても、良好な景観を確保するため、高木と低木を組み合わせ植樹を行うとともに、住宅地を考慮して、害虫がつきにくい樹種を選定するなど、それぞれの状況に応じた植樹を行ってきました。

このように、道路植栽は良好な市街地を形成する上で重要な施設であります。しかし、その一方で、先ほどの質問にもありましたように、維持管理が大変であることも事実であります。今後、新たな道路植栽を計画するに当たりましては、来年度に策定を予定しております植栽管理マニュアルで維持管理等の基本方針を検討し、必要に応じて、久保谷議員からの御提案のありました植栽アドバイザーからのアドバイスを受けるなどして、道路植栽が持つ意義と適切かつ合理的な維持管理と総合的な条件を考慮して検討していきたいと思っております。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番(久保谷充君) 茨大通りとさわやかセンターの通りに桜とツツジ、サツキが植わさっておりますが、高木と低木の話なんですけど、年1回と2回って話ありましたが、あそこも桜の木が植わさってんですけど、あれも年に1回管理しているのどうか、お聞きします。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長(横田充新君) はい、お答えします。さわやかセンター前につきましては、特に道路とかそれから歩道のほうに出っ張っているようなところは、そういう通行の妨げになるようなところは剪定しておりますが、桜ですので、あんまり極端な剪定はしていない状況です。

○議長(佐藤幸明君) 6番久保谷充君。

○6番(久保谷充君) そうしますと、何ですか、剪定をしてもしなくてもこの予算はいつも同じなんですか。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長(横田充新君) はい、お答えします。当然、剪定しなければ、設計して発注しておりますので、当然、剪定、暴れているようなことがなければ、当然そこは設計しないということになりますので、発注は。ですから、低木のツツジだけというときもございます。

以上です。

○議長(佐藤幸明君) 6番久保谷充君。

○6番(久保谷充君) 昨日ちょっと岡崎のほうかな、あっち余り行かなかったもんで、よくあれを見てなかったんですけど、前の通りにもツツジ、サツキかな、植わさっておりますが、いまだ草も、花終わったのに草取ってなくて、物すごくね、何というか景観があれでいいというふうに思わないんですが、先ほどもこの質問の中に入れておりますが、もうちょっと早くそういうやつを発注するなり何かの方法でそれはできないのかどうか、伺います。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

〔「県道だよ」と呼ぶ者あり〕

○6番(久保谷充君) あれ県道なの。

○都市整備部長(横田充新君) 今あったように、県道は基本的には県が、県道、国道は基本的には県が管理することになっております。町道につきましては、ほとんどの剪定業務、管理業務は発注してございます。

○6番(久保谷充君) あれ、娯衛門の通りもそうか。

〔「そうそう」と呼ぶ者あり〕

○6番(久保谷充君) あ、そうか、済みません。済みませんです。

○議長(佐藤幸明君) 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） それではですね、今現在、植栽維持管理その他、これどこの課で管理しているのか、何カ所もあると思いますが、その課をちょっとお願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えします。先ほど町長の答弁の中にもありましたように、今まで道路の維持管理は都市施設管理課、行政改革によりまして、管理のほう一元化してございます。その管理課のほうで、今まで下水道なんかの敷地、ここの草刈りとかですね、調整池の管理ですね、そういうものも管理のほうは一元化しております。ただ、施設のあるところは、基本的には施設長が管理をするということになります。当然、さわやかセンターなり、各地区館、そういうものは施設長が管理ということで、道路それから公園それから都市排水路、下水道の排水路の敷地内の草刈り等は、都市施設管理課のほうで一元化になりましたので、今までそれぞれ各課で出しておりましたんで、今度はまとめてやるとか、そういうことも含めて、より合理的な発注方法を検討していきたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） 私が、先ほども質問してますが、一番本当にね、気になってるのが、さわやかセンターのわきの何ですか、まい・あみまつりとかやるところのあそこが物すごくこんななっちゃっているわけですよ。その前に、もう本当に阿見町の一番メインでありますし、ああいうところは管理するのっていうか、もう何ですか、機械さえあれば、私でも幾らでも協力してやるようなことができますんで、そういうような方法でね、本当に年中、大きくなる前にね、刈ればもう管理しやすいんですよ。だから、そういうことをやっぱりあれするには、そういう公園とかそういうやつも全部ね一元化しながら管理をするというのが第一じゃないかなというふうに思ってるんですが、その辺もひとつよろしくをお願いします。

○議長（佐藤幸明君） 要望。

○6番（久保谷充君） 要望じゃない。だからどういうふうに、だからそういうふうにしてもらいたい。お願いできますか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えします。先ほど申しましたように、そういう道路、公園等の管理が一元化になりましたので、より合理的な、また時期につきましても、検討して来年度から、そういう予算のほうに反映してしていきたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） 予算のあれなんですけど、本当に私が話してましたように、年々ね増加してますんで、本当にこれからもやっぱりいろいろそういう面では、道路も延伸したり、あと区画整理事業とかね、中とかね、県のやっている。ああいうやつもこう、町のほうの形

になるというふうに思いますんでね、それよっく、やっぱりこれから本当に管理しやすいようにいろいろと町のほうで予算があんまり年々増えないような形で管理していただくような形でお願いして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤幸明君） これで、6番久保谷充君の質問を終わります。

---

#### 休会の件

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、6月17日から6月23日までを休会にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

---

#### 散会の宣告

○議長（佐藤幸明君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 2時30分散会

第 4 号

[ 6 月 24 日 ]

## 平成23年第2回阿見町議会定例会会議録（第4号）

平成23年6月24日（第4日）

### ○出席議員

1番	佐藤幸明君
2番	平岡博君
3番	川畑秀慈君
4番	難波千香子君
5番	紙井和美君
6番	久保谷充君
7番	石井早苗君
8番	柴原成一君
9番	浅野栄子君
10番	藤井孝幸君
11番	久保谷実君
12番	吉田憲市君
13番	小松沢秀幸君
14番	倉持松雄君
15番	大野孝志君
16番	櫛田豊君
17番	諏訪原実君
18番	細田正幸君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君		
教	育	長	青山壽々子君	
消	防	長	川村忠男君	
総	務	部	長	坪田匡弘君

民 生 部 長	横 田 健 一 君
生 活 産 業 部 長	篠 崎 慎 一 君
都 市 整 備 部 長	横 田 充 新 君
教 育 次 長	竿 留 一 美 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	宮 本 寛 則 君
総 務 課 長	篠 原 尚 彦 君
企 画 財 政 課 長	湯 原 幸 徳 君
社 会 福 祉 課 長 兼 福 祉 セ ン タ ー 所 長	岡 田 稔 君
児 童 福 祉 課 長	高 須 徹 君
道 路 公 園 整 備 課 長	湯 原 一 博 君
水 道 課 長	坪 田 博 君
学 校 教 育 課 長	黒 井 寛 君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	小 口 勝 美
書 記	大 竹 久

平成23年第2回阿見町議会定例会

議事日程第4号

平成23年6月24日 午前10時開議

- 日程第1 議案第43号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について  
議案第44号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部改正について  
議案第45号 阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第46号 平成23年度阿見町一般会計補正予算（第1号）  
議案第47号 平成23年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第48号 平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第49号 平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1  
号）  
議案第50号 平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1  
号）  
議案第51号 平成23年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第52号 平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議案第53号 平成23年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議案第54号 土地の取得について
- 日程第4 議案第55号 町の区域の設定について
- 日程第5 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査に  
ついて

午前10時00分開議

○議長（佐藤幸明君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

議案第43号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第44号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第45号 阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

○議長（佐藤幸明君） 日程第1、議案第43号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第44号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第45号、阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、以上3件を一括議題といたします。

本案については、去る6月14日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長浅野栄子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長浅野栄子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（浅野栄子君） 皆様、おはようございます。

ここ数日前から真夏のような暑さが続いております。しかも省エネ、節電のダブル対策により、議場も一段と熱気が増しているようでございます。それでも、涼しいお顔をされた皆様、傍聴席の皆様含めて、悪条件を物とせず、御参会御苦労さまでございます。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果を、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は去る6月17日、午後2時に開会し、午後3時44分まで、慎重審議を行いました。出席委員は6名の全員参加でありました。佐藤議長の出席をいただき、議案説明のため執行部より天田町長を初め関係職員18名、議会事務局から局長以下1名の出席をいただきました。つけ加えまして、当日9名の傍聴者がございました。

初めに、議案第43号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正についての審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑あり。

阿見町保育所設置運営法人選考委員会の設置ですが、これは今度本郷のところにできる保育所のことだと思うが、今まで阿見町では、あゆみ保育園と曙にある民営化の保育園があるが、そのときはどのようにしていたのかという質問に対して、現在、民間の保育所が2カ所あり、1つ目に、保育所整備したあゆみ保育園の事業開始については、保育所の設置運営をしたいという要望書が出され、阿見町幼児施設運営協議会で協議し、当時は教育委員会学校教育課が事務局になっていた。

そして、2つ目の阿見ひかり保育園は、町立の青宿保育所・曙保育所の老朽化対策の移管先という限定をし、このときは民生部児童福祉課が担当し、阿見町曙保育所・青宿保育所移管先法人選定委員会を設置し、この中で協議を行ったという経過があり、今回、荒川本郷地区に民間保育所を誘致するに当たっては、前者の協議会が廃止されたり、学校教育法の改正や手続上の変更があったりしたので、新たな協議会を設置することになったということですが、今後、阿見町は民間保育所の整備、誘致を推進していくような方針があるので、民間保育所の設置運営の主体となる法人の選定については、より公平で適正な選定をするに当たって、外部からの人材を入れた中で、このような委員会を設置し図ってまいりたいという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第43号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第44号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑あり。

43号に伴う44号だと思うが、答弁があったように、外部からも委員をとということであったが、この構成委員の数、そしてまたどのようなメンバーを考えているのかという質疑に対して、選考委員会は、学識経験者、会計に関して専門知識を有する方、町職員のうち町長が指名するもの、その他、町長が適当と認めるものということで、7人以内で組織するように定め、具体的には大学の保育関係の教授、公認会計士、そして町長が適当と認めるものという中では主任児童委員の代表、職員の指名では民生部長、企画財政課長、町立保育所長の代表と考えているとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第44号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、全委

員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第45号、阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についての審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第45号、阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第43号から議案第45号までの3件についての委員長報告は、原案可決であります。本案3件は委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第43号から議案第45号までの3件は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第46号 平成23年度阿見町一般会計補正予算（第1号）

議案第47号 平成23年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第48号 平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第49号 平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第50号 平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第51号 平成23年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第52号 平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第53号 平成23年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第2、議案第46号、平成23年度阿見町一般会計補正予算（第1号）、議案第47号、平成23年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第48号、平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第49号、平成23

年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第50号、平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第51号、平成23年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第52号、平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第53号、平成23年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）、以上8件を一括議題といたします。

本案については、去る6月14日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○総務常任委員会委員長（川畑秀慈君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、総務常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は6月17日午前10時2分に開会し、午前10時44分まで、慎重審議を行いました。出席議員は5名で、議案説明のため執行部より天田町長を初め関係職員12名、議会事務局2名の出席をいただきました。

委員会の席上、議案審議に入る前、榊田議員より調査委員会について発言があり、榊田議員は退席いたしました。

それでは、改めまして、総務常任委員会に付託されました議案につきまして御報告申し上げます。

初めに、議案第46号、平成23年度阿見町一般会計補正予算（第1号）うち、総務常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、企画事務費の調査委託料、これはどういう内容かという問いに対して、道の駅の調査委託の関連です。道路交通調査の資料がアウトレット開業時の平成21年の7月9日から3日間で、アウトレットが開業した時点での交通量調査のため、実態とそぐわない面がある。そこで、改めて緊急雇用創出事業で100%県のほうからの補助金をもらって、再度町内の10地点の交通量の調査とアンケート調査をするためです。アンケートは、予科練平和記念館の来館者とアウトレットの来客者とそれに臨時観光物産館に来る来客者、その3カ所で利用動向調査も含めて行っていくという答弁がありました。

次に、質疑を許しましたところ、調査は何人の人を頼んで、どれぐらいを見積もっているのかという問いに対して、7.5人です。4カ所はビデオ撮影で行う。その後、臨時雇用した人たちがそのビデオを見て、1週間ぐらいかけて道路の交通状況をはかる。新規雇用で5名程度を

考えております。それと、ヒアリングが3カ所ありますので6名程度になると思いますと答弁がありました。

次に、質疑を許しましたところ、アンケート調査はヒアリングでどのようにやるのかという問いに対して、用紙に丸をつけてもらう。その内容は、居住地、来訪手段——何で来たのか、自家用車なのか、他の交通機関なのか、あるいはその最終目的地はどこなのか。あと、阿見町の観光に求めるものは何かとフリーハンドの部分に当たるとは思います。そういうサンプルを1,800程度集めようと考えていますと答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第46号、平成23年度阿見町一般会計補正予算（第1号）うち、総務常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（佐藤幸明君） 次に、民生教育常任委員会委員長浅野栄子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長浅野栄子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（浅野栄子君） 先ほどに引き続き、御報告申し上げます。

議案第46号、平成23年度阿見町一般会計補正予算（第1号）うち、民生教育常任委員会所管事項についての審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑あり。

初めに、スクールライフサポーター活用調査研究委託金、茨城学力向上サポートプラン事業、東日本大震災に係る保険者支援金とは、この3点についての説明をという質問に対して、まず、スクールライフサポーター活用調査研究委託金というのは、本郷小にスクールライフサポーターが県から派遣されているので、その委託金で、子供たちの悩みを聞いてくれる女性が1人いるということです。

茨城学力向上サポートプランは、2年前から行われている茨城県の事業で、全小学校の4年生を対象として、夏休み中5日間、算数を中心として勉強を教える。そのときの報酬です。

東日本大震災に係る保険者支援金19万円は、3月11日に発生した東日本大震災における被害に対して、茨城県国民健康保険団体連合会から全市町村への復興のための災害支援金としての歳入であるという答弁がありました。

次に、給食センターの整備事業についての質問がありました。PFIにこだわっているわけではないが、よりよい効率的な建築をしてほしい。いろいろな理由をつけて公設民営の方法で……。だけど、PFIの事業範囲の設定というところでも、運營業務の中で、これは公共がやる部分だよ、民間がやるのはこの部分だよという表があり、そこに献立作業業務・食材調達業務・研修業務は公共がやると書いてあり、民間でやるのが調理業務と配送回収業務となって

いるので、この意味からすると、柔軟性もあるわけなので、特に公設民営が柔軟性があるとか、役場の職員が入っているいろいろしやすいとか、そういう意味はわからない。P F I が最もいいという説明を受けて、議員も皆納得をし、予算も3年間通して予算や調査費を出していたのが無駄という形になっている。P F I と公設民営それから自校方式、これを経費から業務の効率面から一括した表にして、メリット・デメリットを出してほしい。でないと、比較のしようがないではないかという質疑がありました。

これに対して、基本的に川田町長のときに出した部分はP F I の要求基準書の抜粋で、今回の公設民営は、その構想を活かしている部分であり、あくまでも資金だけの問題で、資金を民間で活用するのか、それとも低金利の起債に借り入れて補助金を入れてやるのかという部分で、ホームページには要求基準書が200ページ出ていて、いつでも見ることができます。そして、構想を活かして今回設計をしているわけであると、給食センターをつくるんですと力説。事業方針は変わったけれど、何らそれは変わっていないという答弁がありました。

何ら変わっていないのならP F I でもいいんじゃないのという声があり、これに対して、柴原議員の一般質問に町長が答弁したとおりで、17年先まで債務負担行為で契約してしまう長期契約で責任持てるかという部分もありますと答弁。

そして町長から、町長になって一番心配したのは、やはり17年という長い年月を1つの民間企業で経営母体が決まったら、その中で全部決まってしまう。そういう経営母体では、食に対して非常に難しいのではないかと。17年後、どれだけ生徒がいて、この学校給食を使うのかということになると、今でも5,000食が線引き、分岐点であるといっても、現在4,500か六百ぐらいで、今回、民間の保育所であればまた減っていくし、人口等も減っていく状況の中では、やはり民間は利益が出なければ運営するのはなかなか難しい。そうすると、損の部分はどんどん行政のほうに負担が来ると思っているし、学校給食は児童生徒の心身の健全な発達とかが一番の目的で、学校教育の一環だと思うので、そういう意味では公設民営のほうがベストだと思っている。そして、結城市の給食センターを見てきて、働いている人の話から、民間ではやっぱり非常に厳しい。学校給食に係る経費の削減は公設民営のほうができるんだとか、建設事業においては起債とか補助が、町がいろいろな補助を使いながらできる。入札においても分離分割それぞれの部門で競争させていく、そういうことで少しでも安くということが出来る。そういう思いがすると。また、町長になって急に変わったことで疑問を持っている、癒着があるなどのうわさがあるが、P F I より公設民営、これがやっぱりこの阿見町今後30年を見渡した中で、子供たちの食育に対しては、これが一番ベストだと思っているとの答弁もありました。

この後、P F I と公設民営、両方式に対する質疑応答、白熱した部分がありましたが、大変長時間となりますので、内容はただいまの報告の中に織り込まれておりますので、省略させて

いただきますので御了承ください。

続いて、うずら出張所の内装工事についての質疑があり、その中で、23万1,000円の減額の内容と、工事のいわゆる省エネ対策、環境対策について、どういう効果を見込んでいるのかという質疑に対して、23万1,000円減額の内容は、うずら出張所内の事務室内の照明80本のうち24本分の取り替え工事の計上分だったが、待機児童対策として空き会議室を有効活用して、施設の改善、模様替えを行った際、すべて80本を取り替えたので、当初予算24本分23万1,000円が減額になったということ。

それと、効果としては、5月分の電気料金が3万9,000円で、今までの月平均の料金が4万5,000円だったので、トータル的には6,000円安くなった。そして、待機児童対策として、早期保育から時間外保育をやり、長時間になったにもかかわらず、結果的に安かったという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論あり。

一般会計補正予算について反対討論。まず、議会が納得したものを、拙速変更した工事方式。3年間で3,000万近くの業務委託料を支払っており、さらに4,800万を計上している。また、町職員の対応にも問題があり、いいと言っていたものを急に方針を変えるなどで、今回の補正予算には反対する。

続いて、賛成討論がありました。いろいろ出ています給食センターに関して、昨日センターを見てきたが、非常に悲惨な状態である。災害の被害も大きく出ており、臭いはとんでもない状況で、あの中で食品をつくっていると思うとぞっとする思いがした。じゃあ、急いで何でもいい状況でやっていこうというわけにはいかない。比較対象を出すということもあったが、この期に及んでは、25年9月からスタートするにはもたもたできない。また長く先延ばしになってしまう。調べてみたら、当時、PFI、1994年の7月に日本の中でPFI法が施行されスタートしたけれど、イギリスのPFI方式を取り入れた、その仕組みがよく理解されていなかったということがわかった。PFIで給食センターをつくった事例はあるが、最近では、PFI法では問題があることがわかってきて、だんだんと公設民営あるいは自校方式と変わってきている。PFI法であれば、海外ではいろいろな調査をするのに民間を入れてやっているが、日本はそれがないので、官民が癒着する傾向がかなり大きいということがある。また、海外では、整備費の分割払い——割賦払いを禁止しているが、日本はそれをすり抜けて割賦払いをしているということがある。海外で禁止されていることを日本はやっているため、非常に悪化して財政破綻をしている市町村が増えてきていることも、調べた上でわかった。経済破綻につながるおそれもあるということもわかった。そういったことから、どちらがいいのかと調べてみたところ、やはり公設民営、公設だと役場の中で口に入るもの責任をとっていく。それは保護者に

とって非常に安心ができることである。やはり公設民営の中で進めていく。早急に取り組んで、子供たちの口に1日でも早く安心な食べ物を入れてあげることが必要なのではないかという結論に達した。したがって、一般会計補正予算に対して賛成するという意見がありました。

続いて、反対討論がありました。だれもが新しいもので食べさせたいと思っていると思うが、一度つくったら30年から40年使うと、そんなことを考えれば、もっといろんな議論があってもよいのではないか。PFIからなぜ公設民営に変わったのか。突拍子もなく出てきた話だから、そのところが最初つまずいてしまったことが原因だと思う。だから、一度白紙に戻し、本当にいいのは何なんだろうか、そういうことを話し合う時間があってもいいのではないかと思うので、この部分について反対するという賛否の討論がありました。

討論を終結し、採決に入り、議案第46号、平成23年度阿見町一般会計補正予算（第1号）うち、民生教育常任委員会所管事項につきましては、起立少数により、否決いたしました。

続きまして、議案第47号、平成23年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第47号、平成23年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第51号、平成23年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第51号、平成23年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第52号、平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第52号、平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会付託案件につきましての経過と結果でありました。1時間44分の凝縮でありますので、言い尽くせなかったところは御理解いただきたいと思います。

以上で委員長報告とさせていただきます。

○議長（佐藤幸明君） 次に、産業建設常任委員会委員長柴原成一君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長柴原成一君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（柴原成一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告いたします。

当委員会は6月20日午前10時から午前11時20分まで、審議を行いました。出席委員は6名で、議案説明のため執行部より天田町長を初め関係職員14名、議会事務局2名の出席をいただきました。

まず、議案第46号、平成23年度阿見町一般会計補正予算（第1号）うち、産業建設常任委員会所管事項の質疑を許しましたところ、集会施設整備事業、計300万円の場所及びどの辺を直したのかという質問があり、レイクサイドタウンの集会施設の一部にひびが入っているので修繕いたしますという答弁がありました。

また、道路新設改良事業で1,361万円を削減した理由はという質問があり、三区・上長地区の地区全体の計画を見直すということで、400メートルの計画を200メートルに見直したものですとの答弁がありました。また、公共土木施設災害復旧事業の詳細を教えてほしいという質問があり、国の災害復旧補助金を申請し、今回採択されました。場所は朝日中学校から筑見団地へ向かう道路。2カ所目が実穀近隣公園の池のわきの道路。3点目が実穀近隣公園へ入る砂利道ですとの答弁がありました。

また、道路新設改良費の中の補償金1,190万円はどこに使ったものかとの問いに、予算決定後に実施設計したところ、補償物件が予定より増えてしまったということです。場所については、飯倉二区、若栗、上本郷、二区北等がありますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第46号、平成23年度阿見町一般会計補正予算（第1号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第48号、平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第48号、平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第49号、平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第49号、平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

議案第50号、平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第50号、平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第53号、平成23年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）について、質疑を許したところ、配水施設拡張費の9,100万円は何か、また水道事業の全体的な流れを説明してほしいとの質問があり、9,100万円については、追原の施設に常設の自家発電機をつける工事ですとの答弁があり、また水道事業の全体的な流れについては、4期の5カ年計画でやっていきます。22年度からは第2期5カ年計画で、市街化調整区域に基幹となる管をもっていきます。今年度は、下本郷から上本郷を通してシンワ団地につなぐ管を終わらせる予定ですとの答弁がありました。

また、水道業者は阿見町に何社あるのかとの質問に、各家から発注を受けることのできる業者は約200社、町から仕事を受注できる業者は約20社弱だと思いますという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第53号、平成23年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 私は、日程第2、議案第46号、平成23年度阿見町一般会計補正予算について、条件つき賛成の討論をしたいというふうに思います。

私の委員会では、主に今度の3.11で被害を受けた公共施設、災害復旧費が新しく1,246万計上されております。これについては、当然、至急通行どめになっているところを復旧させる必要があるということで賛成をいたしました。また、私の委員会以外で、新しい給食センターの設計の問題が民生教育委員会で賛成・反対の意見があったようですけれども、この問題については、今、委員長の報告でもありましたように、新しく天田町政になって、今まで進めてきたPFI——これは給食の運営をいわゆるほとんど民間に任せるということで、その民間に任せるとはいいいんですけれども、その経費は阿見町が全額分割で支払っていくというものでした。私はこのPFIについては、やはり子供たちの食の安全、それから地元の農産物をこれから取り入れて多く使うと、そういう方向からしても、どうしても民間に任せるとことは、民間は損することはやらないわけですよ。そういうことを考えれば、やはり今回、公設民営のほう、より一層町が責任を持って設置できるのかなというふうにも思います。

この公設民営になった一番の大きな原因は、子供たちに町長が米飯給食をもっと増やしたい

と、そういう思いで、P F Iの中では米飯給食、自分の阿見町でやるという設計はなかったわけですが、それが取り入れるために、どうしても公設民営化にせざるを得なかったという説明がありましたけれども、そういう点では、私も町のお米を町の子供たちに食べさせると、今、週3回やっておりますけれども、それを4回、5回と増やしていくということはいいことだなというふうに思って、P F Iよりは公設民営のほうが町が責任を持てるというふうに思っております。

また、この変更については、天田町長側からの説明ですね、それがきちんと議員が納得させる状況で説明がなかったと、それが今回一番問題になっているのかなというふうにも思います。今回の補正予算では、4,800万の設計費をとるわけですが、当然その中でP F Iと公設民営でどんなふうに経費の面でも節減できたのか、プラスになったのか、その辺もきちんとていねいに議会へ説明する必要があるんじゃないかなというふうに思います。

この給食センターの問題については、町民また子供さんのためを思えば、やっぱり今35年以上経過している老朽化した給食センターを新しくして、衛生管理のきちんとされた中で、地元の食材を使って、おいしい給食を早く食べさせると、そういう点については、私はやっぱりきちんと早目に今の老朽施設を改善する必要があるというふうに思っております。

そういう点で、変更の説明は不十分ですが、今後設計するわけですから、そういう点についても、きちんとこの設計の中で議会へ説明してもらいたい。

あと、今、下水処理場が壊れててにおいがひどいという話ありますけれども、給食センターの周辺までは何百メートル離れたところには下水道が来ているわけですから、23年度の予算見ると、いわゆる下水処理の管理だけで、管理費190万年間払っているわけですよ。そういうことを考えれば、給食センターからポンプアップして公共下水道につなぐことも検討の余地があるのではないかなというふうにも思っております。

そういう経費の問題もありますけれども、そういう議会側の懸念材料は、今後ていねいに説明していただきたいという条件をつけて、この給食センターの設計費については賛成をしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 私は、議案第46号、平成23年度一般会計補正予算、新学校給食センターの建設にかかわる補正予算に反対をいたします。

先ほど、我が委員長報告がありました。これを、委員会ではこの意味では否決ですが、補足説明する意味で、再度反対討論をさせていただきます。

新学校給食センターはですね、町長が町長になったばかりに、町長がなってすぐに、なぜ急に建設方式を変更したのか。この理由がわからない。そして、文章を読んでも余りよくわからない。そして、さきの定例会で、柴原議員が質問しました、なぜかと。その説明を聞いても、なお理解ができなかった。これが、私、今の感じているところでございます。よって、以下の理由で反対をいたします。

まず、行政の継続性についてでございます。町長の独断専行はあってはならないということでもあります。議会は何のためにあるのか。追認機関なのか。それでは議員としてあるべき姿ではなく、町民に対する背信行為と言わざるを得ません。なぜならば、前川田町長が3年もかけて研究をして、この方法が一番いい方法だと言って、我々に説明をし予算もつけてきました。それは議員はみんな認めているわけです。そのときにも天田町長も反対意見は言っておりません。それで、町長になったとたん、PFIはだめで公設民営だと、唐突に議会にも諮らず独断専行。こんなことは議会人として私は許してはいけないというふうに考えております。

議員の皆様にも、15名が連名で、自分で金を出して、そしてこんな暴挙は許されないということ町内全域に新聞折り込みをしたわけです。これをどう説明するのか。あのときと事態は全く変わっていないですよ。ただ、変わったのは地震があっただけです。今、給食センターは古い、修復もされており、使用できる状態であります。特に今すぐやらなければならないという緊急性は、私はないというふうに思います。

2番目の反対意見です。既に3,000万近くの調査委託料を払っております。そして、これがすべて無駄になった。この経費の無駄使いをどう説明するのか。全く説明も謝罪もないということなんです。

3番目、町の職員の対応にも問題があり、過去PFIつまり民設民営方式は公設民営に比べて、経費の面、業務の効率性の面、すべてにわたってPFIがまさっているというふうに説明をしてきて、我々も納得をしました。しかし、町長がかわったとたん、今度は公設民営がいいと無理やりに理論づけておるわけです。もっと自分たちがやってきたことに自信を持って誇りを持ってやっていただきたい。それがない職員が、いかに後づけでどんな理由をつけてこようが、説得力に欠けるわけです。まあ、担当者はですね、町長、私は3年も研究してきましたと、だからこれも経て議員に説明してきましたと、だから町長それはだめですよと言うぐらいの勇気と気概を持っていただきたい。

4番目、私は給食センターの建設は反対しているわけではありません。ずっとPFIでみて、まして、ここになってPFIでないだめだという気持ちもありません。だが、我々は議員ですから、公設民営が経費の面、管理の面、いろんなことを比較対象して、これで公設民営がいいんだという、我々に納得をさせる資料と説明がないわけです。つまりですね、民設民営、公

設民営、それから自校方式、それから今までの方式、いろんな方式があるわけです。その方式の、お金はこれだけかかります、この方式はこれだけかかります、そしてメリットはこうです、デメリットはこうですというようなことを、我々にしっかりとした表にして説明をしてくれと言ったら、それはしないということは、これは議会軽視も甚だしいです。そういうことで、ただ、公設に——先ほども話がありましたけれども、公設にする理由は、米飯を3食から4食にするんだと、それから地産地消だと、町が介入しやすいんだと、ソーラー、太陽光発電をやるんだと、こういうのがメインな理由です、公設民営の。これで民設民営でもやろうと思えばできるじゃないですか。そういうことですね、十分可能なものがあるにもかかわらず、後づけでいろんな屁理屈をつけてきているというふうに私は思えてなりません。

それから、これからですね、阿見町は箱物行政が続くんです。もちろんこの給食センターもそうですし、それから道の駅の構想もそうですし、これはまだできるかどうかわかりませんが、そういう箱物行政が続きます。まして、予科練記念館の13億の借金、これは負の遺産にならなければいいがというふうに危惧はしておりますが、そういう状況もあります。で、現在230億近く、町に借金がございます。さらにこれをですね、やっていくっちゃうのはですね、よりよい経費のかからない給食センターが必要なわけです。なぜ急ぐのか。そこは私には全く理解ができないんです。例えばですね、優先順位をつけるならば、小中学校の耐震化工事、これ4年間でやるっちゃうんですよ、順番つけて。そういうことは、子供たちの命です。一遍に、借金してでも、私はやるべきだと思います。町長も議員時代にですね、耐震化は最優先してやるべきだというふうな意見も述べております。それから、子供がかわいそうだから、1日も早く建設をと言いますが、これは言いにくい言葉ですけども、一時の感情に流されるのではなくてですね、我々議員ですから、30年以上のスパンを考えながら、一番いい方法を検討するのが我々の議員の責務だというふうに思うのであります。

以上の理由で、今回の補正は一時凍結をして、何が一番いいのかを、いろんな、議員も勉強します。で、3カ月ぐらい延ばして、もっと議論を煮詰めていくということが必要だというふうに思いますので、私は今回の議案第46号、平成23年度阿見町一般会計補正予算（第1号）については、反対をいたします。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 私は、議案第46号、平成23年度阿見町一般会計補正予算（第1号）に対し、賛成の立場から討論させていただきます。

賛成理由として2点あります。

第1に、今回否決になった場合、給食センター整備事業、学校給食センターの老朽化による

建て替え工事が大幅におくれてしまうということでもあります。先日も、数名の議員とともに給食センターを見てまいりました。そこには、せんだって執行部から写真を見ながら説明を受けたものをはるかに超える悲惨な現状がありました。昭和47年来の建物は大変に老朽化が激しい上に、このたびの震災により、さらに破損を受けております。浄化槽はかなりの異臭を放ち、敷地内に漂い、不衛生なばかりか近隣への迷惑でもあります。床は水を流して洗うかなり旧式のものであり、衛生管理を保つのに極めて困難であること。職員の手入れが行き届いているために、外観は大変きれいな調理の機械も、中はさびてぼろぼろであります。職員の話によると、毎日だましだまし使っているが、いつ壊れるか冷や冷やしている。もし急に壊れたら、業者が水戸なので、そこからすぐに来て、まあかなりの時間はかかる。その時間給食がとまる。直るまで子供たちにしばらくお弁当持参をお願いすることになるとのことでありました。時間の猶予はなく、一刻も早い建て替えを願うものであります。

学校給食について、当事者であります児童生徒の多くの保護者にお聞きいたしましたところ、自校方式やセンター方式などいろんな案が出てまいりましたが、とにもかくにも衛生管理の行き届いた中で、目に見える食の提供を1日でも早くしてほしいとの意見が第一でありました。

所管の民生教育常任委員会では否決となり、それは一昨年、PFI方式で事業を進めるとの内容をどうして説明もなく急遽変更したのか、またなぜPFIではだめなのかというのが主な反対の理由のようでありました。

当時、PFI方式から切り替えるときに、町長から議会に説明がなかったことに対しては町長に非がありますが、それは3月の川畑議員の一般質問の折に謝罪がありました。

ちなみに、PFI事業についてであります。先ほど委員長からの報告にもありましたとおり、日本では1999年7月にPFI法が施行されましたが、海外の方式の仕組みの理解不足により、手落ちの部分が多く見られました。例えば、海外では禁止されている施設整備費の割賦払いも日本では逆に促進しており、財政悪化につながる場合があります。国や地方公共団体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供を目指すのが目的で始まりましたが、取り入れる事業の内容によっては、デメリットが多く発生いたします。行政と採算を考えなければならない民間がリスクを分担しなくてはならないこと、質より利益を重んじる場合も発生する民間では、町民の信頼を不安定にさせること。実際、日本でも経営破綻してしまうPFI事業も出てくるわけでありまして。金利については、長期の計画を設定し入札を行うため、入札後は事業が設定された期間の金利を税金で払い続けることとなります。利益の追求より安全安心を第一とする学校の給食事業に関し、PFI事業がそぐわないことがここでも伺えます。3年前の川田町長の時代からは時がたち、現在PFIはそぐわないとわかったわけではないでしょうか。したがって、今回の給食センターの建て替え工事は、1日も早く進めていただきたい

と考えます。

第2に、国・県の補助金によるがん対策や健康増進事業、またそのほか災害見舞金などの事業を促進する機会をおくらせてしまっただけではならないと考えております。

天田町政がスタートして1年3カ月が過ぎました。一連の不協和音、議会と執行部との不協和音に関しては、とりもなおさず議会と町長及び執行部の風通しの悪さから起こったものであり、執行部の責任は重大であると考えております。しかしながら、町民のためには町政運営に待ったはなく、停滞は許されません。補正予算案に賛成いたしますが、今後、町民の代表である議会との風通しをよくすることが、町民とのガラス張りの町政にすることであり、お互い信頼を損ねない町政運営が今後なされることを切に願うものであります。

以上、提案を添えまして、私の賛成討論といたします。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

11番久保谷実君。

○11番（久保谷実君） 平成23年度阿見町一般会計補正予算に反対討論をいたします。民生教育委員会でも、これはかなり給食センターのことがもとでいろいろな議論があったわけですが、私も何回聞いても、なぜ変えたのかと、そのなぜの部分がありません。いろんな答弁の中に、阿見のお米を子供たちにとか、あるいは地産地消であるとか、太陽光とかオール電化とかそういう話が出てきました。それは、なつてからの話であつて、なぜ変えたのかという答えにはなつていないと、そう思います。そういう答弁の中で、17年間の債務負担行為があると、PFIは。これだつて、最初にPFIにするときにわかつたわけですから、PFIは17年間の債務負担行為ですよと。それを今さら、そのとき私は町の職員でないであるとか、この世に生きていくかどうかわからないと、そういう答弁をするような、とてもとても信じられない。何かこう、物事を変えるのには、右から左へ行くのではなくて、右にあつたらば、まず真ん中のゼロに戻して、それからそこで議論をして左へ行くんだら左へ行くと。また右に戻ると。そこのゼロに戻すという部分がなかつた。これは我々は議員としてはなかなか納得できない、そう思っています。

私も地元ですから、給食センターのことは見えています、外見からは。で、ひどい建物だなあと、それも認識をしております。しかし、一回建てたらば、30年から40年は使う。そしてまた、お金も今の予定は16億円ぐらいを使うと。そう考えたならば、やはりここは一度立ちどまつて、もう一度いろんなことを検討して、みんなが納得した上で建てるのがいいと思います。

阿見も、給食は近隣ではおいしいという評判です。それは石神所長初め、あそこで働いている皆さんに本当に感謝をしております。そういうおいしいという評判があるわけですから、そのおいしい評判を崩さないように、みんなが納得した上で、もう一度戻して、で本当に何が

いのかと、そういう議論があったほうが良いと思います。

それで、どういう方式であれ、給食センターのことについては、最終的な責任は町が持つわけですから、あそこで事故があったらば、当然町の責任です。これはどんな方式であれ、そこは町はしようがない。そう考えたらば、一度この給食センターの整備事業を、私はここだけですから、反対するの。それでこの補正予算を反対するというのは、特にちょっと苦しいんですけども、それでもなおかつ、やっぱりこれは白紙に戻して、もう一度みんなでやるべきだと、そういう考えのもとに反対いたします。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） 私は議案第46号、阿見町一般会計補正予算に対し、賛成の討論をさせていただきます。ただいま賛否両論、るる御意見が出ておりました。しかし、時代は流れているのです。状況は刻々と変化しているんです。そして今、私たちは3.11という大震災を経験して、給食センターの建設は喫緊の課題だと思います。私は去る6月16日に給食センターを拝見させていただきました。そして、現場の声も聞かせていただきました。本当によくやってくれてるなあと頭の下がる思いばかりです。こんな状態のまま、果たして5年、6年続けていけるんですか。議員の皆さん、責任持ってそれを責任とれるんですか。私は1日も早く建設してあげなければいけないと。これが未来をしょう子供に対する責任だと私は思っておりますので、この議案には賛成させていただきます。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって討論を終結いたします。

反対討論がありますので、順次採決いたします。

初めに、議案第46号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、総務常任委員会は原案可決、民生教育常任委員会は否決、産業建設常任委員会は原案可決であります。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐藤幸明君） 起立多数であります。

よって議案第46号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第47号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第47号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第47号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第48号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第48号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第48号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第49号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第49号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第49号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第50号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第50号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第50号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第51号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第51号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第51号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第52号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第52号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第52号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第53号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第53号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第53号は、原案どおり可決することに決しました。

---

#### 議案第54号 土地の取得について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第3、議案第54号、土地の取得についてを議題といたします。

本案については、去る6月14日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長柴原成一君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長柴原成一君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（柴原成一君） それでは、議案第54号、土地の取得について。

質疑を許したところ、坪3万1,990円という説明を聞いたが、一律に金額を決めたのかという質問があり、宅地は平方メートル当たり約1万7,000円から1万8,000円、畑は平方メートル当たり約8,000円から9,000円です。基本的に不動産鑑定をとり、基準値を決め、売買事例も参考にして決めていますとの答弁がありました。

また、三区上T字路から阿見交番までの間はいつやるのかという質問があり、今回ののは26年度供用開始予定であっていますが、それ以外は白紙ですという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。議案第54号、土地の取得については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第54号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第54号は、原案どおり可決することに決しました。

---

#### 議案第55号 町の区域の設定について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第4、議案第55号、町の区域の設定についてを議題といたします。

本案については、去る6月14日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○総務常任委員会委員長（川畑秀慈君） 先ほどに続きまして、議案第55号、町の区域の設定について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、町名変更のときの、1丁目、2丁目、3丁目のつけ方に決まりがあるのかという問いに対して、基本的には北側の西側、区域の左上のほうから東側のほうへ向かって番号を振るというのが1つの基本的な考え方ということになりますと答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第55号、町の区域の設定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第55号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第55号は、原案どおり可決することに決しました。

---

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第5、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

閉会の宣告

○議長（佐藤幸明君） 議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにそのすべてを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長初め執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、この上とも御自愛、御健勝を祈念いたします。

これをもちまして、平成23年第2回阿見町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前 11時19分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 佐 藤 幸 明

署 名 員 小松沢 秀 幸

署 名 員 倉 持 松 雄

## 参 考 资 料

平成23年第2回定例会 議案付託表

<p>総務常任委員会</p>	<p>議案第46号 議案第55号</p>	<p>平成23年度阿見町一般会計補正予算（第1号） 内 総務常任委員会所管事項 町の区域の設定について</p>
<p>民生教育 常任委員会</p>	<p>議案第43号 議案第44号 議案第45号 議案第46号 議案第47号 議案第51号 議案第52号</p>	<p>阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について 平成23年度阿見町一般会計補正予算（第1号） 内 民生教育常任委員会所管事項 平成23年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 平成23年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号） 平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）</p>
<p>産業建設 常任委員会</p>	<p>議案第46号 議案第48号 議案第49号 議案第50号 議案第53号 議案第54号</p>	<p>平成23年度阿見町一般会計補正予算（第1号） 内 産業建設常任委員会所管事項 平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） 平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号） 平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） 平成23年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号） 土地の取得について</p>

## 閉会中における委員会（協議会）の活動

平成23年3月～平成23年6月

### 1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	3月30日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年第2回臨時会会期日程について</li> <li>・その他</li> </ul>
	6月7日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年第2回定例会会期日程について</li> <li>・その他</li> </ul>
議会だより 編集委員会	4月8日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だより第128号の発行について</li> <li>・その他</li> </ul>
全 員 協 議 会	3月30日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度阿見町一般会計予算の変更点について</li> <li>・その他</li> </ul>
	4月5日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回（仮称）調査委員会の報告について</li> <li>・その他</li> </ul>
	4月22日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義援金の報告について</li> <li>・附属機関の役員等（あて職）について</li> <li>・東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）に関する現状報告について</li> <li>・新学校給食センター整備事業について</li> <li>・その他</li> </ul>

全 員 協 議 会	6月6日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）に関する現状報告について</li> <li>・ 町の区域の設定について</li> <li>・ （仮称）福田工業団地線の整備について</li> <li>・ 新学校給食センター施設計画について</li> <li>・ その他</li> </ul>
-----------	------	--------	---

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
龍ヶ崎地方衛生 組合	5月26日	第1回臨時会 ・龍ヶ崎地方衛生組合議会議長 選挙について	小野村節氏 (龍ヶ崎市)	大野孝志 吉田憲市
牛久市・阿見町 斎場組合	6月11日	全員協議会 ・家族葬のできる斎場について 第1回臨時会 ・牛久市・阿見町斎場組合議会 議長の改選について ・牛久市・阿見町斎場組合監査 委員の選任について	板倉 宏氏 (牛久市) 須藤京子氏 (牛久市)	細田正幸 小松沢秀幸 久保谷実